



戦間期における地方農会の食糧自給論 一兵庫県農会の「帝国内自給」論を中心に一

浅利, 文子

(Degree)

博士 (文学)

(Date of Degree)

2013-09-25

(Date of Publication)

2014-09-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第5919号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1005919>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



平成二五年七月一〇日 提出

戦間期における地方農会の食糧自給論―兵庫県農会の「帝国内自給」論を中心に―

指導教員(主)	奥村 弘 教授
指導教員(副)	河島 真 准教授
指導教員(副)	田中康二 准教授

神戸大学大学院 人文学研究科

博士課程後期課程 社会動態専攻

学籍番号 051L058L

浅利 文子

もくじ

戦間期における地方農会の食糧自給論—兵庫県農会の「帝国内自給」論を中心に— 1

もくじ 2

序章 課題と方法 4

 第一節 本論文の目的 4

 第二節 研究史上の問題点 5

 第一項 系統農会史研究 5

 第二項 食糧政策史・米価政策史研究 7

 第三節 課題と方法 8

第一章 一九一〇年代における兵庫県農会の米価対策 13

 はじめに 13

 第一節 一九一〇年代における兵庫県の米穀市場 14

 第一項 都市部における飯米需要の増加 14

 第二項 神戸における産米流通状況 17

 第二節 帝国農会と「内地自給」論 21

 第一項 米価調節運動の特徴 21

 第二項 帝国農会の米価対策と「内地自給」論 24

 第三節 兵庫県農会と「帝国内自給」論 28

 第一項 農業経営方針の転換 28

 第二項 兵庫県農会と「帝国内自給」論 34

 おわりに 38

第二章 外国米のインパクトと「帝国内自給」論—一九一八—一九二〇年を中心に— 46

 はじめに 46

 第一節 兵庫県における外国米のインパクト 48

 第一項 都市の人口拡大と農業の不利性に伴う農業労働力の流出 48

 第二項 兵庫県の米穀事情 49

 第二節 「米価調節反対運動」と地方農会の食糧自給論の展開 50

 第一項 関西府県農会連合会における「米価調節反対運動」への動き 50

 第二項 兵庫県農会の「米価調節反対運動」 51

 第三節 系統農会の食糧自給論における兵庫県農会の位置 52

 第一項 地方農会レベルの食糧自給論 52

 第二項 多木久米次郎の「帝国内自給」論 53

 第三項 兵庫県農会の「帝国内自給」論 55

 第四項 食糧自給自足の請願 57

 おわりに—一九二〇年代への展望— 59

第三章 「帝国内自給」論のその後と米投売防止運動	71	第一項 一九二〇年一月から一九二一年三月における県内産米の動向	101
はじめに	71	第二項 「播州筋の売」の要因	106
第一節 「帝国内自給」論とその後	72	第三項 共同販売からみる運動の効果	109
第一項 米価の下落と系統農会の取り組み	72	第四項 「農民の中堅なる諸君」の消極性の要因	110
第二項 帝国農会の食糧自給論の転換	77	第四節 米穀法と多木の米価政策	111
第三項 常平倉制度案との関係	79	おわりに	113
第四項 小括	82	終章 本論文の総括と展望	119
第二節 米投売防止運動の質的転換	82	第一節 本論文のまとめ	119
第一項 系統農会の食糧自給論の転換	82	第二節 「帝国内自給」論の歴史的意義	123
第二項 米穀投売防止組合と平均売組合の相違点	85	第三節 今後の課題と展望	125
第三項 小括	88		
おわりに	89		
補論 兵庫県における米投売防止運動の実態分析	94		
はじめに	94		
第一節 県内における県農会の対策	94		
第二節 県内産米の特徴	97		
第一項 県内産米の地域区分	97		
第二項 地主制の展開からみた県内産米の特徴	99		
第三項 農業倉庫の設立状況	100		
第三節 県内産米の動向からみた米投売防止運動の実態	101		

序章 課題と方法

第一節 本論文の目的

本論文は、戦間期系統農会の米価対策を分析することを通して、兵庫県農会にあらわれた「帝国内自給」論の形成過程及びその内容を検証し、後に、「帝国内自給」論が系統農会全体の議論へと転換していく過程を明らかにすることを目的とする。

系統農会とは、帝国農会を頂点として全国に組織された政府の勸農施策の代行機関であり、一九〇〇（明治三三）年の農令公布によって、道府県と郡市町村に設置された。さらに一九一〇（明治四三）年の農会法改正により、帝国農会が設置され、道府県や郡市町村の農会はその支部となった。当初、系統農会は行政官庁の意思や行動と背馳しないように強い規制を受け⁽¹⁾、その下で農事指導機関としての役割を果たしていた。しかし、系統農会は、農業者⁽²⁾の利益団体としての性格を全く持っていなかったわけではなかった。地方農会―特に道府県農会は、帝国農会に比べて官僚の統制が及びにくく、地主層（特に大地主層）が勢力の強い地域では、農業利益⁽³⁾の要求が集約される格好の場となったのである⁽⁴⁾。とはいえ、そのような動向は、系統農会全

体としては限定的であった。

しかし、本論文が分析の対象とする戦間期には、一九二二（大正一一）年の農会法改正（以下、新農会法と表記する）公布によって、系統農会は公法人化され、農業者の利益を主張することが法的にも許されることとなった。この時点で、系統農会は利益団体化したと評価できる。また、系統農会の事業として「農業ノ指導奨励ニ関スル施設」（新農会法第三条第一項）に加え、「農業ニ従事スル者ノ福利増進ニ関スル施設」（同法第三条第二項）が新たに規定された。さらには、経費及び過怠金の強制徴収権が認められた（同法第三〇条）ことなどから、新農会法では系統農会の経済的自立性がある程度保障された、とも捉えられている⁽⁵⁾。

このように、戦間期に至って、系統農会は、政府の勸農施策の代行機関としての側面に加えて、農業者の自立的な利益団体としての側面を強めていった。しかし、系統農会の自立的利益団体化は、法改正によって直ちに実現したわけではない。そこで注目されるのが、食糧自給をめぐる系統農会の動向である。

日露戦争によって食糧が不足すると、日本では朝鮮や台湾からの米の輸移入が問題となった。これに対して、内地米以外の米を積極的に輸移入するべきであるという意見や、内地米で完

全自給するべきであるとの意見などが出された。これら内地における米の自給に関する議論を、本論文では食糧自給論と表す。第一次大戦期以降、世界的に食糧危機が進行する中で、植民地を含めたブロック内で食糧完全自給を実現しようとする動きが世界的に強まっていった⁽⁶⁾。日本の食糧自給論は、米の生産だけでなく、流通や価格を含めた問題として議論された。系統農会では、一部の地方農会が、積極的に食糧自給論を唱えていた。戦間期に系統農会の農政運動が活性化するきっかけの一つが、この食糧自給論であったとされている⁽⁷⁾。

従来、系統農会の食糧自給論は、日露戦後から一貫して、内地米による完全自給の実現を目指すものであった⁽⁸⁾。以下、これを「内地自給」論と呼ぶ。系統農会の食糧自給論が「内地自給」論であるとされたのは、帝国農会が帝国議会の「地主議員」たちと共に、朝鮮米や台湾米の移入統制や外国米輸入の禁止を強く訴えていたためである。

しかし、果たして、系統農会の食糧自給論は「内地自給」論だけであったのか。食糧自給論がさかんに議論された戦間期は、系統農会と密接な関係を持つ地主層が、植民地へ積極的に資本投下していた時期でもある⁽⁹⁾。このことと食糧自給論との関係は、改めて問い直さなければならぬのではないか。

第二節 研究史上の問題点

ここでは、戦間期の系統農会の農政運動と、その理論的背景となっている食糧自給論に関係する研究史について概括し、問題点を指摘したい。そこで、本論文に関係する研究史を、系統農会史研究、食糧政策・米価政策史研究の二つに分けて述べるとしよう。

第一項 系統農会史研究

系統農会の各種事業や農政運動等の動向を総体的に捉えた研究として栗原百寿氏の研究、日本農業発達史調査会編『日本農業発達史』⁽¹⁰⁾、そして、帝国農会史稿編纂会『帝国農会史稿』⁽¹¹⁾の成果がある。

まず、栗原百寿氏は、『農業団体論』において、系統農会の人々やその歴史的歩み、帝国農会を中心とした農政運動を取り上げ、これらの歴史的意義について論じている。特に、帝国農会を中心とした農政運動については、政党政治との関係から系統農会が利益団体化していく過程を明らかにした⁽¹²⁾。次に、『日本農業発達史』は、系統農会を地主団体と位置づけ、系統農会による

農政運動を「地主の示威運動」として捉えた。その上で、系統農会の基礎的な事項を明らかにした⁽¹³⁾。また、『帝国農会史稿』では、帝国農会を中心とした系統農会の諸事業と農政運動の内容をまとめた⁽¹⁴⁾。

その後、野本京子氏が指摘する通り、系統農会自体の研究は関心の低下とともに停滞期に陥った⁽¹⁵⁾。しかし、一九八〇年代になると、系統農会に関する研究において、系統農会を地主団体として固定的に捉えない諸潮流があらわれはじめた。一つは、(一)農村社会の中に系統農会を位置づけた研究であり、もう一つは、(二)系統農会の各種事業や農政運動など、系統農会そのものに焦点をあてた研究である。この研究潮流は、地方農会の実態も明らかにしたという点でも評価できるものである。

(一)の研究としては、大門正克氏や森武麿氏の研究がある⁽¹⁶⁾。これらの研究により、一九二〇年代後半以降の系統農会の農村に対する統合機能が明らかになった。特に、森氏は、一九三〇年代の系統農会を「国家的課題、独占資本の政策の農村末端浸透のパイプ」⁽¹⁷⁾として位置づけた。これらは、政府の農業政策の代行業を担う系統農会の性格を農村地域社会との関係から実証したといえよう。

(二)の研究としては、以下の研究がある。大鎌邦雄氏は、

秋田県を事例として、大正期における系統農会の販売斡旋事業と商業的農業の発展との関係等について分析し、系統農会と産業組合の役割の相違について検証した⁽¹⁸⁾。宮崎隆次氏は、協同一致して生産の増加を目指す明治農政の枠組みから、系統農会が脱皮し、農業者の利益団体へと転換していく過程を明らかにした。その中で、宮崎氏は、戦間期における系統農会の利益団体化の要因を小作問題など農村の問題と捉え、これを解決し農業者の利益を実現していく系統農会と、既成政党の対応を究明した⁽¹⁹⁾。大谷正氏は、一九三〇年代の系統農会の農政運動について研究を進めた⁽²⁰⁾。玉真之介氏は、戦間期において系統農会が主産地形成に果たした役割を明らかにした。特に、岡山県農会を事例として実証分析し、米投売防止運動の結果、主産地形成につながる技術員体制などが確立された点を論じた⁽²¹⁾。従来、系統農会の農政運動に関する研究は、帝国農会の分析が中心であったが、玉氏の研究は、地方農会の農政運動と米価対策を明らかにした重要な研究である。佐藤正志氏は、徳島県農会を中心に、戦間期系統農会の販売斡旋事業における役割を分析した⁽²²⁾。

近年では、松田忍氏や深見貴成氏が、内務行政から農林行政が独立する過程を明らかにするという視点から、系統農会の農政運動や技術員について分析している。松田氏は、戦前期日本

において、国家が農民といかに対峙してきたかという問題意識のもと、系統農会の役割について究明した。そして、系統農会が、直接生産農民に影響力を及ぼすためのパイプであり続けたことを、農業経営改善事業や技術員網、そして、農政運動から明らかにした¹²³⁾。深見氏は、兵庫県農会を中心に、戦間期における系統農会と地域社会との関係を明らかにした¹²⁴⁾。この他、手塚雄太氏は「挙国一致内閣」期における政党と系統農会の関係を分析した¹²⁵⁾。

これらの諸研究は、系統農会の農政運動や各種事業を中心的に分析することにより、系統農会の主体性に注目したという特徴がある。

しかし、ここまで挙げた新しい研究潮流にも、二つの問題点がある。第一に、系統農会の主体性が最も発揮された米価問題については、主として系統農会の農政運動の中でとりあげられてきたが、その多くが帝国農会を中心とした分析であったことである。地方農会の米価対策を論じた研究は玉氏の研究のみであり、この分野については、今なお、実証を蓄積していくことが必要な状況にある。それは、地方農会の米価対策や食糧自給論についても、その内容が十分に検討されていないからである。第二に、系統農会に関する研究は内地との関係性のみで捉

えられ、植民地は利害対立の対象としてしか捉えられていない。以上の二点である。

第二項 食糧政策・米価政策史研究

さて、前述の通り、系統農会の主体性が最も発揮されたのは米価対策においてであったが、米価政策にかかわる研究では、系統農会は、どのように捉えられていたのであるうか。

戦間期の米価政策や食糧政策は、主として政治的対立の流れの中で論じられてきた¹²⁶⁾。戦後の研究として早いものでは、持田恵三氏が、食糧問題を日本資本主義の本質的矛盾の顕在化したものとして位置づけた研究がある。そして、この対応策である食糧政策の成立過程を分析し、地主と資本、内地と植民地の対立構造が、以後の日本資本主義の食糧政策の基軸になることを明らかにした。さらに、持田氏は、帝国議会における「地主議員」が、系統農会の食糧自給論を地主層の利益を主張する際に用いたとし、食糧自給論の政治的側面を強調した¹²⁷⁾。

この持田氏の分析視角は、以後、守田志郎氏、中村政則氏、川東諍弘氏らによって引き継がれた。守田志郎氏は、戦前期日本における米の価格・流通・生産等を地主制史研究の視座から分析し、日本社会における米の特質について論じた¹²⁸⁾。中村政則

氏は、日露戦後期において、ブルジョアと地主層が食糧自給論をめぐって対立する一方、植民地開発を通して協調が図られるという「ブルジョア・地主国家類型」が確立すると主張した⁽¹²⁹⁾。川東蟬弘氏は、米価政策をめぐるブルジョア、天皇制国家官僚、地主、植民地など諸勢力の利害対立・調整・妥協の過程を、帝国議会のみならず諮問委員会レベルまで取り上げ、その詳細を明らかにした⁽¹³⁰⁾。

しかし、これらの研究は、系統農会を地主団体として位置づけており、食糧自給論についても、米価政策における地主と資本、内地と植民地の政治的対立の具体例として簡単に触れるだけであった⁽¹³¹⁾。

このような問題点に対し、大豆生田稔氏は、持田氏以降用いられてきた「食糧政策をめぐる諸勢力の利害対立」という分析視角そのものを批判し、近代日本の食糧問題の展開と、食糧政策の形成・展開・解消の過程を総体的に把握した。すなわち、食糧問題への対応の中で、外米依存から植民地米依存への変化により、食糧「自給」体制が確立したことを論じたのである⁽¹³²⁾。大豆生田氏によって、食糧政策の中に食糧自給論が位置づけられ、政府や委員会などにおける食糧自給論と農業政策との関係も明らかにされたといえる。

しかし、大豆生田氏の研究は、あくまで国家レベルの分析であり、地方農会の食糧自給論をめぐる動向については、全く触れられていない。

第三節 課題と方法

以上により、本論文の課題が明らかになった。それは以下の二点である。

第一に、系統農会の米価対策の展開過程を明らかにすることである。具体的には、地方農会の食糧自給論を分析対象にするということである。地方農会の食糧自給論そのものについて、これまで詳細に分析した研究がないため、本論文では、その点を実証的に明らかにするという課題に取り組む。

第二に、系統農会を内地だけではなく、植民地との関係の中で捉えることである。これまでの研究史では、内地と植民地との関係を利害対立という構図で捉えてきた。しかし、地方農会において「帝国内自給」論が形成され、のちに、これが、系統農会全体の食糧自給論へと転換するという対立関係のみでは説明できない論調があったことを実証していく。

これらの課題を明らかにするにあたって、本論文では、兵庫

県農会を中心に系統農会の動向を検討する。兵庫県農会は、第一次大戦を契機として、系統農会としては特殊な食糧自給論―「帝国内自給」論を作り出した。農政運動を経て、それが系統農会全体の食糧自給論となっていたという経緯をもっているためである。

なお、本論文で地方農会という用語を用いる場合は、道府県農会を指す。分析対象とする時期において、系統農会は、帝国農会と道府県農会、そして、郡市町村農会とタテ系列に二層化されていたが、それらはそれぞれに果たす役割が異なっていた。前者は農業者利益団体事業（農政運動）を、後者は農業指導奨励事業を専ら担任していた⁽³⁾。米価対策は、基本的に帝国農会や道府県農会の農業者利益団体事業の中で展開した。そのため、本論文では、道府県農会を地方農会と表記する。

(1) 農会には特別議員制度と呼ばれる制度があった。帝国農会では、農商務省大臣や他の官僚が、道府県農会では地方長官（知事）や内務部長がその任についた。これは農会の動きをけん制するものであった、と宮崎隆次氏は述べている（宮崎隆次「大正デモクラシー期の農村と政党（一）―農村諸利益の噴出と政党の対応―」国家学会『国家学会雑誌』第九三巻第七・八号、一九八〇年、四七八頁）。

(2) 当該期において系統農会が農業者という言葉を用いる際、それは、主として地主層のことを指していた。この時期の系統農会は、基本的に地主層の利益を体现する団体という性格をもっていたからである。系統農会を地主団体として位置づけた代表的な研究として、農業発達史調査会編『日本農業発達史』（第七巻、中央公論社、一九五五年）がある。これらについては、後述する。

(3) 注(2)同様、ここでいう「農業利益」も、基本的に地主層の利益を指している。本論文では、系統農会の農政運動が対象とした「農業利益」を具体的に取り上げる。系統農会の農政運動は、基本に米を対象に展開した。そして、米に関する利益は、地主層の利益であった。そのため、本論文では、「農業利益」を地主層の利益として位置づける。

- (4) 宮崎隆次、前掲論文「大正デモクラシー期の農村と政党(一)——農村諸利益の噴出と政党の対応——」四八九〜四九一頁。
- (5) 宮崎隆次、前掲論文「大正デモクラシー期の農村と政党(一)——農村諸利益の噴出と政党の対応——」四九〇頁。
- (6) 渡辺寛「世界農業問題」(宇野弘蔵監修『講座帝国主義の研究』第二卷、青木書店、一九七五年)二二二頁。
- (7) 宮崎隆次、前掲論文「大正デモクラシー期の農村と政党(一)——農村諸利益の噴出と政党の対応——」四八九〜四九一頁。
- (8) 持田恵三「食糧政策の成立(一)——食糧問題をめぐる地主と資本——」(農林省農業総合研究所『農業総合研究』第八卷第二号、一九五四年)、中村政則「軍事的半封建的資本主義国家類型の確立——ブルジョア・地主ブロック論——」(原秀三郎他『大系日本国家史』第五卷近代Ⅱ、東京大学出版会、一九七八年)、川東蟬弘『戦前日本の米価政策史研究』(ミネルヴァ書房、一九九〇年)。
- (9) 浅田喬二『日本帝国主義と旧植民地地主制——台湾・朝鮮・満洲における日本人大地所有の史的分析——』(御茶の水書房、一九六八年)、金子文夫「第一次大戦後の対植民地投資——中小商工業者の進出を中心に——」(社会経済史学会『社会経済史学』第五一卷第六号、一九八六年三月)。
- (10) 農業発達史調査会編、前掲書『日本農業発達史』(第七卷)。
- (11) 帝国農会史稿編纂会『帝国農会史稿』(記述編、農民教育協会、一九七二年)、同『帝国農会史稿』(資料編、農民教育協会、一九七二年)。以下、それぞれ『記述編』、『資料編』と表記する。
- (12) 栗原百寿著作集編集委員会『栗原百寿著作集』(第九卷、校倉書房、一九八四年)第一章・付Ⅱ。系統農会の関係者については、同、前掲書『栗原百寿著作集』(第五卷、校倉書房、一九七九年、七〜一三八頁)に記されている。なお、初出は、同『農業団体に生きた人々』(農民教育協会、一九五三年)である。歴史的歩み、農政運動など系統農会の動向については、同、前掲書『栗原百寿著作集』(第五卷)一四九〜二三〇頁。
- (13) 農業発達史調査会編、前掲書『日本農業発達史』(第七卷)二三八頁。
- (14) 帝国農会史稿編纂会、前掲書『記述編』。
- (15) 野本京子「農会史研究の動向——一九七〇年代以降——」(農業史研究会『農業史研究会報』第一六号、一九八四年)一七頁。
- (16) 大門正克『近代日本の農村社会』(日本経済評論社、一九九四年)、森武麿『戦時期日本農村社会の研究』(東京大学出版会、一九九九年)、同『戦間期の日本農村社会——農民運動と産業組合——』(日本経済評論社、二〇〇五年)。
- (17) 森武麿、前掲書『戦時期日本農村社会の研究』二六一頁。

(18) 大鎌邦雄「大正期における農会と産業組合」(湯沢誠編『農業問題の市場論的研究』御茶の水書房、一九七九年)、同「一九二〇年代の農業倉庫について」(農林水産省『農業総合研究』第三五巻第一号、一九八一年)、同「系統農会の発展と商業的農業の展開」(兵庫県農会『兵庫県農会史(復刻版)』不二出版、一九八七年)。

(19) 宮崎隆次、前掲論文「大正デモクラシー期の農村と政党(一)―農村諸利益の噴出と政党の対応―」、同「大正デモクラシー期の農村と政党(二)―農村諸利益の噴出と政党の対応―」(国家学会『国家学会雑誌』第九三巻第九・一〇号、一九八〇年)、同「大正デモクラシー期の農村と政党(三)―農村諸利益の噴出と政党の対応―」(国家学会『国家学会雑誌』第九三巻、第一・一二号、一九八〇年)。

(20) 大谷正「大日本農道会についての覚書」(梅溪昇教授退官記念論文集刊行会編『日本近代の成立と展開』思文閣出版、一九八四年)。

(21) 玉真之介『主産地形成と農業団体―戦間期日本農業と系統農会―』(農山漁村文化協会、一九九六年) 第四章。

(22) 佐藤正志「農会の農産物斡旋事業と出荷組合」(岡山大学大学院文化科学研究科『岡山大学大学院文化科学研究科紀要』第七

巻、一九九九年)、同「農会による市場競争の展開」(摂南大学経営情報学部『経営情報研究』第一一巻第二号、二〇〇四年)。
(23) 松田忍『系統農会と近代日本 一九〇〇―一九四三年』(勁草書房、二〇一二年)。

(24) 深見貴成「戦時期の地方事務所に関する一考察」(神戸大学史学研究会『神戸大学史学年報』第二三号、二〇〇八年)、同「戦間期の農会技術員に関する一考察」(大阪歴史学会『ヒストリア』第二一四号、二〇〇九年)。

(25) 手塚雄太『挙国一致』内閣期の政党と利益団体―第六六議会の『爆弾動議』をめぐる―」(日本歴史学会『日本歴史』第七三九号、二〇〇九年一月)。

(26) 例外的に、大内力氏は、戦前期の国家財政における米価政策の影響を論じた(同『日本農業の財政学』(東京大学出版会、一九五〇年、第二章第三節)。

(27) 持田恵三、前掲論文「食糧政策の成立(一)―食糧問題をめぐる地主と資本―」。

(28) 守田志郎『米の百年』(御茶の水書房、一九六六年)。

(29) 中村政則、前掲論文「軍事的半封建的資本主義国家類型の確立―ブルジョア・地主ブロック論―」三七―三八頁。

(30) 川東靖弘、前掲書『戦前日本の米価政策史研究』。

(31) この他、桜井誠（同『米 その政策と運動』上巻、農山漁村文化協会、一九八九年）や加瀬和俊（同「両大戦間期における農業政策と農村側の対応」歴史学研究会『歴史学研究別冊特集』一九八三年一月）等の研究がある。

(32) 大豆生田稔『近代日本の食糧政策―対外依存米穀供給構造の変容―』（ミネルヴァ書房、一九九三年）。

(33) 栗原百寿著作集編集委員会、前掲書『栗原百寿作集』（第五巻）一六六頁。

第一章 一九一〇年代における兵庫県農会の米価対策

はじめに

本章の目的は、一九一〇年代における兵庫県の米穀市場動向と兵庫県農会の米価対策とを、全国的の動向と比較検討して、その米価対策の特殊性を明らかにすることである。

日露戦争以降、米価問題は、地主と資本家の利害が鋭く対立した代表的な案件であった⁽¹⁾。特に、米穀関税に関する問題をめぐって、地主利害を代弁する議員は、内地農業保護のために、内地米価格の維持と植民地米移入税の復活を強く訴えた。これに対して、資本家の利害を代弁する議員は、植民地「開発」のために、内地における食糧の充足と植民地米移入税の廃止を求めた。第一次大戦勃発以降、不況と豊作による米価下落に伴って、帝国議会や米価調節調査会など国家レベルでは、米価政策が具体的に議論されるようになった。系統農会もそれに対応する形で、建議活動を活発に展開するようになった。

そのため、米価政策史研究では、一九一〇年代を内地米と植民地米、及び外国米を関連付けて政策が形成される時期として

位置づけている。例えば、川東輝弘氏は、帝国議会や米価調節調査会における、地主、ブルジョア、天皇制官僚、植民地官僚など諸勢力の議論を中心に米価政策の形成過程を分析した。その結果、川東氏は、日露戦後の日本の米価政策をブルジョア的利害と地主的利害との調節、調整的米価政策の始まりとして、位置づけた⁽²⁾。また、大豆生田稔氏は、第一次大戦勃発により米の対外依存の成立条件が動揺する事態に直面し、食糧問題が深刻化する過程を、政府の食糧問題をめぐる認識や政策構想から分析した。その上で、この政府の食糧問題認識や政策構想の中から食糧自給構想が形成されていったことを明らかにした⁽³⁾。しかし、これらの研究は、地方農会の米価対策を分析することなく、帝国農会の米価対策を系統農会全体の米価対策として位置づけ、さらに、それを地主側の意見として捉えるという問題点があった。

一方、系統農会の農政運動史研究では、栗原百寿氏⁽⁴⁾や宮崎隆次氏⁽⁵⁾が、系統農会の米価調節に関する農政運動を明らかにした。栗原氏は帝国農会の農政運動を紹介し、それに対して、宮崎氏は、系統農会が利益団体化していく過程を系統農会と政党政治との関係から究明した。宮崎氏は、明治農政の枠組みが維持できなくなる要因を、小作問題や米価問題など農村問題と捉えた⁽⁶⁾。

それゆえ、系統農会による米価対策の歴史的段階性については触れていない。

以上の通り、従来の研究史においては、地方農会による米価対策の展開過程が明らかになっていないという問題点があった。そこで、本章では、一九一〇年代における地方農会の米価対策展開過程を明らかにする。

分析対象とする時期は一九一〇年代、特に、一九一〇（明治四三）から一九一七（大正六）年である。筆者は、一九一八（大正七）年を画期として、系統農会の米価対策が質的に転換したと考えている。なぜなら、系統農会が、一九一八（大正七）年を契機として食糧自給論と米価対策とを一体化させて論じるようになったからである。それゆえ、その前段階たる一九一〇（明治四三）から一九一七（大正六）年は、系統農会が、内地米と植民地米を関連付けて米価対策を展開していく重要な時期と捉えることができる。

本章では、以下の三点を課題として設定する。第一に、全国的な米穀市場の動向と兵庫県のものについて概観し、その中で兵庫県の米穀市場の特徴を明らかにする。第二に、帝国農会の米価対策を分析し、帝国農会の食糧自給論を検証する。第三に、

兵庫県農会の農業経営方針を米価対策との関係からを明らかにする。

第一節 一九一〇年代における兵庫県の米穀市場

第一項 都市部における飯米需要の増加

持田恵三氏によると、一九一〇、二〇年代の内地では、東京市場や大阪市場への産米移出が急増し、東西二大ブロックへの二極化が進展した。これは、大都市圏の人口増加と北海道における米の増産に伴って、北海道に移出されていた北陸地方や東北地方の産米が、東京市場や大阪市場へと移出されたことによる。例えば、東北地方の産米は、主として東京市場へ移出され、北陸地方では、新潟、富山県産米は東京市場へ、福井県産米は大阪市場へ、石川県産米は西日本を中心としながら、東日本へも移出され続けたということである⁽⁷⁾。

また、東京市場や大阪市場では、植民地米の消費量が多かった。特に大阪では、全国で最も多くの朝鮮米が消費されていた。朝鮮米は軟質米であり、北陸地方の産米と米質が同じであった。さらに、朝鮮米は安価であった。そのため、特に北陸地方の産米に対して価格と消費量の両側面から影響を与えた⁽⁸⁾。

【表1-1】 兵庫県産の米の収穫高

年	米の収穫高 (石)	全国における 順位
1910年	2,128,296	2
1911年	2,286,954	3
1912年	2,410,216	2
1913年	2,151,628	4
1914年	2,410,216	2
1915年	2,151,682	3
1916年	2,560,210	2
1917年	2,353,236	2

出典：農商務大臣官房統計課『農商統計表』各年度。

一九一三（大正二）年になると、朝鮮米と台湾米の移入量が急増した。その要因は、以下の二点であった。第一に、同年三月、米穀輸入関税が維持されることが決定したためである。台湾米と外国米は米質が同じであった。また、台湾米は移入税が免除されていた。そのため、米穀輸入関税が維持されることにより、台湾米の移入量が増加した。第二に、同年七月から朝鮮米移入税が廃止されたためである。これにより、朝鮮米の移入量は急増した。以上の通り、一九一〇、二〇年代における日本の米穀市場は、東北地方と北陸地方の産米の移出先が変化したことと、朝鮮米と台湾米の移入量が急増した影響をうけることとなった。

では、兵庫県の米穀市場はどうであったのだろうか。【表1-1】は、県内産米の生産量を示したものである。これによると、県内産米の生産量は、一九一〇（明治四三）年には二、一二八、二九六石（全国第二位）であり、一九一四（大正三）年には二、四一〇、二一六石（全国第二一〇、二一六石（全国第二

【表1-2】 県内に流通する各産米

単位：%

年	県内産米	県外産米	朝鮮米	台湾米	外国米
1910年	88.41	11.54	0.04	0.01	0.00
1911年	86.66	12.81	0.05	0.02	0.46
1912年	82.39	16.92	0.02	0.07	0.60
1913年	86.60	10.20	0.28	1.10	1.82
1914年	91.21	6.97	1.08	0.72	0.02
1915年	86.38	11.45	1.71	0.44	0.02
1916年	88.73	10.03	0.89	0.34	0.01
1917年	86.75	11.12	0.66	0.85	0.62

注：県内産米の数値は、県外や海外・植民地への輸移出量も含んだ数値に基づく。

出典：兵庫県米穀検査所『兵庫県米穀物検査報告』各年度。

る県内産米の割合は、一九一〇（明治四三）年には八八・四一％であり、一九一四（大正三）年には九一・二一％にまで達した。また、【表1-3】によると、県内に流通する県内産米における県外、海外、植民地への輸移出率は、一九一〇（明治四三）年一八・七％、一九一三（大正四）年一四・三四％、一九一七（大正六）年一一・七〇％であり、県内に流通する県内産米の二〇％にも充たなかった。このことから、神戸に流通した産

米は、一九一七（大正六）年には二、三五三、二三六石（全国第二位）であった。兵庫県は、全国屈指の米の生産地だったのである。県内産米は、主として県内に流通していた。【表1-2】は、一九一〇（明治四三）年から一九一七（大正六）年における県内に流通する各産米を示したものである。これによると、神戸米穀肥料市場（以下、神戸と表記する）に流通する産米に占め

【表1-3】 県内産米の輸移出入状況

単位：%

	県内に流通している県内産米における県外、海外・植民地への輸移出入率	県外		海外・植民地	
		大阪府	京都府		
1910年	18.71	96.09	80.41	9.46	3.91
1911年	16.28	96.60	80.65	8.28	3.40
1912年	13.80	95.79	79.24	10.38	4.21
1913年	14.34	95.51	69.37	19.98	4.49
1914年	14.01	95.41	75.31	13.02	4.59
1915年	10.42	94.29	80.26	9.83	5.71
1916年	13.81	97.40	73.67	12.86	2.60
1917年	11.70	98.88	69.24	14.34	1.12

注：①県外と海外・植民地の輸移出入率は、それぞれ、県内に流通している県内産米における県外、海外・植民地への輸移出入率を100として導き出した数値である。②大阪府と京都府への移出率は、各府への移出量／県外への移出量×100によって求められた数値である。

出典：兵庫県穀物検査所『兵庫県穀物検査十五周年記念誌』（1923年10月）138、139頁。

米の大部分を、県内産米が占めていたことがわかる。このほか、県内産米は、主として、大阪府と京都府に移出されており、海外や植民地への輸移出入は非常に少なかったといえる。

次に、人口と産米流通状況との関連をみてみたい。分析対象期において、兵庫県では、都市部を中心に人口が増加していた。【表1-4】は、兵庫県及び神戸市の人口の推移を示したものである。これによると、神戸市の人口は漸増傾向にあった⁽⁹⁾。兵庫県の人口

【表1-4】 兵庫県及び神戸市の人口推移

単位：人

	兵庫県	神戸市
1910年	2,022,985	401,932
1911年	2,052,907	415,349
1912年	2,087,722	431,378
1913年	2,134,592	440,766
1914年	2,163,184	457,116
1915年	2,214,932	498,317
1916年	2,266,026	529,865
1917年	2,299,727	558,319
1918年	2,311,390	591,393
1919年	2,389,698	630,663
1920年	2,424,006	688,491
1921年	2,473,157	714,976

出典：兵庫県『兵庫県統計書』各年度。神戸市『神戸市統計書』各年度。

を見てほしい。【表1-5】は、一九一一年（明治四四年）から一九二一年（大正一〇年）において、神戸に流通していた輸移入米とその流通量を表したものである。これによると、一九一一年（明治四四年）における県外各産米、朝鮮米、台湾米、外国米の総輸移入量は、二六四、一三六俵であったが、一九一七（大正六）年には四四五、五六八俵と、約一・六八倍に増加していた。

その詳細をみると、神戸では、大阪府産米（摂津米・河内米）と岡山県産米が、その半分を占めていた。これに、京都府産米、奈良県産米を加えると約六〇%であり、神戸では、主として、兵庫県の周辺地域から産米を移入していたことがわかる。

ただ、分析対象期を細かくみると、この間にも変化がみられる。一つには、飯米需要の増加に伴って、米の総移入量が増加したことである。もう一つは、朝鮮米と台湾米は一九一三年（大正二）年から、県外産米（特に鳥取、山口県産米）は第一次大戦期より、神戸への流通量が増加したことである。

も神戸市の人口とともに増加していた。このころ、都市部では、米食の普及が進み、飯米需要も高まっていた⁽¹⁰⁾。神戸でも、輸移入米に変化が生じた。【表1-5】

【表1-5】神戸市場に流通した主な産米とその流通量

単位：俵

	大阪府産米		奈良県産米	京都府産米	岡山県産米	鳥取県産米	山口県産米	朝鮮米	台湾米	外国米		総輸移入量
	摂津米	河内米								主な国名		
1911年	69,701	52,967	9,041	4,974	35,818	5,817	2,000	924	2,985	9,116	清	264,136
1912年	106,106	20,972	6,543	20,972	30,947	3,566	8,568	215	924	8,639	不明	250,210
1913年	77,519	5,925	7,829	13,112	56,057	2,228	1,734	5,796	22,559	37,467	不明	275,676
1914年	123,234	6,475	11,664	11,496	56,576	1,577	467	38,479	23,951	7,530	支那、西貢、暹羅、蘭貢、安南、その他	315,297
1915年	149,846	9,470	31,530	16,900	65,474	2,830	28,015	53,651	25,749	622	支那	438,441
1916年	128,340	7,775	21,877	7,577	49,796	1,817	26,859	29,516	13,629	148	支那	377,673
1917年	120,672	3,235	6,589	39,897	95,187	38,524	11,077	22,594	11,347	24,935	支那、西貢	445,568
1918年	124,728	5,156	14,916	16,178	88,546	60,589	27,534	55,005	29,406	184,054	蘭貢、西貢、支那、東京、暹羅、安南、その他の外国米	831,567
1919年	162,614	19,242	6,100	14,771	112,371	89,727	112,644	104,137	12,923	74,075	支那、東京、暹羅、西貢、蘭貢、その他の外国米	875,880
1920年	137,905	982	2,735	20,938	99,718	46,065	21,193	40,067	8,403	2,800	不明	453,192
1921年	131,458	2,216	2,242	24,914	153,291	62,886	110,695	75,204	8,522	3,963	不明	700,240

注：①神戸市場に流通した県外産米の詳細は以下の通りである。奈良県産米は大和米、京都府産米は丹波米、岡山県産米は備前米・備中米・美作米、鳥取県産米は因州米・伯耆米・因幡米、山口県産米は防長米であった。

②輸入米の国名が本史料に記されていない年度については、外国米の主な国名の欄に「不明」と表記した。

出典：兵庫県米穀検査所、前掲書『兵庫県米穀検査報告』各年度。

次節では、特に台湾米、朝鮮米、外国米の動向に注目し、当該期神戸の米穀輸移入の特徴について考察したい。

第二項 神戸における産米流通状況

(一) 台湾米

まず、神戸における台湾米の流通状況について説明しよう。
 【表1-5】によると、神戸における台湾米の流通量は、一九一（明治四四）年には、僅かに二、九八五俵であった。それが、一九一三（大正二）年、第三〇帝国議会において、外国米輸入税撤廃が退けられると、外国米と競争関係にあった台湾米の移入量は全国的に急増した⁽¹⁾。神戸でも、一九一三（大正二）年から、台湾米の移入量が急増したことを上記の表から読み取ることができる。そして、一九一五（大正四）年、神戸における台湾米の流通量は、二五、七四九俵に達したのである。

その後、台湾米の流通量は減少したが、依然として、米輸入関税の維持決定前よりは相当に上回る状態で推移した。しかし、台湾米の消費について、『神戸米穀肥料市場沿革誌』には、「實際神戸に於ける消費は殆ど数ふべきもの⁽¹⁾⁽²⁾と記されていることからわかる通り、神戸における台湾米の消費量は少なかった。

つまり、神戸は、台湾米の消費地ではなく、集散地とされていたのであった。

(二) 朝鮮米

次に、神戸における朝鮮米の流通状況について説明する。【表1-5】によると、神戸における朝鮮米の流通量は、一九一一年（明治四四）年では、わずかに九二四俵であった。しかし、一九一三年（大正二）年から朝鮮米移入税が廃止され、神戸では、朝鮮米の流通量が急増した。一九一四年（大正三）年には三八、四七九俵、一九一五年（大正四）年にはさらに増加して、五三、六五一俵となった。その後、一転して、一九一七年（大正六）年まで、朝鮮米の流通量は減少した。神戸における朝鮮米についてみると、『神戸米穀肥料市場沿革誌』には、「神戸は一段下りて（朝鮮米の移入量は全国―筆者）第二位を占むるといへども、自地の消費は全体の約二割を超へず、多くは他地方へ供給しつゝあり」⁽¹³⁾と記されており、朝鮮米も台湾米と同様に、神戸における消費量は多くなかったことがわかる。つまり、神戸は台湾米の場合と同様、朝鮮米の消費地ではなく集散地であった。ただし、朝鮮米は台湾米と異なり、県内産米と同じ時期に移出された。そこで、次に朝鮮米が県内産米の価格に与えた影響について考

えてみたい。

【図1-1】は、一九一三年（大正二）年五月から一九一八年（大正七）年三月における朝鮮米移入量と、県内産米の標準米である播州赤三等米価格を表したものである。これによると、神戸において朝鮮米の移入量が急増した時期は、一九一四年（大正三）年一二月から一九一五年（大正四）年四月、同じ年の一二月、一九一六年（大正五）年三月から五月、以上三つの時期である。神戸で県内産米が最も流通した時期は、一二月と一月である。そこで、特に県内産米に対して影響があったと想定される一九一四年（大正三）年一二月の神戸の状況について、詳しく述べよう。

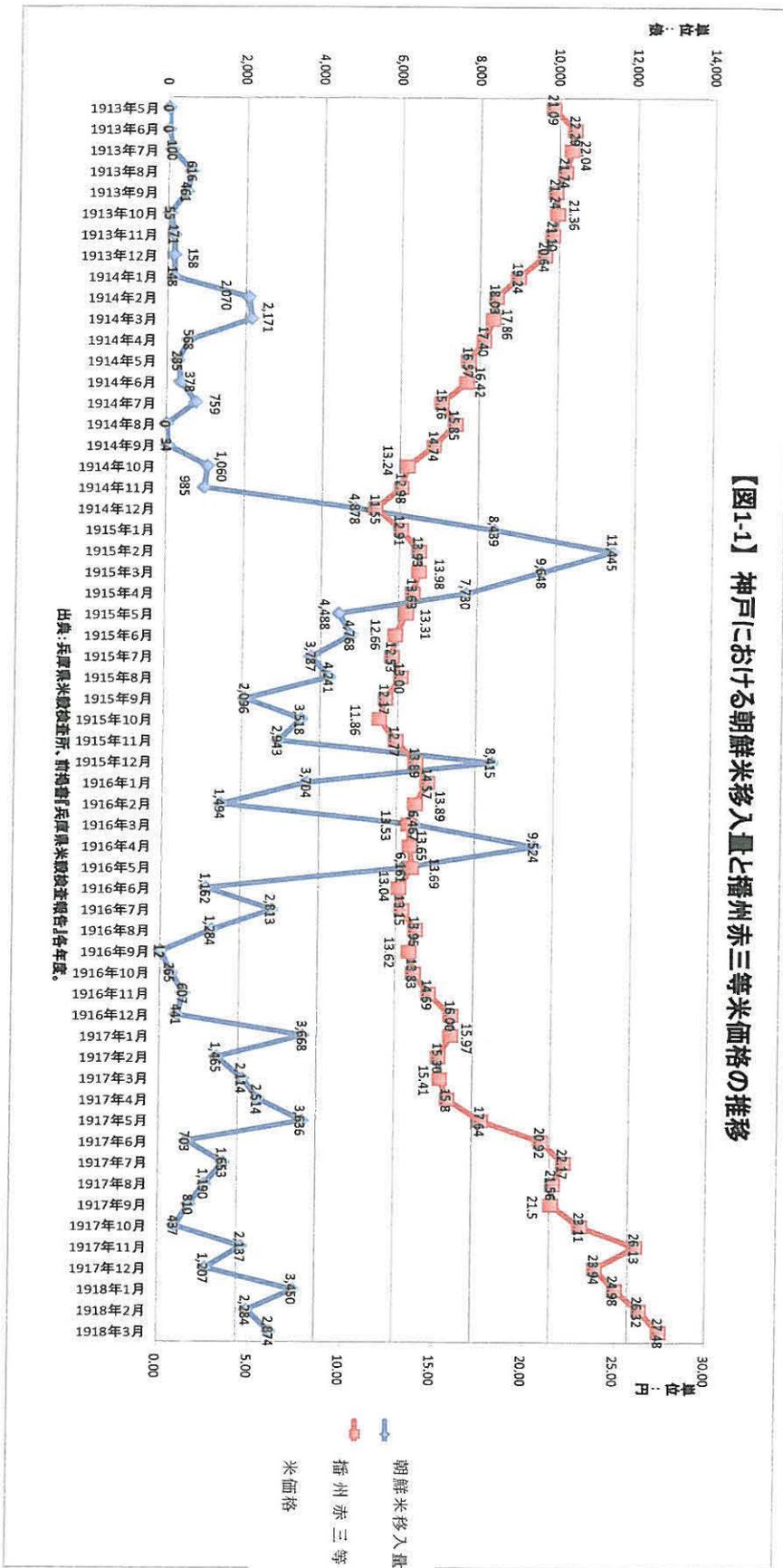
まず、一九一四年（大正三）年一二月における神戸の状況について確認する。【表1-1】の通り、一九一四年（大正三）年は豊作であった。そのため、県内産米の標準米である播州赤三等米の一石当りの価格は、一九一四年（大正三）年八月は一五円八五銭、九月は一四円七四銭、一〇月は一三円二四銭、十一月は一二円九八銭、十二月は一円五五銭と下落した。一方、この年の一二月、神戸への朝鮮米移入量は四、八七八俵であり、これを皮切りに、朝鮮米移入量は急増した。具体的には、朝鮮米の移入量は、一九一五年（大正四）年一月には八、四三九俵、二月には一一、四四五俵に達した。それ以降、朝鮮米移入量は減少

し、三月には九、六四八俵、四月には七、七三〇俵となった。
 このように、この年の一二月は、播州赤三等米価格の下落と朝
 鮮米移入量の増加が重なった時期であった。

しかし、『神戸又新日報』には、県内産米価格の下落の要因に

ついて、「年末の切迫と産地金融の緊縮に地廻正米は殆んど決河
 の勢を以て市場へ流出し来り」(14)と記されていた。紙面は、県内
 産米価格が下落した要因を、「年末の切迫と産地金融の緊縮」に
 よって、県下農業者が米を売急いでいるためである、と捉えて

【図1-1】 神戸における朝鮮米移入量と播州赤三等米価格の推移



いた。県内産米の下落は端境期から始まっているのに対し、朝鮮米の移入量は一九一四（大正三）年一二月から急増した。また、朝鮮米移入量が増加した一九一四（大正三）年一二月以降、県内産米価格は上昇していた。したがって、朝鮮米移入量の増加が、県内産米価格に影響を与えていたとは考えられない。

さらに、一九一五（大正四）年一二月と一九一六（大正五）年四月も、朝鮮米移入量は増加するが、県内産米価格は下落しなかった。よって、朝鮮米移入量の増加が県内産米価格を下落させる要因にはなっていない。

要するに、分析対象期において、神戸は朝鮮米の集散地であり、その消費量は多くなかった。それゆえ、朝鮮米移入量が急増しても、県内産米価格が下落する直接の要因にはならなかったものと考えられるのである。

（三）外国米

神戸港は、全国一の外国米輸入港であった。【表1.5】によると、一九一三（大正二）年は三七、四六七俵、一九一七（大正六）年は二四、九三五俵と一時的に輸入量が増加した。しかし、【表1.2】の通り、神戸における各産米の流通量全体に占める割合は、一九一三（大正二）年の一・八二%がピークであり、

全体として極めて少ない状況で推移した。それゆえ、神戸では消費も少なく、県内産米価格への影響はなかった。

しかし、一九一八（大正七）年四月、政府が外米管理令を公布して以降、外国米は県内産米価格に影響をもたらすことになる。これについては、第二章で詳しく述べるとしよう。

（四）小括

以上の通り、一九一〇年代から一九二〇年代において、東北地方や北陸地方の産米が、北海道から東京市場や大阪市場へ移出先をシフトさせたことにより、全国の米穀市場が東西二大ブロック化していった。さらに、米輸入関税の維持と朝鮮米移入税の廃止により、内地では、朝鮮米や台湾米の移入量が増加した。この時期、都市部では、飯米消費量が増えていたが、一般的に、大都市圏では朝鮮米や台湾米の消費量が多く、東北地方や北陸地方の産米は、朝鮮米や台湾米の影響を強く受けることとなった。

一方、神戸でも、都市部の人口拡大に伴い、県外産米、台湾米、朝鮮米、外国米の流通量が増加した。しかし、神戸は台湾米、朝鮮米の集散地であったため、これらの産米が県内産米価

格に直接影響を与えてはいなかった。また、神戸において、外国米の流通量はいずれも極めて少なかった。

総じて、神戸は全国の米穀市場に比べ、県内産米価格は植民地米移入の影響を受けていなかった。

では、このような状況の中で、兵庫県農会はどのような米価対策を講じていったのか。帝国農会と兵庫県農会の米価対策を比較検討するために、次節では、まず、帝国農会の米価対策についてみていきたい。

第二節 帝国農会と「内地自給」論

第一項 米価調節運動の特徴

戦前期日本において、食糧問題と米価問題が本格的に議論されるのは、日露戦争以降であった。その発端は、日露戦争の戦費調達のため、桂太郎内閣が米穀に輸入関税を課したことであった。このときの米穀関税論争の特徴は、地主の利害を代弁する議員と資本家の利益を代弁する議員が、それぞれ「農本主義」論と「商工立国」論に分かれて論陣を張り、激しい議論を展開した。

中村政則氏は、「軍事的半封建的資本主義国家類型の確立—ブルジョア・地主ブロック論—」の中で、地主の利害を代弁する議員が米価を高位に調節する必要があるとした理由を、以下三点挙げている⁽¹⁵⁾。第一に、「戦後経営」によって、地主が過重な租税を負担していたこと。第二に、低米価と租税の重圧が、農村を疲弊させること。第三に、国防上、米穀関税を設け、国内の農業を保護し、食糧の自給を図る必要があったこと、の三点である。これに対して、資本家の利益を代弁する議員は、次の通り述べた。第一に、国防上食糧自給より重要なのは「武器の独立」である。第二に、「富国」の基礎には商工業の発展がある。だが、高米価は商工業の発展にとってマイナスに作用する。第三に、日本の農業は営利を求めておらず、労働力が有効に使われていない。むしろ「大国を維持して行く」ためには、労働力をより有効な工業に移動させる必要がある。以上の通り、中村氏は、地主と資本家それぞれの利害を代弁する議員の議論をまとめている。

この地主利害を代弁する議員による米価維持の議論は、当時展開していた減租運動と関係をもっていた。一九一四（大正三）年、全国商工業者が、商業会議所や商工協会を中心として営業税軽減運動を開始した。これが次第にエスカレートし、営業税

の全廃を求める運動へと発展した。そのため、農業者の利益を蹂躪する恐れがあるとして、系統農会は中央農政倶楽部を組織し、商工業者の運動に対抗した⁽¹⁶⁾。そして、地租の減免を求めた。

これが減租運動である。このとき、中央農政倶楽部の他に、一部の地方農会でも、同様の運動団体が組織され、その数は全国で一五団体に上った。

減租運動において、中央農政倶楽部は、中小農の保護、米価調節、農家の負担軽減、農業教育の充実等を政府に訴えた。中でも、米価調節は急を要するとして、中央農政倶楽部はこれを政府当局者に陳情した⁽¹⁷⁾。それを背景に、帝国農会は、農家経営を救済するため、地租の軽減や低利資金の融通などによって、米価を高位に安定するよう、政府に要望した⁽¹⁸⁾。このように、系統農会は、帝国農会や中央農政倶楽部を通して減租運動を展開していたが、第一次大戦が勃発したことによって、活動を中断せざるを得なくなった。

第一次大戦が始まると、これによる不況と豊作が重なり、国内では米価が下落した。そのため、一九一四（大正三）年一〇月、帝国農会や一部の地方農会、そして、その関係団体は、新たに米価調節運動を展開した。具体的には、帝国農会、北海道農会、京都、大阪各府農会、秋田、宮城、富山、新潟、兵庫、

和歌山、徳島各県農会、そして、中央農政倶楽部、宮城県農政会、新潟県農政研究会、計一四団体が政府に対して建議を提出した。

研究史では、米価調節運動における米価対策の特徴を、これらの団体が朝鮮米移入税の復活と台鮮米代用制度の撤廃を主張していた点にあると捉えられている。資本家の利益を代弁する議員は、低米価実現のために、植民地米を積極的に移入すべきであると主張していた。これに対し、米価調節運動において、帝国農会は、朝鮮米移入税の復活と台鮮米代用制度の撤廃によって、植民地米移入を制限することにより、内地米価格を高位に維持するよう求めた。米価調節運動は、減租運動における対商工業という性格を色濃く帯びており、そのことが、特に米価対策における植民地米の位置づけの中で最も表れたと評価されている⁽¹⁹⁾。しかし、実際に、系統農会や関係団体の建議内容を詳細にみていくと、必ずしもその評価は正しくない。

【表1-6】は、米価調節運動における系統農会及び関係団体の建議の内容をまとめたものである。これによると、朝鮮米移入税の復活と台鮮米代用制度の撤廃の要求、もしくは、政府の植民地米移入政策に対する批判を明記した団体は、帝国農会、秋田県農会、富山県農会、京都府農会、徳島県農会の五団体に

過ぎなかった。その内、建議の中で、米価を高位に維持するための具体策を挙げ、それを要求した団体は、帝国農会と富山県農会のみであった（富山県農会の建議は、帝国農会のそれと全く同じ文面であった）。

一方、建議上に朝鮮米移入税の復活と台鮮米代用制度の撤廃の要求、もしくは、政府の植民地米移入政策に対する批判を明

記しなかった団体は、宮城県農会、新潟県農会、兵庫県農会、宮城県農政会、新潟農政研究会、北海道農会、大阪府農会、和歌山県農会の八団体であった。これらの内、さらに米価を高位に維持するための具体策を挙げ、それを要求した団体は、宮城県農会、新潟県農会、兵庫県農会、宮城県農政会、新潟農政研究会の五団体であった。そして、これらの団体のほとんどが、

【表1-6】米価調節運動における系統農会及び関係団体の建議の内容

具体的な米価対策をあげている団体とその建議内容		具体的な米価対策をあげていない団体	
朝鮮米移入税の復活や台鮮米代用制度の撤廃	帝国農会、富山県農会	朝鮮米の移入税や台鮮米代用制度の撤廃に対する批判的な文面を記している団体	京都府農会、秋田県農会、徳島県農会
政府による米の買上	帝国農会、富山県農会、兵庫県農会	単に米価調節の必要性のみを要望している団体	北海道農会、大阪府農会、和歌山県農会
米穀市場の改善（米穀取引所の改善、米穀取引業者の取締）	帝国農会、富山県農会、兵庫県農会		
低利資金の融通	帝国農会、富山県農会、新潟県農会、兵庫県農会、宮城県農政会、新潟農政研究会		
地租の米納	兵庫県農会、宮城県農政会		
米穀輸出のための奨励金交付	帝国農会、富山県農会、兵庫県農会		
農商務省の稲作手帳の方法の改良	帝国農会、富山県農会		
米穀倉庫制度の発達	帝国農会、富山県農会		
朝鮮米の移入税や台鮮米代用制度の撤廃を明記しておらず、さらに米価対策を明記している団体	宮城県農会、新潟県農会、兵庫県農会、宮城県農政会、新潟農政研究会		

山典：帝国農会史料編纂会『帝国農会史料（資料編）』745～746頁、北海道農会『北海道農会報』（第14巻第20号、1914年12月28日）54～58頁、秋田県農会『秋田県農会報』（第48号、1915年発行月日本明）14頁、岩手県農会『岩手県農会』（128号、1915年2月25日）8頁、『河北新報』1914年12月12日付、富山県農会『富山県農会報』（195号、1914年12月20日）44～45頁、新潟県農会『新潟県農会報』（133号、1915年1月）50～51頁、京都府農会『京都府農会報』（270号、1915年1月15日）34～35頁、大阪府農会『大阪府農会報』（177号、1915年1月10日）1頁、『文新』1914年12月23日付、兵庫県農会『兵庫県農会史』（1930年）262頁、和歌山県農会『和歌山県農会報』（第44号、1915年2月）47頁、徳島県農会『徳島県農会報』（第89号、1914年11月29日）43～44頁。

低利資金の融通を政府に求めていた。つまり、米価調節運動を積極的に展開した団体の半数以上は、政府の植民地米移入政策を批判していなかった。また、具体的措置として、低利資金の融通を求めていたことがわかる。

研究史上では、米価調節運動において、地主や系統農会が政府の植民地米移入政策を批判していたことが専ら取り上げられてきたが、これは帝国農会を中心に分析した場合であり、系統農会全体の意見ではなかったのである。

では、これらの団体は、米価を高位に安定させる措置として、どのような対策を政府に要求したのであるか。そのことを考えるために、一九一四（大正三）年から一九一七（大正六）年にかけて提出された帝国農会と兵庫県農会の建議を比較検討したい。そのために、次項では、まず、帝国農会の米価対策について分析したい。

第二項 帝国農会の米価対策と「内地自給」論

帝国農会は、一九一四（大正三）年から一九一六（大正五）年にかけて、毎年、米価調節に関する建議を政府に提出していた。これは、帝国議会や米価調節調査会に、帝国農会としての立場を明確にするために出されていたものである。米価調節調

査会については、すでに川東蟬弘氏はその詳細を明らかにしているため⁽²⁰⁾、ここではこれに依拠する。

米価調節調査会は、一九一五（大正四）年一〇月六日、勅令一七九号、米価調節調査会官制の発布により設置された。その目的は、米価の暴落を防止し、生産者と消費者双方の利益、農業と商工業双方を発展させることであつた。委員長は農商務大臣河野広中、副会長は渋沢栄一であつた。委員には、政府官僚側として、農商務次官や大蔵次官、朝鮮総督府度支部長官、その他、貴族院議員、衆議院議員、学識者が選ばれた。帝国農会関係者では、帝国農会副会長である桑田熊蔵をはじめ、帝国農会役員であつた矢作栄蔵、福井県農会副会長であつた山田敏などが選出されていた。

米価調節調査会では、特別委員会として、米価の応急調節策特別委員会と米価の恒久調節策特別委員会が開かれた。前者は、一九一五（大正四）年一〇月二四日から二六日の三日間開催され、後者は、一九一五（大正四）年一〇月二八日と一九一六（大正五）年七月二二日から二五日の六日間開催された。さらに、米価の恒久調節策特別委員会には小委員会が設置されていた。これは、一九一五（大正四）年一〇月三〇日以降、一九一六（大正五）年七月まで、全二四回開催された。

次に、帝国農会が提出した米価維持に関する建議の内容を検討したい。帝国農会の建議の内容についても、川東氏⁽²¹⁾がその詳細を明らかにしているが、後述する兵庫県農会の米価対策との比較検討のため、必要な点に絞ってまとめておきたい。

一九一四（大正三）年一〇月、帝国農会第五回通常総会は、「米価調節ニ関スル建議」を決議し、政府にこれを提出した。これは第二節第一項でも取り上げたが、改めてその内容を三点に整理しておきたい。

「米価調節ニ関スル建議」の要点は次の通りである。第一に、帝国農会は、食糧自給論など政府の国家構想に関する問題を米価問題とともに捉えるのではなく、生産という視点から農業者の利益保護を論じていた。第二に、帝国農会は、米価調節運動において、農村の繁栄を目的として、米価の高位安定を求めていた⁽²²⁾。第三に、帝国農会は、内地に植民地米を出来るだけ移入させないという立場から、政府の植民地米移入政策の転換（朝鮮米代用制度の撤廃と朝鮮米移入税の復活）を求めていた⁽²³⁾。

このほか、具体的対策として、政府による米の買上、米穀市場の改善（米穀取引所の改善、米穀取引業者の取締）、低利資金の融通、米穀輸出のための奨励金交付、農商務省の稲作予報の

方法の改良、米穀倉庫制度の発展をその重要な要求として、挙げていた⁽²⁴⁾。

以上の通り、米価調節運動における帝国農会の米価対策は、米価を高位に調節することにより、農業者の利益を保護し、さらに農村を救済することを目的としていた。その具体的内容は、内地に植民地米を出来るだけ移入させないという立場から、政府の植民地移入政策の転換を求めたものであった。

次に、一九一五（大正四）年一〇月一二日から一五日に開催された第六回帝国農会通常総会で、「米価調節ノ応急策ニ関スル建議」を政府に提出することが決議された。この建議の背景には、直前に前述の米価調節委員会が設置されたことがあった。

この建議の冒頭には、「前年来米ノ下落ガ農家経済ノ基礎ニ動揺ヲ来シ延テ国民経済上非常ナル影響ヲ及シ困憊ノ状見ルニ忍ビザをモノアリ農民ハ農事ノ改良発展ニ対スル前途ヲ悲観シ自己ノ職業ヲ呪ハントスルニ至リ」⁽²⁵⁾と記されていた。帝国農会は、米価の下落が、「農家経済ノ基礎」に動揺を及ぼし、これにより、農民が農業を悲観する事態が起きていると捉えていた。そのため、帝国農会は、応急的な米価調節策が必要であると述べていたのである。

米価調節委員となつた山田敏⁽²⁶⁾(帝國農會議員・福井県農會副會長)は、この建議について、「現時都會は殷賑の状活躍し、光彩陸離として目を驚すものあり、然れども、一步地方に足を踏み入れんか、所謂民に菜色ありの觀なくんばあらず、是れ果たして慶す可き現象であらうか」⁽²⁷⁾と述べた。すなわち、第一次大戰の好景氣によつてもたらされた都市の繁榮とは裏腹に、何故、農業者が苦しまねばならないのか、という内容が語られていた。その救済策として、米価を高位に調節することを求めていた。

また、この状況に対する具体策として、建議では、「朝鮮米移入税の復旧」、「朝鮮米代用制度の撤廢」、「大いに輸出米の奨励をなすこと」、「陸海軍省、監獄等に於て此際一ヶ年分の米穀を産業組合等を利用して直接生産者より購入すること」、「粃を担保とし農民に低利資金三千万円を融通すること」、「最も有効なる方法を以て此際粃の貯金を奨励すること」が挙げられていた⁽²⁸⁾。これらは、帝國農會が前年度に提出した「米価調節ニ関スル建議」に陸海軍省や監獄等における米の買上と「粃の貯金」奨励を加えた内容であつた。

さらに、一九一六(大正五)年一〇月一日から一四日にかけて開催された第七回通常總會では、「朝鮮移入米粃ニ関スル建議」、「内地、新領土農政方針及農政事務統一ニ関スル建議」、「米

価調節調査會決議事項ニ関スル建議」が決議された。「朝鮮移入米粃ニ関スル建議」には、次の通り記されていた。

政府ハ米価調節調査會ヲ設ケ低利資金他有益ナル七案ヲ決議セラレタリト雖モ、米価調節上最モ効果アルベク認証サレタル朝鮮移入米粃ニ対スル措置ニツキ、特ニ政府ノ反対セラレタルハ甚ダ遺憾ナリトス(中略)新領土ニ於ケル農業奨励保護ノ必要ナルヤ論ナシ、然レドモ之レガ為メ内地農業經濟ノ基礎ニ動揺ヲ来シタルハ、国家トシテ甚ダ憂慮スベキコトニシテ、農業政策上又統一ヲ得タルモノ云フベカラズ、而モ朝鮮ニ産出スル米粃ハ、地租ソノ他効果ノ負擔輕少ニシテ勞力ノ低廉ナル内地米生産費ノ比ニ非ザルヲ以テ、之レニ適當ナル移入税ヲ賦課シ内地、新領土ニ於ケル農業經濟ノ調節ヲ計ルハ、国家トシテ実ニダ等ナル措置ト云フベシ⁽²⁹⁾

すなわち、この建議では、米価調節調査會が出した「七案」の決議のうち、朝鮮移入米粃の措置に対して異議を唱え、移入税の賦課を求めていた。

この「朝鮮移入米粃ニ関スル建議」は、次の山田の意見と併せると、その内容がよりよく理解できる。山田は、米価が下落することを防ぐための応急策として、「政府に於ては、低利資金

の供給を以て民間の所蔵を助け、関税政策を以て外米の輸入を
防遏し、又台鮮米に対しては外国輸出を奨励し、特別保護を加
へてこれが遂行に努力す可し」とし、さらに、「其（台鮮米―筆
者）輸出に対しては相当の保護奨励を加へ、これが実行を計る
可きであつて、従来の如く濫りに内地に流入せしめて内地農業
家を苦ましむる如きことにならざるよう、今よりすべて十分の
計画に着手す可きことは、帝国全般の上より見て為さざる可か
らざる政策なりと信ずる」⁽³⁰⁾と述べていた。つまり、山田は、内
地米価格が下落することを防ぐ措置として、低利資金供給と関
税政策、植民地米の外国輸出を挙げていた。これは、植民地米
を輸出することで、植民地米が内地の市場に流入することを避
けるという効果が想定されていた。したがって、山田は、内地
において内地米で自給することを基調として、米価対策を考え
ていたのである。この山田の意見は、「台鮮農業奨励方法は内地
と衝突なからしむる方法を採ること」⁽³¹⁾とも述べているように、
彼の基本方針であつた。

また、帝国農会特別議員であつた矢作栄蔵は、「台鮮米に課税
が行われるのが金のかからない実行できる米価調節法」であり、
「朝鮮米の自由輸入（移入―筆者注）は将来七年間は輸入（移

入―筆者注）を止めておきたい」⁽³²⁾と述べた。山田と同様に、矢
作も植民地米の自由移入に反対していたのである。

以上の議論の背景には、当該期帝国農会の農政運動が反映さ
れていた。山田をはじめ、斉藤宇一郎（米価調節委員・秋田県
副農会長）や天春文衛（三重県副農会長）、堀尾茂助（愛知県農
会長）なども、帝国農会の農政運動に深く関与していた。これ
らの人物たちは、山田や矢作の米価対策を支持していた。これ
ように、帝国農会の農政運動の中心人物たちを介して、地方農
会も帝国農会の農政運動に積極的に関わっていったのである⁽³³⁾。

総じて、一九一六（大正五）年における帝国農会の米価対策
は、朝鮮米移入税を復活することにより、朝鮮米の自由移入を
禁止することと、植民地米の輸出を奨励することであつた。

以上の通り、帝国農会の食糧自給論とは、内地への植民地米
の流入を避けることにより、内地による自給を守るという内容
であつた。その方法は、関税を設けることにより朝鮮米の自由
移入を禁止することに加え、植民地米の輸出を奨励するという
ものであつた。以後、本論文では、このような帝国農会の米価
対策を、「内地自給」論と呼ぶこととする。

第三節 兵庫県農会と「帝国内自給」論

第二節で確認した通り、米価調節運動において、政府の植民地米移入政策に対する帝国農会と兵庫県農会の意見は異なっていた。また、帝国農会は、「内地自給」論に基づいた米価対策を立てていたことが明らかになった。

本節では、一九一四（大正三）年から一九一七（大正六）年における兵庫県農会の農業経営方針を検討し、その上で、兵庫県農会の米価対策を明らかにしたい。

第一項 農業経営方針の転換

兵庫県農会は、戦後経営において、養蚕業の普及と産業組合の設置に力を入れていた。前者については、一九〇六（明治三九）年度に、部落蚕業組合を奨励し、翌年以降、桑園の更新、模範桑園、試作桑園の設置等を勧めた。特に、一九〇三（明治三六）年度から一九一四（大正三）年度まで兵庫県農会長（以下、県農会長と表記する）を務めた伊藤長次郎⁽³⁴⁾は、但馬桑園の改良のために資金を寄付し、県農会の事業として但馬地方五郡に模範桑園を設置するなど、養蚕業の普及に尽力した。後者については、一九〇五（明治三八）年度から一九一〇（明治四三）

年度にかけて県農会で奨励され、県内に約五〇〇組合の産業組合が設立された⁽³⁵⁾。このように、伊藤が県農会長であった時期における兵庫県農会の農業経営方針とは、内地、特に県内に主眼を置いた内容であった。一九一四（大正三）年三月、任期満了により、伊藤は県農会長を辞職した。

一九一四（大正三）年六月、臨時総会が開催され、多木久米次郎が県農会長に改選された⁽³⁶⁾。その後、兵庫県農会は、前節で述べた減租運動⁽³⁷⁾に同調して、地租軽減及び低利資金増額に関する建議活動を展開していた。多木は、郡市農会長及び町村長たる個人に対して、この活動への賛同を求めている⁽³⁸⁾。

しかし、一九一四（大正三）年七月、第一次大戦が勃発したことにより、一時的な不況となり⁽³⁹⁾、兵庫県農会を取り巻く状況が大きく転換した。『時局影響調査』によると、県内は、「一般関係者ノ執レモ恐怖ト想像ヲ以テ満サレ唯茫然為ス処ヲ知ラス目下混沌タル状況」⁽⁴⁰⁾であった。そのため、兵庫県農会は、地租軽減及び低利資金増額に関する建議活動を中断した。

同年八月一〇日、神戸商工会議所は、政府に対し、「航路の保護や商取引の安全に関し機宜の方策」⁽⁴¹⁾を要望する旨の建議を提出した。これを契機として、県は産業政策の転換を模索し始めた。同年八月三〇日、服部一三知事は告論を発表した⁽⁴²⁾。告論に

【表1-7】兵庫県内における各方面への視察員・視察団及び観光団結成（1914～1916年）

1914年	8月15日	神戸商工会議所、第一次世界大戦の影響により東洋方面の貿易の安全に関する建議を大隈内閣総理大臣、蔵相、外相、海相、農相に提出。
	8月30日	服部一三知事、時局に関する告諭を発す。
	9月4日	県は、佐々木商店員中西利三郎に対して、南方海産物視察を囑託する。
	9月20日	郡市長会議において、知事の今後の貿易に関する訓示あり。
	10月20日	県参事会時局研究会において、時局に処するの分策として南洋又は満支貿易保護奨励に関する本県の政策を議論する。桑博に対する本県の覚悟等の研究が必要であるため、市部は丹下良太郎、郡部は西村隆次を選定する。
	10月27日	神戸市実業奨励委員会において、市役所主催の海外視察に関する委員会を開催する。原料生産地を調査することが決定する。
	11月20日	県は、郷孫助（三原郡阿万村）に対して福岡県下の普通農事視察を囑託する。
	12月2日	神戸市実業奨励委員会は、海外視察答申を決定する。最も視察が必要な地域として、朝鮮、満洲、蒙古、フィリピン、オーストラリア、南洋海峽植民地、印度が挙げられる。
	12月8日	農商務省海外派遣官が来庁し、県下貿易関係者と懇談する。
	12月23日	神戸市は、市内花筵雑貨貿易商丹下良太郎を海外視察員として囑託する。視察地は、北支及び青島。
1915年	4月6日	兵庫県農会の朝鮮視察団参加者の募集終了。
	4月10日	兵庫県農会朝鮮視察団出発。
	4月24日	兵庫県農会朝鮮視察団帰神。
	5月10日	兵庫県農会主催本朝鮮使節団員協議会を開催。県としても朝鮮における紀念的事業を展開できるよう、研究することに決定する。
	5月12日	加東郡来住村稲岡猪之助ら外20余名が南清貿易会社設立を計画。
	6月20日	加東郡主催朝鮮勸業視察団6月26日に神戸を出発予定。県幹事会員西村隆次は県の囑託、加東郡農会長平川義正は県農会の囑託として参加。
	9月8日	村野山人主催満鮮時観光団神戸出発。
	9月29日	神戸商工会議所議員による朝鮮観光団神戸出発。
	10月2日	西部鉄道管理局主催朝鮮視察団好評。
1916年	9月18日	兵庫県農会、第2回朝鮮視察団出発。
	10月20日	朝鮮総督府農商工部八尋技師が農産物貿易状況視察のため来神。市内当業者を訪問。

出典：『又新』1914～1917年各日付。

おいて服部知事は、「刻下の戦局は全世界の経済関係を攪乱し事態甚だ憂ふ可きに償たり」⁽⁴³⁾と述べ、第一次大戦の戦局が経済に与える影響に対する危機感を表明した。しかし、一方で、服部知事は、「其将来を察するに列国貿易系統の移動を促すべきもな

きにあらず是を以て当業者（中略）奮励自体に大勢の推移を察して機宜を制し以て国力の発展に貢献するの覚悟なかる可からず」⁽⁴⁴⁾とも述べており、この戦局に乗じ、産業発展の可能性を見いだそうともしていた。

その後、県はこの告諭に基づき、輸出を中心とした産業へと転換することにより、「国力の発展」を図る方針を立てた⁽⁴⁵⁾。そして、具体策を樹立するために、県内では、貿易業（商工業）者が中心となり、海外を含めたさまざまな地域へ視察を展開した（表1-7）。しかし、農業分野では、植民地や外国への視察ははじまらず、唯一、一月二〇日、普通農事視察として郷孫助（三原郡阿万村）を福岡県に派遣しただけであった⁽⁴⁶⁾。

ところが、一九一五（大正四）年度になると、農業分野でも、内地以外への視察が活発に展開されるようになった。それは、一九一四（大正三）年一月二二、二二日に開催された兵庫県農会第一四回総会（以下、一四回総会と表記する）において、多木のもとで次年度の事業が編成され、兵庫県農会の農業経営方針が大きく転換したためである。

ここでは、第一四回総会について詳しくみることにしよう。第一四回総会では、次の二つの内容が決議された。第一に、来年度の新規事業として、米麦の多収穫を目指した稲作競進会や麦作競進会、「朝鮮視察」、土壌講習などが決定された⁽⁴⁷⁾。これら新規事業は全て多木が立案したものであり、米麦多収穫に重点を置いた事業であった。一方で、伊藤肝煎りの事業であった但馬地方五郡に模範桑園を設置する事業は存続の危機に陥った⁽⁴⁸⁾。

このように、新規事業には県農会長改選の影響が色濃く表れていたのである。第二に、政府に対して「米価調節建議書」を提出することが決議された。また、農政運動を行うための団体の設置（「農政倶楽部設立の件諮問案」）についても協議された⁽⁴⁹⁾。これら三つの建議から、単に建議活動をするだけでなく、農政倶楽部を中心とした農政運動を展開しようとした、兵庫県農会の意図を読み取ることができる。総じて、第一四回総会には、多木主導の米麦多収穫に重点をおいた事業の展開と積極的な農政運動への関与という新たなスタイルが打ち出されていた。

これら新規事業の中でも、「朝鮮視察」は兵庫県農会の新しい経営方針が表れた事業として注目される。そこで、次に、兵庫県農会による「朝鮮視察」を分析することでこの新しい経営方針の特質を明らかにしたい。

一九一五（大正四）年四月、兵庫県農会は「朝鮮視察」に関する要項を発表した。その内容は以下の通りであった。

一、本県農産工芸品にして朝鮮内地に需用最も多きもの、取引状況

二、朝鮮農産工芸品にして本県下に於て需用最も多きもの、増加工製造取引の状況

- 三、将来本県農産工芸品にして朝鮮内地に移出せられ亦彼地農産品にして本県に移入して好望と認むるもの調査
- 四、移民開墾の現況並に将来の余地経済上の利害得失等調査
- 五、地主の施設農場の経営法成績等
- 六、総督府其他官公庁の農業に関する諸施設並に其経営の方法成績等
- 七、主要農産物栽培現況耕種方法及收支計算等
- 八、記、事業経営の経過(成敗カ)

蚕業、畜産業、林業、園芸事業、農家副業(50)

この視察要項によると、「朝鮮視察」における調査事項は以下の四点にまとめられる。第一に、本県と植民地朝鮮や内地間において需要の高い農産工芸品の交易に関する調査であった（視察要項第一項から三項）。第二に、移民に関する調査（視察要項第四項）であった。第三に、植民地朝鮮における農場経営に関する調査（視察要項第五項）であった。第四に、植民地朝鮮における農業、養蚕業、畜産業、林業等に関する調査（視察要項第六項から八項）であった。

この視察要項から、兵庫県農会は農産工芸品について植民地朝鮮や内地に向けての移出だけでなく、植民地朝鮮からの移入

を念頭に置いた調査を目的としていたことがわかる。さらに、視察要項には、植民地朝鮮への移民や農場経営に関する調査項目もあった。

移民に関していえば、一九一五（大正四）年四月一〇日に、

【表1-8】兵庫県農会第一回朝鮮視察員一覧

石丸甚兵衛	神戸市東尻池町。
三幡繁蔵	明石郡役所。
木下甚三郎	明石郡大久保村。郡農会議員（1911～1917年）等。
安福順太郎	明石郡岩岡村。
門野齊之助	加古郡役所。
入江光蔵	印南郡伊保村産業組合長。
柴崎鹿之助	加東郡上東条村。県会議員（1910～1911年）。
平川義正	加東郡中東条村。県会議員（1903～1905年、1910～1911年）。郡農会長。
森作蔵	加西郡富田村。郡農会議員（1919～1922年）。
西脇修一郎	赤穂郡上郡町。
奥藤弘	赤穂郡坂越村。
下村保太郎	宍粟郡神戸村。県会議員（1913～1919年）。
広瀬政次	姫路市南畝町。市農会議員（1923～1930年）。
宇野実蔵	美方郡大庭村。郡農会議員（1914～1917年）。
吉井庄左衛門	養父郡糸井村。郡農会議員（1927～1930年）。
森田筆三郎	多紀郡福住村。
花岡安吉	津名郡鮎原村。郡農会議員（1914～1917年）。
宮下京平	三原郡大野村村長（1906～1910）年。
井田■吉	兵庫県農事試験場。
高木千守	兵庫県農会。
長島貞	兵庫県農会。

注：■は、解読不明の文字を示している。

出典：兵庫県農会『第一七回兵庫県農会年報』（1916年）38～39頁。県会議員については、兵庫県会事務局県会史編纂室『兵庫県会史』（第2号上、1948年）。郡農会議員については、兵庫県農会、前掲書『兵庫県農会史』。

県農業技師兼県農会幹事であった長島貞等総勢二一名（【表1-8】）によって結成された兵庫県農会の視察団は、馬山、大邸、京城、開城、平壤、郡山等を視察し、同年四月二四日に帰神した。そして、五月一〇日、朝鮮農業視察団員協議会が開催され、兵庫県農会から提案された朝鮮移民事業構想について、議論された。この協議会では、県から内務部長小島源三郎、農務課長前瀧千仞が、兵庫県農会からは、県農会長多木、同副会長織田貫治郎、他視察員一〇数名が出席した¹⁵¹⁾。

兵庫県農会が提案した朝鮮移民事業構想とは、次の通りであった。まず、移民者を「資力なきもの」と「多少の資力あるもの」に区分し¹⁵²⁾、前者については、視察員から兵庫県農会が中心となつて移民事業を実施することが提案された。一方、後者については、植民地朝鮮で農場等を経営することが推奨された¹⁵³⁾。兵庫県農会の朝鮮移民事業とは、県下農業者が、植民地朝鮮で農業を展開するための事業であった。そして、これは、兵庫県農会が内地だけでなく植民地朝鮮も、県下農業者が農業を経営する場として捉えていたことを示していた。

しかし、兵庫県農会の朝鮮移民事業は構想で留まり、事業として展開されることはなかった。県が、「資力なきもの」を対象とした移民事業について、「充分調査を試みたる上新事業を着手

したる方が更に一層有益なるべき」という考えを示したこともあって、兵庫県農会は、翌年度、再び、植民地朝鮮を視察することにした¹⁵⁴⁾。そして、結局、「内地の農家の二男三男にして家事に關係のなき農家の子弟は進んで新開地（植民地朝鮮―筆者注）の啓発に努めるのが得策」と啓発事業に路線変更したのである¹⁵⁵⁾。

ところが、兵庫県農会の「朝鮮視察」以降、県内では植民地朝鮮への資本投資がいくらか展開した。県内における植民地朝鮮への視察団や観光団は、【表1-7】の通りである¹⁵⁶⁾。例えば、一九一五（大正四）年六月二〇日、加東郡主催の視察団が植民地朝鮮へと出発した。その後、これに参加していた平川義正（加東郡）などは、積極的に植民地朝鮮での農場経営に乗り出していった¹⁵⁷⁾。また、同年九月八日、村野山人主催の満鮮観光団が神戸を出発した。満鮮観光団は、服部知事、県農会長多木を含めた二四名により結成され、満州や植民地朝鮮を中心に巡検した¹⁵⁸⁾。多木は満鮮観光団に参加し、これを契機として、本格的に植民地朝鮮への事業進出を決心した。【表1-9】によると、多木は、植民地朝鮮への進出を視野に入れ、一九一一年（明治四四）年と一九一三年（大正二）年の二度にわたり多木製肥所員を植民地朝鮮に派遣し、土地調査を実施した。そして、一九一六年（大正五）

年から一九一八（大正七）年にかけて集中的に土地を集積したことが分かる。こうして、後に、多木は、個人経営の地主としては、植民地朝鮮、全羅北道で二番目の規模の大地主に成長していったのである⁽¹⁵⁹⁾。

兵庫県農会は、一九一六（大正五）年九月、再び、植民地朝鮮に視察団を派遣した。『又新』は、「朝鮮産業投資」と題して、兵庫県農会主催の第二回「朝鮮視察」をとりあげ、その状況を紹介した⁽¹⁶⁰⁾。これによると、入江光道（印南郡）はこの「朝鮮視察」で耕地三〇〇余町歩を購入した。明石郡や加東郡その他の者も、これを契機として植林等を経営した⁽¹⁶¹⁾。さらに、「富士興業信託会社（不二興業会社―筆者注）の手を経て土地を購入し、事業を目論める者」⁽¹⁶²⁾が数名いた。この他、中部幾次郎（明石市）は慶尚南道金海に三五〇町歩の未開墾地を購入した⁽¹⁶³⁾。前県農会長であった伊藤は、一九一九（大正八）年に、朝鮮森林鉄道株式会社の発起人や朝鮮銀行監事となった⁽¹⁶⁴⁾。これらは、主として県内の大地主などの地方有力者であり、県農会評議員などをつとめ、兵庫県農会の運営等にも大きな影響力を持った人物たちであった。

以上の通り、植民地朝鮮をも視野に入れて「朝鮮視察」を提起した多木に県農会長がかわったことによって、兵庫県農会の

農業経営方針は大きく変化した。こうして、朝鮮視察団を積極的に派遣することにより、兵庫県農会の農業経営方針は、植民地を含めたものへと転換していったのである。

【表1-9】多木久米次郎の植民地朝鮮への事業進出

1908年	欧州旅行の際、朝鮮での事業展開に興味を示す。
1911年	多木製肥所員平野房太郎を植民地朝鮮に派遣し、土地調査を実施する。
1913年	多木製肥所員上野元彦を植民地朝鮮、全羅北道に派遣し、土地調査を実施する。
1915年	満鮮観光団に参加し、植民地朝鮮を訪問する。
1916年	兵庫県農会主催第2回朝鮮視察団に、多木製肥所員平野を派遣する。平野は、多木の命を受けて、農地買入の任にあたる。植民地朝鮮において、山林経営に着手する。
1917年	植民地朝鮮、全羅北道金堤進鳳面などにおいて、570町2反25歩の耕地を購入する。
1918年	植民地朝鮮、全羅北道金堤において、土地71町2反12歩を買い入れる。山本農場（全羅北道）から540町歩の土地建物の権利を購入する。
1919年	村岡角輔（全羅北道）から土地84町歩を買い入れる。北尾栄太郎ら（全羅北道）から土地73町7反歩余を購入する。光岡農場（全羅北道）から441町歩余を購入し、感悦農場と改める。
1931年	忠清南道において土地506町歩余を購入する。
1934年	順川鉉山（平安南道）を購入する。

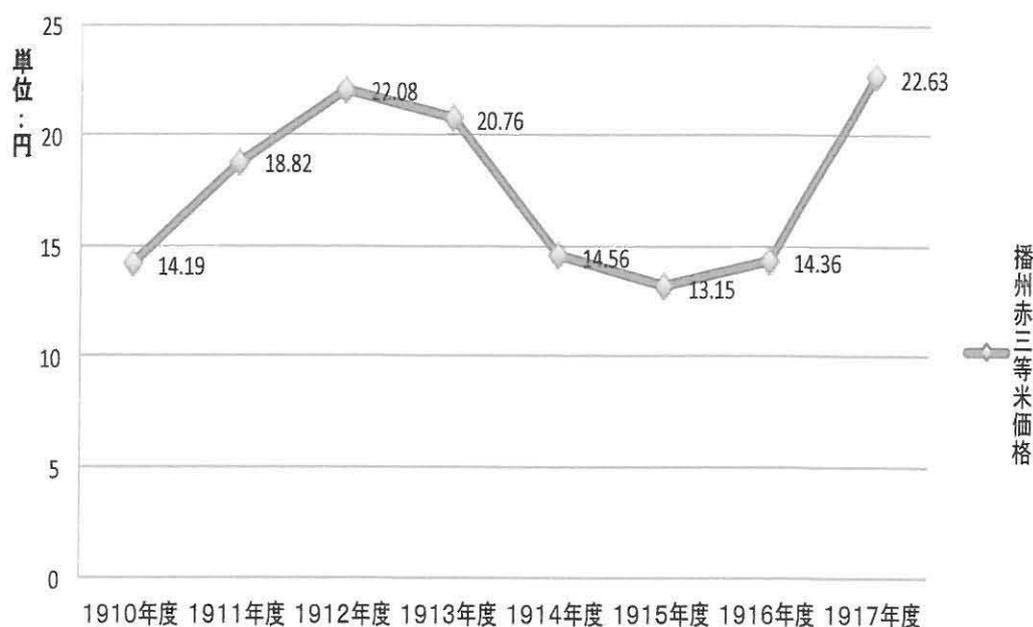
出典：多木久米次郎編纂委員会、前掲書『多木久米次郎』226～249頁。

第二項 兵庫県農会と「帝国内自給」論

前項でみたような農業経営方針は、兵庫県農会の米価対策にどのような影響をもたらしたのか。そのことを考えるために【図1・2】を見てほしい。県内産米の標準米である播州赤三等米の一石当りの価格は、以下の通り推移した。一九一〇（明治四三）年度には一四円一九銭、一九一二（大正元）年度には二二円〇八銭に上昇するが、一九一四（大正三）年度には一四円五六銭へと下落した。さらに、翌一九一五（大正四）年度には米価は下落し、一三円一五銭となった。その後、米価は上昇し、一九一七（大正六）年度には二二円六三銭となった。このように、分析対象とする時期の県内産米価格は、一三円台から二二円台の間を推移するという低米価期といってもよい時期にあたっていた。

それでは、この時期において、兵庫県農会はどのような米価対策を講じたのであろうか。分析対象期以前の兵庫県農会の米価対策は、一九〇八（明治四一）年、米穀検査の導入を知事に要望していたこと以外、具体的に把握することができない。それ以降で兵庫県農会の米価対策を史料で確認できるのは、前述の一九一四（大正三）年一月二二日、二二日に開催された第一四回総会のみである。この第一四回総会は、兵庫県農会の農業

【図1-2】 播州赤三等米価格の推移



出典：兵庫県米穀検査所、前掲書『兵庫県米穀検査報告』各年度。

経営方針の転換点として位置づけることができるが、ここではそのとき決議された「米価調節建議書」を詳しくみていきたい。

この建議書は、前述した通り、同年六月、帝国農会が中心となつて展開した減租運動⁽⁶⁵⁾に同調するもので、具体的には、地租軽減及び低利資金増額に関する「建議若しくは請願」であつた⁽⁶⁶⁾。この建議書について、多木久米次郎は、郡市農会長及び町村長たる個人に賛同を求めていた。しかし、第一次大戦が勃発したため、多木は、これを政府に提出することを見合わせた。その後、第一次大戦の戦局が一段落し、帝国議会の会期が近づくと、改めてこれを提出することとなつた。この「米価調節建議書」には、以下のように記されていた。

今や我国は数回の戦役を経て、国威を内外に発揚し、其の威武列国を圧するの⁽⁶⁷⁾ありといえども総て内国産の現状を顧みれば⁽⁶⁸⁾■に寒心に堪へざるものあり就中国産の基本的たる農産物の経営に至りては更に一層の切なるものあり農産物の発達を期せんには農家経済の基礎を安固なさしめざるべからず而て農家経済の振否に如何は主要産物たる米価の高低により左右せらるゝ事甚大なるが為め其価格の一高一低は直ちに以て地方農村の盛衰消長に関する之より大なるはなし（中略）茲に於てか米価調節上最も適切なりと認

むべきもの左記数項を具し閣下の明鏡を仰がんと欲す事に御採納あらんことを切望に堪へざるなり

一、政府に於て此際一時米券を発行し米穀を買い上げ又は租税の幾分を米納されたきこと

二、最も有効なる方法を以て農民に低利資金を此際潤沢に融通すること

三、米穀輸出奨励策として輸出者に奨励金を交付し又之れを加工し副産物として需要の方法を講究し輸出を奨励すること

四、米穀売買業者間に於ける取締方法を一層厳重にして投資者の乗ずる余地なからしむること⁽⁶⁷⁾

この改めて提出された「米価調節建議書」の内容は、これまで述べた兵庫県の状況をふまえて読むと、兵庫県農会と帝国農会の植民地米移入に対する態度の違いの理由を考える上で、極めて重要である。以下、その点について、三点述べておきたい。

第一に、米価下落の要因を植民地米の移入に求めていない点である。言い換えれば、兵庫県農会は、政府の植民地米移入政策を批判していないのである。その理由は、これまで述べたように、一つは、神戸が植民地米の集散地であり、朝鮮米が県内産米価格に影響を与えていなかったためである。もう一つは、

県農会長が多木に交替し、内地と植民地の双方で農業を展開する方針を重視するようになったためであると考えられる。したがって、「米価調節建議書」においては、植民地米移入に対する批判が明記されず、「米穀輸出奨励策」(第三項)や、投機的な業者の取締の強化(第四項)が米価対策として挙げられていたのであった。

第二に、兵庫県農会が米価対策において、新しい農業経営方針へ転換する過渡的状況を示している点である。租税の米納(第一項)と低利資金の融通(第二項)は、減租運動において兵庫県農会が政府に求めていた事項であった。一方、米穀「輸出者」への奨励金の交付(第三項)は、県の輸出奨励策に対応するものであった。このように、「米価調節建議書」における米価対策は、兵庫県農会が減租運動において政府に要望していた内容と、「朝鮮視察」の提起にあらわれてくるような植民地朝鮮を視野に入れた新しい経営方針が、併記されていたのである。

第三に、第一四回総会では、「米価調節建議書」とともに「農政倶楽部設立の件諮問案」が決議されていた。この諮問案は、農政運動を視野に入れたものであった。しかし、服部知事が、帝国農会や中央農政倶楽部による米価調節運動に対し批判的であったこともあり、農政倶楽部の設立には至らなかった。

その後、兵庫県農会は、新しい農業経営方針に重点を移して、米価対策を展開していった。一九一五(大正四)年六月二日、多木は、帝国議会に対して「農事改良ニ関スル質問趣意書」(以下、趣意書と表記する)を提出した。趣意書の中で、多木は米価調節の方法として次の二点について述べた。

一、農事を改良し米価の調節を図るの方法にして米の作付を制限し其の余裕の地に他の作付の奨励を為すに關する政府の所見如何

二、小麦及麦粉輸入額は大正二年度に於て一千五百万円に達せり而して全国小麦の作付段別四十八町歩にして其の收穫五百二十万石に過ぎず、即ち一段歩一石七升に当れり之を進みて一段歩に付僅に三斗の増収を得ば優に輸入を防遏して尚余あり之に對し政府は立毛品評会を開催し而して適當ある奨励法を講ずるを至当とす政府の所見如何

多木は、米価を高く維持するための対策として、米の作付制限とその「余裕の地」に「他の作付」を奨励することを述べた。つまり、米を作付制限し、それによってできた「余裕の地」を転作に充てるべきであるとしたのである。同時に、多木は、小麦の生産量増加のために対策を講じる必要性を説き、政府の姿

勢を問うた。そのことから、第一項で述べられた「他の作付」が小麦であったことがわかる。多木は、米価を高く維持する方法として、米を小麦に転作し、米の供給量を減少させるべきであると考えたと思われる⁽⁶⁹⁾。

しかし、ここで、一つの矛盾が生じる。兵庫県農会では、一九一四（大正三）年度において、米の増産を最重要と位置づけていた。しかも、これは、多木によって考案された事業であった⁽⁷⁰⁾。それにもかかわらず、多木は、趣意書において、米価を高く維持する方法として米の小麦への転作を挙げたのである。

多木がこのように矛盾した対策を述べた事情は、新しい農業経営方針へと重点を移したと考えることで理解できる。前述の通り、兵庫県農会は、県下農業者が内地と植民地朝鮮において農業を経営するという方針へと転換しつつあった。また、多木自身も「朝鮮視察」以前より、植民地朝鮮への進出を視野に入れ、植民地朝鮮で土地調査を実施していた。そのような事情を考えると、多木にとって、米の生産量を増加させることは必須課題ではあるが、必ずしも内地に限定して米の生産をしなくてもよいと考えたのであろう。

この他、一九一六（大正五）年八月、県農務課長前瀧千代は「農村振興と産業組合」という題目で、米価調節策や農村振興

等について述べている。前瀧は、県農務課長や兵庫県農会幹事、産業組合中央会兵庫支会理事を歴任した、県農政に強い影響力をもった人物であった。前瀧はこの論考の中で、次のように述べていた⁽⁷¹⁾。

米価調節も人為的にはなかなか困難の事と思ふのであります。すが日本の米はアジアの小部分の食糧に限られております。が之を世界的の食糧にすることは決して不可能の事ではなからうと思ふので即ち西洋人が小麦からパンを作つて常食をさすやうにすることでありませう。近頃は米から菓子とか玄米ミルクとかいふものを作つて居るやうに米を粉末にした食物とすることを今一層研究したならば年の豊凶によつて米価も左程高下するものではなからう。米もこの様に粉末の食物にすると軍人などは大に便利たろうと思ふのである。

ここで前瀧は、米の加工食品の輸出により、米価を安定させるべきであると考えていた。そもそも、前瀧は外国米の輸入を容認し、帝国という枠組みで米を生産するという政府の政策を支持していた⁽⁷²⁾。外国米や植民地米の輸移入によって、内地米の需要が圧迫される。そのため、前瀧は、内地において豊作によ

り米の供給が満たされている場合、内地米を輸出して米価を維持することを構想していたのである。

このように、兵庫県農会の中心的人物であった多木や前瀧は、米を生産し、流通する範囲を内地に限定せず、植民地を含めた範囲での米の生産を指向し、米価安定のためには外国に米を輸出するべきであると考えていたのであった。言い換えれば、帝国を一つの米の生産の範囲とする「帝国内自給」論とでもいべき構想を持っていたのである。

おわりに

最後に、改めて、帝国農会と兵庫県農会の米価対策を対比しておきたい。

一九一〇年代における全国の米穀市場では、飯米消費の増加に伴い、植民地米の移入が増加し、一般的に内地米価格に対する植民地米の影響が強くなっていった。このような米穀市場の変化を背景として、帝国農会は、政府に対し米価を高位に維持することを要望するため建議活動を展開した。その内容は、朝鮮米移入税の復活と台鮮米代用制度の撤廃、そして、植民地米の輸出奨励というものであった。これらの米価対策は、基本的

に内地で内地米を消費する「内地自給」論という食糧自給論に基づいていた。

帝国農会の「内地自給」論とは、内地への植民地米の流入を避け、そのことで、米の内地自給を守るという論理を展開する主張であった。その具体的な措置として、関税を設けることにより朝鮮米の自由移入を禁止するとともに、植民地米の輸出を奨励することが挙げられていた。

この議論の背景には、当該期帝国農会の農政運動が反映されていた。帝国農会の農政運動の中心人物たちは「内地自給」論を支持しており、これらの人物を介して、地方農会も帝国農会の農政運動に積極的に関わっていった。それゆえ、帝国農会の食糧自給論は「内地自給」論であった。

一方、神戸をみると、全国の米穀市場と同様に植民地米の移入量が急増していたが、神戸は植民地米の集散地であったため、消費は少なかった。また、植民地米の移入が県内産米価格を下落させる直接の要因にはなっていなかった。

この時期、兵庫県農会は、県農会長の改選を契機として、農業経営方針を転換した。それが表面化したのが、第一四回総会であった。具体的には、養蚕業の普及や産業組合の設置などを積極的に奨励するという内地のみを対象とした農業経営方針が

ら、県下農業者が内地と植民地朝鮮において農業を經營するという方針へと転換しつつあった。この新しい農業經營方針のもとで、兵庫県農会は、「朝鮮視察」や米麦多收穫事業、そして朝鮮移民構想を進めていった。特に、「朝鮮視察」では、県内の大地主など地域有力者が植民地朝鮮で土地集積を図っていた。これらの人物たちは、県農会評議員などを務め、兵庫県農会の運営にも大きな影響力を持っていた。このように、兵庫県農会は、植民地朝鮮をも視野に入れた農業經營方針である「帝国内自給」論へと、徐々に転換していったのである。

以上の通り、一九一〇年代において、帝国農会は内地米価格の保護のために植民地米移入を規制する米価対策を形成していったのに対し、兵庫県農会は植民地米移入を容認し、むしろ、これを推し進めていった。そうした意味で、帝国農会が「内地自給」論をとったのに対して、兵庫県農会は「帝国内自給」論という全国的動向とは異なつた食糧自給論を持っていたといえる。

- (1) 持田恵三「食糧政策の成立(一)——食糧問題をめぐる地主と資本——」(農林省農業総合研究所『農業総合研究』第八卷第二号、一九五四年)、中村政則「軍事的半封建的資本主義国家類型の確立——ブルジョア・地主ブロック論——」(原秀三郎他『大系日本国家史』第五卷近代Ⅱ、東京大学出版会、一九七八年)、川東崢弘『戦前日本の米価政策史研究』(ミネルヴァ書房、一九九〇年)。
大豆生田稔『近代日本の食糧政策——対外依存米穀供給構造の変容——』(ミネルヴァ書房、一九九三年)。
- (2) 川東崢弘、前掲書『戦前日本の米価政策史研究』第一、二章。初出は、同「米価政策をめぐる諸階級の対応と天皇制官僚の立場——米価調節調査会議事録の分析を中心として——」(大阪市立大学『経済学雑誌』第七三卷第二号、一九七五年八月)、同「米騒動後の食糧・米価政策の研究 上、下——臨時国民經濟調査会・臨時財政經濟調査会議事録の分析を中心として——」(松山商科大学『松山商大論集』第一、二号、一九八四年四月、六月)。
- (3) 大豆生田稔、前掲書『近代日本の食糧政策——対外依存米穀供給構造の変容——』一七九頁。
- (4) 栗原百寿著作集編集委員会『栗原百寿著作集』(第九卷、校倉書房、一九八四年)一九二〜二〇八頁。

(5) 宮崎隆次「大正デモクラシー期の農村と政党(一)」―農村諸利益の噴出と政党の対応―(国家学会『国家学会雑誌』第九三卷、第七・八号、一九八〇年)。

(6) 宮崎隆次、前掲論文「大正デモクラシー期の農村と政党(一)」―農村諸利益の噴出と政党の対応― 四〇七―四八七頁。

(7) 持田恵三『米穀市場の展開過程』(東京大学出版会、一九七〇年三月) 七二―七九頁。

(8) 持田恵三、前掲書『米穀市場の展開過程』 一四三頁。

(9) 神戸市役所『神戸市史』(本編各説下巻、一九二四年六月) 一二四頁には、神戸市の人口増加について、以下の記述がある。

明治三十四年に於て神戸の人口の名古屋市より少なきこと一万人、横浜市より少なきこと四万人、大正元年に於てすら尚且つ名古屋市より少なきこと四千人、横浜市に及ばざること二万四千人なりしに、大正七年に至り却りて名古屋市を凌駕すること一六万人、横浜市に勝ること十五万人なるに徴し

具体的数値は正確性を欠くが、一九一二(大正元)年から一九一八(大正七)年にかけて、神戸市の人口が漸増傾向にあったことは間違いない。

(10) 大豆生田稔、前掲書『近代日本の食糧政策―対外依存米穀供給構造の変容―』 一三〇―一三二頁。

(11) 大豆生田稔、前掲書『近代日本の食糧政策―対外依存米穀供給構造の変容―』 一三〇―一三二頁。

(12) 神戸米穀肥料市場、前掲書『神戸米穀肥料市場沿革誌』 一三二頁。

(13) 神戸米穀肥料市場、前掲書『神戸米穀肥料市場沿革誌』 一三一頁。

(14) 『神戸又新日報』(以下、『又新』と表記する) 一九一四年一月一―一五付。『又新』には、米価下落と朝鮮米との関係について記された記事はない。

(15) 中村政則、前掲論文「軍事的半封建的資本主義国家類型の確立―ブルジョア・地主ブロック論―」 三〇―三二頁。

(16) 帝国農会『帝国農会報』(第五卷第二号、一九一五年二月) 一〇〇―一〇二頁。宮崎隆次、前掲論文「大正デモクラシー期の農村と政党(一)」―農村諸利益の噴出と政党の対応― 四七九頁。

石井裕晶「一九二二年の営業税廃税運動の政治経済過程」(社会経済史学会『社会経済史学』第七六卷第一号、二〇一〇年) 二二頁。

(17) 帝国農会、前掲書『帝国農会報』(第五卷第二号、一九一五年二月)一〇二頁。

(18) 大豆生田稔、前掲書『近代日本の食糧政策―対外依存米穀供給構造の変容―』一三六―一三七頁。米の自給と米価維持に関する議論が合わせて展開されるのは、第一次大戦により外国米輸入の危機が顕在化したためであった。

(19) 注(1)と同じ。

(20) 川東崋弘、前掲書『戦前日本の米価政策史研究』四五―四六頁。

(21) 川東崋弘、前掲書『戦前日本の米価政策史研究』第一章。

(22) 山田斂「米価の暴落と農業危機」(帝国農会、前掲書『帝国農会報』第四卷第一号、一九一四年一月)二〇―二二頁。

(23) 帝国農会史稿編纂会『帝国農会史稿』(資料編、農民教育協会、一九七二年)七四二―七四五頁。以下、『資料編』と表記する。

(24) 川東崋弘、前掲書『戦前日本の米価政策史研究』三九―四一頁。

(25) 帝国農会史稿編纂会、前掲書『資料編』七四五頁。

(26) 山田斂が、帝国農会議員として帝国農会の米価対策に取り組んだ内容は次の通りである。まず、一九一四(大正三)年一〇月、帝国農会第五回通常総会の後、山田は、帝国農会評議員と

して農商務省に出頭し、本会議決の主旨を熱心に具陳した(帝国農会、前掲書『帝国農会報』第四卷第一号、五三頁)。次に、翌年の第六回総会では、山田の発議により、陳情委員を選定し、関係官庁を歴訪することとなった(帝国農会、前掲書『帝国農会報』第五卷第一号、一九一五年一月、七二頁)。さらに、翌々年第七回通常総会では、米価問題に関する委員会の委員長に着任した(帝国農会、前掲書『帝国農会報』第六卷第一号、一九一六年一月、八四―八五頁)。

(27) 山田斂「議会に現れし農政上の三問題」(帝国農会、前掲書『帝国農会報』第六卷第三号、一九一六年三月)二六頁。

(28) 山田も「議会に現れし農政上の三問題」の中で、「今期議会に於ける政府態度の如きものであつては、内地農民に薄くして植民地農民に厚しとの避難は免れざるであらう」と述べ、政府の植民地農政のあり方を批判していた(山田斂、前掲論文「議会に現れし農政上の三問題」二六頁)。

(29) 帝国農会史稿編纂会、前掲書『資料編』七五四―七五五頁。

(30) 山田斂「悲哀を包める豊年―此時に際して官民への希望」(帝国農会、前掲書『帝国農会報』第六卷第一〇号、一九一六年一〇月)三四―三五頁。

[31] 山田敏、前掲論文「悲哀を包める豊年―此時に際して官民への希望」二七頁。

[32] 矢作栄蔵「米価調節に就きて」（帝国農会、前掲書『帝国農会報』第六卷第九号、一九一六年九月）一七〇―二二頁。

[33] 帝国農会、前掲書『帝国農会報』（第四卷第一号）四八―五〇頁。なお、堀尾茂助の米価政策論については、『新愛知』一九一四年七月一七―一九日付に基づく。

[34] 伊藤長次郎（印南郡伊保村）は、県内一の大地主である。土地所有は一八九三（明治二六）年段階で、約五一七町歩（県内一郡四六町村）に及んでいた。一九〇三（明治三六）年から一九一四（大正三）年まで県農会長を、一九〇四（明治三七）年から一九一一（明治四四）年まで貴族院議員を務めた。この他、産業中央会兵庫県支会長、兵庫県信用組合連合会会長等を歴任した。伊藤家に関する研究には、奥谷松治「近畿地方における大地主の成立と解体」（日本農業発達史『日本農業発達史』別巻上、中央公論社、一九五八年）や庄司俊作「温情地主考…大地主伊藤長次郎の人間学的分析」（同志社大学人文学研究科『社会科学』第六一巻、一九九八年二月、一―二三頁）がある。

[35] 兵庫県農会『兵庫県農会史』（一九三〇年）一九―二〇頁。『又新』一九一四年一〇月二九日付。

[36] 伊藤が県農会長を辞職する時期や多木が県農会長に就任する時期については、兵庫県農会、前掲書『兵庫県農会史』（三四五頁）に基づく。臨時総会の内容は、『又新』一九一四年六月二七日付と『神戸新聞』一九一四年六月二七日付を参照した。

[37] 減租運動については、帝国農会、前掲書『帝国農会報』（第五卷第二号、一九一五年二月、一〇〇―一〇七頁）を参考にした。

[38] 『又新』一九一四年一月一五日付。

ところで、多木については以下の通りである。多木は、加古郡別府村に多木製肥所（現在の多木化学）を設立し、多木農具、別府軽鉄道の社長も務めた。また、過燐酸製造組合、日本肥料株式会社、硫酸製造組合、配合肥料製造組合各理事も歴任した。公職では、加古郡会議員や議長、兵庫県会議員、同参事会員、所得税調査委員長等を歴任した。一方、植民地朝鮮でも一九一六（大正五）年以降農場や山林を経営し、一九二三（大正一二）年には朝鮮農会の顧問となった。衆議院議員は、一九〇八（明治四一）年、一九一五（大正四）年、一九二〇（大正九）年、一九二四（大正一三）年、一九三〇（昭和五）年、一九三二（昭和七）年の計六回当選、貴族院議員には、一九三九（昭和一四）年に一回当選した。その経歴からわかるように、多木は内地と植民地朝鮮に経済的基盤をもっていた。兵庫県農会の「朝鮮視

察」も多木が企画した（多木久米次郎伝記編集会『多木久米次郎』多木製肥、一九五八年、四四、二二六―二二八頁。金玄「植民地朝鮮と多木久米次郎…朝鮮における事業基盤と参政権問題」神戸大学大学院人文学研究科海港都市研究センター『海港都市研究』第四号、二〇〇九年三月、七七―九五頁）。

(39) 小野一郎（同「第一次世界大戦前後の外国貿易」川合一郎他編『講座日本資本主義発達史論』第二卷、日本評論社、一九六八年）、武田晴人（同「日本帝国主義の経済構造―第一次大戦ブームと一九二〇年恐慌の帰結―」歴史学研究会『歴史学研究別冊特集』一九七九年一〇月、一四三頁）、橋本寿朗（同「景気循環」大石嘉一郎『日本帝国主義史』第一卷、東京大学出版会、一九八五年、三九九頁）など多くの研究がある。

(40) 兵庫県『時局影響調査』（一九一四年九月）。

(41) 『又新』一九一四年八月一〇日付。

(42) 『又新』一九一四年八月三〇日付。

(43) 『又新』前掲一九一四年八月三〇日付。

(44) 『又新』前掲一九一四年八月三〇日付。

(45) 『又新』一九一五年九月二〇日付。

(46) 『又新』一九一四年一月二〇日付。

(47) 『又新』一九一四年十二月二三日付。多木久米次郎伝記編集

会、前掲書『多木久米次郎』四一三―四一七頁。

(48) 『又新』一九一四年一〇月二九日付。

(49) 『又新』一九一四年一月二三日付。

(50) 『又新』一九一五年四月一〇日付。

(51) 『又新』一九一五年五月一二日付。

(52) 『又新』一九一五年五月四日付。

(53) 『又新』前掲一九一五年五月一二日付。

(54) 『又新』前掲一九一五年五月一二日付。『又新』一九一六年九月一八日付によると、兵庫県農会の第二回朝鮮視察団は、「相当の事業を経営し得る資力ある地主」によって組織された。第二回朝鮮視察団は一八名であった。視察員は以下の通り。入江千太郎（神戸電燈株式会社株主）、小山淳太郎、平野房太郎（多木製肥所）、中谷竹蔵、入江光蔵（印南郡伊保村産業組合長）、小松原軍三郎、池内吉松、埴岡直二、那波徳治、奥藤弘、鞍田信、織田貫治郎（一九〇三―一九一五年県会議員）、小林孝、太田治右衛門、安居院新平、前瀧千仞（兵庫県農会）、長尾善治郎（兵庫県農会）、大野清之助（兵庫県農会）。

(55) 兵庫県農会『第一七回兵庫県農会年報』（一九一四年七月）四三頁。

(56) ここでいう視察(団)とは、県や地方公共団体などの公的団体から囑託されたものである。これに対して、観光団とは、視察(団)とは異なり、公的団体から囑託されたものではなく、任意のものである。

(57) 平川は加東郡農会長、県会議員でもあった(加東郡誌編纂委員会『新修加東郡誌』加東郡教育委員会、一九七四年九月、二六八～二七二頁)。

(58) 『又新』は、満鮮観光団の旅行記を掲載した。ここでは、満州ではなく、専ら植民地朝鮮の産業に関する記事や兵庫県民の功績が記載されていた(『又新』一九一五年九月八日付)。

(59) 金玄、前掲論文「植民地朝鮮と多木久米次郎・朝鮮における事業基盤と参政権問題」八二頁。

(60) 『又新』一九一六年一月一四日付。

(61) 『又新』一九一六年一月一四日付。

(62) 『又新』一九一六年一月一〇日付。

(63) 中部幾次郎は、一九一五(大正四)年に、植民地朝鮮で土地を購入していた(浅田喬二『日本帝国主義と旧植民地地主制』龍溪書舎、一九八九年、一四一～一四二頁、伊地知紀子「大洋漁業と朝鮮」青丘文庫研究会『青丘文庫月報』第一五七号、二〇〇一年二月)。

(64) 『又新』一九一九年六月三日付、同一一月一九日付。

(65) 帝国農会、前掲書『帝国農会報』(第五卷第二号、一九一五年二月)一〇〇～一〇七頁。

(66) 『又新』一九一四年一月一五日付。

(67) 『又新』一九一四年二月二三日付。新修神戸市史編集委員会『新修神戸市史』(産業経済編I第一次産業、神戸市、一九九〇年)二四四頁。

(68) 趣意書の賛成者は頼母木桂吉外二九名である(衆議院『帝国議会衆議院議事速記録』第三〇号、東京大学出版会、一九八一年七月、二五一頁)。なお、以下、衆議院『帝国議会衆議院議事速記録』第三〇号を『速記録』と表記する。

(69) 趣意書に対し、農商務大臣河野広中は、「平年に於いては常に二、三百万石内外の供給量不足」となり、「尚人口増加に伴ひ此の不足増加すへきを以て益々産米を増殖する必要」があるため、「米の作付面積を制限する要なし」と批判した(衆議院、前掲書『速記録』二四九頁)。

(70) 兵庫農会、前掲書『兵庫農会史』二三～二四頁。多木久米次郎伝記編纂会、前掲書『多木久米次郎』四一三～四一七頁。

(71) 産業組合中央会兵庫支会『兵庫支会報』(第四二号、一九一六年八月五日)三頁。

(72) 『大阪朝日新聞（兵庫県附録）』一九一九年五月四日付。

第二章 外国米のインパクトと「帝国内自給」論

―一九一八〜一九二〇年を中心に―

はじめに

一九一八（大正七）年以降、内地では慢性的な米不足により、米価が高騰した。政府は米価高騰の要因を、米の総量不足に求めた。そして、社会的混乱を招かないために、外国米輸入による供給量の充足を通じて米価の安定を図った。これを契機として、内地では、米価問題とともに食糧自給論が盛んに議論された⁽¹⁾。たとえば、帝国議会では、帝国を一つの米の生産の範囲とすることを基軸に、米価問題が議論されていた。しかし、系統農会では、単に米価維持を訴えるだけか、「内地自給」論に基づき植民地米と外国米の輪移入の規制を求めるか、の何れかが述べられるだけであった。その中で、兵庫県農会だけが、政府に対して「帝国内自給」論を提示し、農政運動や農業諸事業を展開していった。

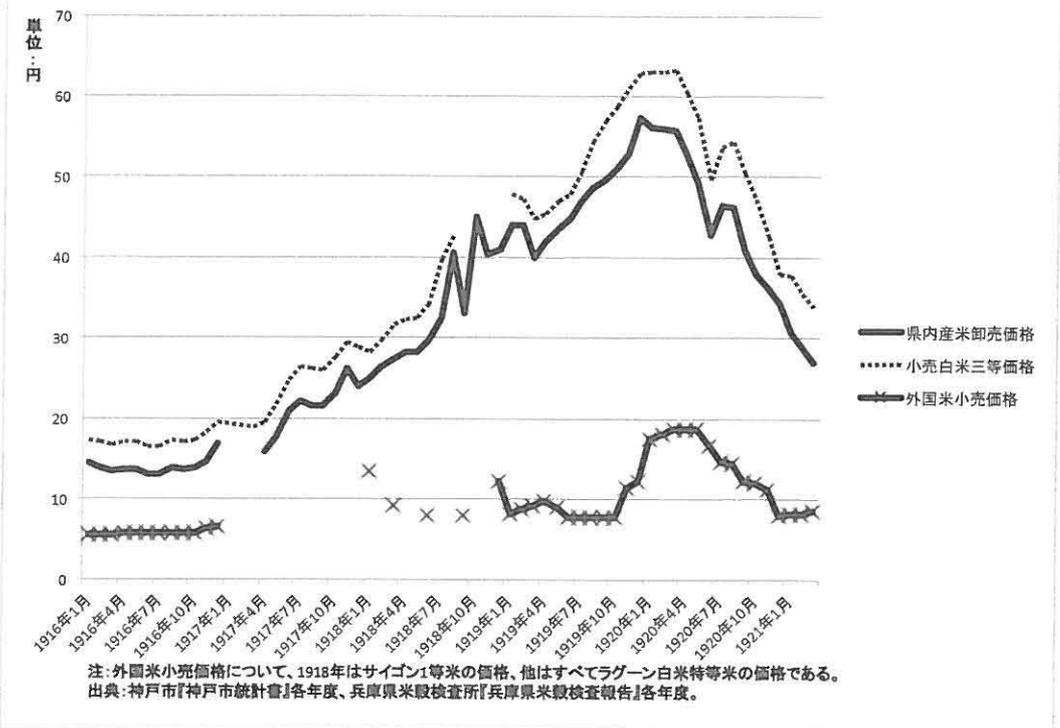
そこで、本章では、他の地方農会にはみられない兵庫県農会の動向を分析することにより、兵庫県農会が「帝国内自給」論

に至った経緯の詳細を、第一章での考察をさらに進めて、明らかにしたい。

本章では、一九一八（大正七）年から一九二〇（大正九）年を分析対象とする。それは、この時期に起こる米の供給量不足と米価高騰を契機として、外国米輸入が、食糧政策に大きな影響をもたらしたからである。一九一八（大正七）年以降、県内の米価は乱高下した。【図2-1】の通り、神戸米穀肥料市場（以下、神戸と表記する）では、県内産米一石当りの卸売価格が、一九一八（大正七）年一月には二四円九六銭であったが、一九一九（大正八）年一二月にはピークを迎え、五七円二八銭まで上昇した。そして、これ以降、米価は下落し、一九二〇（大正九）年一二月には三四円三一銭となった。

寺内正毅内閣は、米価の上昇に対し、取引所等の取り締まりによる米価調節策を試みるが、効果はなかった。そのため、一九一八（大正七）年四月、政府は、自らが外国米を輸入するという措置を講じた。いわゆる、外米管理令である。これには、米の供給量を増加することにより、米価を下落させるといふねらいがあった。しかし、シベリア出兵、利益を見込んだ投機、米の買い占めや売り惜しみ等の影響により、米価はさらに高騰

【図2-1】神戸における米価の推移(1916年1月～1921年3月)



した。そして、同年八月には各地で米騒動が勃発した⁽²⁾。

同年九月、原敬内閣が成立すると、政府は、一旦米価への介入政策をやめた。原内閣は、内地と植民地両方における食糧自給構想を唱えた。一方で、実際は、米供給量の不足部分を外国米輸入に頼るといふ対策を展開した。つまり、寺内内閣以降、政府は米の供給量を安定させるために、積極的に外国米を輸入したのである⁽³⁾。

さて、ここで、本章に関わる研究史について触れておこう。川東崢弘氏は、政府や帝国議会、諮問委員会の議論について分析した。また、大豆生田稔氏は、当該期の食糧問題と食糧政策を分析し、外国米輸入依存に基づいた政府の食糧自給論について明らかにした⁽⁴⁾。河合和男氏は、政府の米価・食糧政策を「産米増殖計画」立案過程との関係から捉えた⁽⁵⁾。これらの研究は、当該期における政府や官僚などの食糧自給論に基づき、米価政策を明らかにしている。しかし、いずれの研究も、政府や帝国議会、諮問委員会レベルの分析に留まっている。

一方、栗原百寿氏⁽⁶⁾や宮崎隆次氏は、寺内内閣が発布した外米管理令に対し地方農会が行った建議活動を、米投売防止運動の前史として位置づけ、簡単に紹介した。ここでは、特に、宮崎氏の研究を取り上げよう。宮崎氏は、系統農会が明治農政の枠

組みから脱却し利益団体化する過程を、政党政治との関係から明らかにした。その中で、一九一八（大正七）年における地方農会の農政運動を、「第一次世界大戦は明治農政の枠組を維持すると同時に、系統農会の利益団体化傾向をも抑止した」と消極的に評価した⁽⁷⁾。宮崎氏が、このような評価をする理由は、系統農会が明治農政の枠組みから脱却した要因を、農村問題に求められているためであった。これに対し、筆者は、系統農会の米価対策の歴史的段階性に注目するため、一九一八（大正七）年における地方農会の農政運動を、系統農会の米価対策の転機として位置づける。それは、一九一八（大正七）年において、兵庫県農会が「帝国内自給」論に基づき、農政運動を展開したためである。

以上の通り、地方農会の米価対策や食糧自給論に注目した研究は、管見の限り、皆無であるといえる。

そこで、本章では、以下の三点を課題として設定する。第一に、一九一八（大正七）年から一九二〇（大正九）年における兵庫県の米穀事情を確認する。第二に、兵庫県農会が「帝国内自給」論を唱えるに至った経緯を分析する。第三に、「帝国内自給」論とは何か、について明らかにする。

なお、本章で用いる外米は、外国米を指し、朝鮮米や台湾米

という意味では用いない。その理由は、史料上では、朝鮮米は「鮮米」、植民地米は「台鮮米」などと表記され、明確に外国米と区別されているためである⁽⁸⁾。

第一節 兵庫県における外国米のインパクト

第一項 都市の人口拡大と農業の不利性に伴う農業労働力の流出

第一次大戦期の兵庫県の人口は、商工業の好況により、神戸を中心に増加していた（表1-4）。これは、農村から都市への人口流入を主な要因とする現象であった。農業収入だけでは採算がとれないため農業よりも商工業の方が有利（これを、「農業の不利性」と呼ぶ）として脱農し、農業労働力が都市に流出したのである。特に農村の中堅たる自作農は、一九〇八（明治四一）年、六三、五七五戸から一九一六（大正五）年、四七、〇八五戸へと一〇年間に一六、四九〇戸も減少した⁽⁹⁾。

県内では、都市における人口増加と大戦景気による米食の普及によって米の消費が拡大した⁽¹⁰⁾。つまり、農村から都市へ人口が流出すればするほど米の需要は増える一方、供給が減るといふ事態になっていたのである。平賀明彦氏は名古屋市を事例と

して、第一次大戦期の都市の人口拡大と、農業の不利性に伴う農業労働力の流出について明らかにしている⁽¹¹⁾。まさに、同じような状況が、兵庫県でも展開していたと考えられる。

第二項 兵庫県の米穀事情

一九一八（大正七）年から一九二一（大正一〇）年における神戸の米の総輸移入量は、【表1.5】の通り、増加の一途を辿っていた。一九一八（大正七）年の神戸の総輸移入量は八三一、五六七俵であり（前年の約一・八七倍）、翌年にはさらに増加し、八七五、八八〇俵となった。その中でも、特に、外国米の輸入量は、一九一七（大正六）年の二四、九三五俵から一九一八（大正七）年の一八四、〇五四俵へと、七・三八倍も増加した。

一九一八（大正七）年五月、政府の外国米食奨励をうけて、兵庫県でも県商工課が中心となり外国米食を奨励した⁽¹²⁾。兵庫県は米の消費量が収穫高よりも常に上回る消費県であった⁽¹³⁾が、第一章で述べた通り、県内の米の消費は県内産米に集中していた。朝鮮米、台湾米、外国米の県内流通量は、県内産米に対して僅少であり、神戸では消費の広がりを見せなかった⁽¹⁴⁾。このような状況の中、県内の農業者⁽¹⁵⁾は、米の売り惜しみによって米価の吊り上げを図っていた。以上の状況が重なり、米価は上昇してい

ったのである。

ところが、外国米は、輸入量とは異なる側面で県内の農業者に影響を与えたのである。政府の外国米輸入と米価の関係について、『又新』には以下の記述がある。

輸入米の解禁に確かに売方の乗すべき機会なるのみか此材料は地方農家に於いても爾來の如く超然たる能わざるを以て近く正米（不―筆者注）況に相應の反響を及ぼし延びて期米の再低落を余儀なくする⁽¹⁶⁾

この史料によると、政府による外国米輸入は、外国米商人の望むべき状況であった。同時に、県内の農業者にとっては、従来のように売り惜しみができなくなる状況を作り出す。これにより、県内の農業者が売り惜しみをやめ、米価が下落する。『又新』の論調は、以上のようなものであった。

また、前述の通り、神戸では、外国米の消費が少なかった。つまり、神戸において、外国米が食糧として消費された量は少なく、外国米消費が米価に影響を与えることはあまりなかったと考えられる。しかし、外国米の輸入は県内の農業者の売り惜しみを抑えることによつて、【図2.1】に見るように、一九一九（大正八）年一月以降の米価の下落をもたらす効果があったといえる⁽¹⁷⁾。

外国米輸入の影響については、兵庫県農会長多木久米次郎が次のような意見を述べていた。

在来米不足の為価格の低落せざる所以を知るに於ては、大いに生産増加の手段を講ぜらるる事と信じたるに、何ぞ凶らん頃者外米管理令を急発して政府自ら輸入を計画し、官吏を海外に派して購買に当たらしむるに至らんとは、我農民は恰も敵の大艦隊神戸埠頭に押寄せ、四十二班の長距離砲を連発せらるるの驚愕を以て之を迎え、折角実現の端緒に就きし食糧独立の機鋒を挫折せしめたり⁽¹⁸⁾

このような多木の意見は、県内の「農業者」にもある程度共有されていたと考えられる。なぜならば、このあと兵庫県農会は、政府に対し農政運動を展開していったからである。そこで、次節では、兵庫県農会が展開した農政運動の具体的内容をみていきたい。

第二節 「米価調節反対運動」と地方農会の食糧自

給論の展開

第一項 関西府県農会連合会における「米価調節反対運動」への動き

一九一八（大正七）年四月二五日、政府は外国米輸入を自ら管理し、米価調節の目的を達成するために、勅令にて「外国米の輸入等に関する件」、いわゆる外米管理令を發布した⁽¹⁹⁾。

これに対し、地方農会は、政府の措置に反対すべく、動き始めた。同年四月二九、三〇日、関西府県農会連合会（二府二一県）が鳥取県で開催され、兵庫県農会は、暴利取締項目中穀物の除外を求める建議を政府等に提出することを提案した。これは決議され、帝国農会を中心に建議活動を展開することが決定された。そして、兵庫、愛知、香川、広島、奈良各県農会代表者が委員に選出され、建議活動の準備に取りかかった。具体的には、地方農会に意見を問い、その結果を帝国農会に提出するという方法で、帝国農会に建議活動を展開するよう働きかけた。兵庫県農会は、これらの事務を執ることとなった⁽²⁰⁾。

しかし、帝国農会は「暫く政府の施設たる外米管理の結果を検視」⁽²¹⁾するとし、関西府県農会連合会の働きかけには応じなかった。そのため、一部の地方農会は、個別の建議活動を展開した。【表2・1】（本章末参照）の通り、結果として建議を提出したのは、富山県農政倶楽部、福井県農政倶楽部、島根県農政研

究会、山口県農会、徳島県農政研究会、愛媛県農民倶楽部、そして、兵庫県農会であった。

第二項 兵庫県農会の「米価調節反対運動」

前述のように、帝国農会は、関西府県農会連合会の働きかけに応じなかった。そこで、一九一八（大正七）年六月五日、多木はまず個人で、政府の米価政策に反対する旨の陳情書を提出した⁽²²⁾。その直後、兵庫県農会は「多数農民の熱烈な意志を発表して漸次農村救済の声を上げ以て政府を動か」⁽²³⁾するために、同年六月八日、郡市町村農会長会を開催した。

この郡市町村農会長会では、政府専管の外国米輸入や外国米食奨励に対する批判が続出した。そして、政府の米価調節策に反対すべく農政運動を展開するとして、以下の三点を決定した。

第一は、農会とは別に農政運動を専門に行う組織として農政倶楽部を設立する点である。これは、郡農会長と郡長が兼任であることから、官僚たる郡長は立場上、農政運動を行いつらいつらという事情を鑑みてのことであった。第二は、建議作成に関する点である。具体的には、建議は県農会が起稿すること、各郡から実行委員一名をあげること、そして、各町村長、郡市町村農会長⁽²⁴⁾の連署調印をまとめ、政府に送致することであった。そし

て、第三は、上京委員を選出し、運動の申し合わせをする点である⁽²⁵⁾。

しかし、兵庫県農会は、米騒動前夜の緊迫した社会的状況と県の圧力によって、「米価調節反対運動」を積極的に展開することはできなかった。兵庫県農会は、「米価調節並びに外米輸入に関する建議」を作成し、各町村長や郡市町村農会長に連署調印を求めた。ところが、兵庫県農会は、同年六月二五日の段階で、全二五郡中一四郡しか集めることができず、足並みを揃えて建議を提出することができなかったのである。米騒動前夜の都市部では、米不足による米価高騰によって非常に緊迫した状況下にあった。そのため、兵庫県農会は、特に市農会（例えば姫路市）から批判をうけ、すべての地域において、建議の賛同を得ることができなかった⁽²⁶⁾。

また、系統農会の農政運動に対して批判的であった知事清野長太郎の影響で、「米価調節反対運動」に際して、農政倶楽部を設立することはできなかった⁽²⁷⁾。さらに、反対派の中心であった多木が、県農会長を辞職したことも、「米価調節反対運動」の足枷となった。多木の辞職は、兵庫県農会の「米価調節反対運動」に対する清野知事の圧力が原因であったと見られていた⁽²⁸⁾。

このように、兵庫県農会の「米価調節反対運動」は、社会状

況の急転による各郡市町村農会の足並みの乱れと清野知事の圧力を前に、積極的に展開できず、同年八月に勃発した米騒動の中で消滅した。

第三節 系統農会の食糧自給論における兵庫県農会の

位置

第一項 地方農会レベルの食糧自給論

系統農会において、米価問題と食糧自給が共に議論されるようになったのは、一九一五（大正四）年以降であった。帝国農会は、「内地自給」論を基礎とした米価対策を掲げていた。具体的には、朝鮮米移入税の復活や台鮮米代用制度の撤廃、そして、植民地米の輸出を奨励することによって、内地に植民地米が流入することを防ぎ、内地農業と植民地農業の「調和」を図るという対策を提示した⁽²⁹⁾。しかし、一九一六（大正五）年以降、内地米価格が上昇してきたため、地方農会レベルでは、米価問題が積極的に議論されることはなかった⁽³⁰⁾。

ところが、一九一八（大正七）年四月、政府が外米管理令を公布したことを契機として、一部の地方農会は、米価問題を食糧自給とともに議論し、積極的に農政運動を展開した。【表2・

1】（本章末参照）によると、一九一八（大正七）年度において、食糧自給に関する建議を政府に提出したのは、兵庫県農会を含む七団体であった。これらの内、兵庫県農会以外の団体の建議は、次の三つの内容をもっていた。第一に、米価高騰の要因は、物価高によるものであり、これにより、米の生産費も高騰している。よって、現在の米価は妥当であるという内容である（富山県農政倶楽部、福井県農政倶楽部、島根県農政研究会、徳島県農政研究会）。第二に、政府が内地農業の充実を図ろうとしないという内容である（山口県農会、徳島県農政研究会、愛媛県農民倶楽部、福岡県農政倶楽部）。第三に、内地において米穀の自給が必要であるという内容である（島根県農政研究会、山口県農会、徳島県農政研究会）。以上のように分類できる。

さらに、【表2・1】によると、農政運動を展開していない地方農会に至っては、これらの機関誌において、食糧自給どころか、米価維持の必要性に関する議論すら、確認することができない。しかし、兵庫県農会は異なっていた。系統農会としては特殊な食糧自給論を提示し、これに基づき農政運動を展開したのである。

第二項 多木久米次郎の「帝国内自給」論

兵庫県農会の食糧自給論に多大な影響を与えたのは、県農会長多木久米次郎である。そのため、まず、多木の食糧自給論を明らかにしなければならぬ。

多木は、兵庫県農会長であると同時に、株式会社多木製肥所社長でもあつた。この他、内地では、別府軽便鉄道株式会社等も経営していた。一方、植民地朝鮮では、山林や農場を営んでいた。多木は、植民地と内地両方に経営基盤を持っていたのである⁽³¹⁾。さらに、分析対象期の前後において、衆議院議員をあわせて六期務めていた。

前述の通り、一九一八（大正七）年六月五日、多木は、外米管理令をはじめとした政府の米価政策を批判する旨の陳情書を、農相へ提出した。陳情書には次の通り記されていた。

歐洲大戦の波動は世界共通の經濟關係を中止し各國閉門を固めて其經濟の獨立を図り、我國の如きも遂然として従來の不用意を悔悟し、國産の奨励、物資の自給、經濟の獨立を連呼するに至れり（中略）政府にして價格の低落を望まば、其生産を増加し潤沢なる供給を図る第一義となさざるべからず（中略）在來米不足の爲め價格の低落せざる所以を知るに於ては、大に生産増加の手段を講ぜらるるの事と

信じたる（中略）拙策中の拙策たる外米を輸入して当面を糊塗する如きは、独り農業のため悲しむのみならず、國家經濟の上に於て遺憾千万に相考候⁽³²⁾

これによると、多木は、「國産の奨励、物資の自給、經濟の獨立」、すなわち、食糧自給に基づいて議論を展開した。そして、政府が、積極的に米を増産する措置を講じることなく、米価を下落させるために外国米を輸入することを批判した。ただし、多木は、「凶作の場合に限り（外国米―筆者注）関税の軽減又は撤去をなし得るに止り」⁽³³⁾とも述べており、凶作時に外国米輸入関税を軽減したり、撤廃することに関しては容認していた。つまり、政府が積極的に米を増産する措置を講じ、さらに、相当地な輸入関税⁽³⁴⁾が設定されていれば、多木は、外国米輸入を是認する立場であつた。多木にとって、外国米輸入関税とは、「生産者と消費者との利害を調和するに於て攻究を尽したる結果」⁽³⁵⁾であつた。したがって、外米管理令公布により、外国米関税が撤廃されたことに対し、多木は、政府の政策が消費者に重心を置き、生産者^{II}農業者の立場を無視するものと捉えたのであつた。

さらに、多木は、米の増産の具体的方法についても述べていた。

種子の選択、害虫の予防及駆除、肥料の精選、施肥の潤沢、

土地の利用等、旧来の陋習を破り学術を応用して農事の一

大改良をなす事に依り、現在の耕地のみにても米の産額に

三割乃至五割の増加を得ること決して難事にあらず⁽³⁶⁾

多木は、米の増産の方法として、「旧来の陋習」にとらわれな
い、学術を応用した農事改良を挙げた。この他、学術を応用し
た「農業発明の奨励」や「農産製造方法の発達」も挙げていた⁽³⁷⁾。

次に、多木は、米の生産面について以下の通り記していた。

積極的経営の方針を以て進まば、耕地の整理に依り二割の
増収、未墾地を開きて三割以上の新耕地を得べく、一年三
回の收穫ある台湾の米作を奨励せば、三十五万町歩の水田
より獲る所の四百六十万石に対し少からざる余地あり、
又朝鮮に於ても現在百十五（百五十一筆者注）万町歩の米
作地域は尚拡張開發の見込多く、米收穫高も奨励に依り今
日の一千二百五十万石に多大の増加を示すべきが故に、此
等一切の方法を合して今日内地の産米五千五百万石、殖民
地を併せて約七千万石を一億万石以上の産額に至らしむる
と寧ろ容易なるものもあり⁽³⁸⁾

多木は、生産面の「積極的経営の方針」として、耕地の拡充
と植民地での開發等を挙げた。つまり、多木は、内地米の不足
を補う方策として、植民地を含めた帝国内での生産増大を考え

ていたのである。

さらに、多木は、現在の米価について、以下の通り述べた。

都会の工賃に吸収せられて農村を去るもの続出し（中略）

農業者其者より受くる収益の到底一家を養うに足ざらんを
知らん閣下が米価を高しとして其の低落に苦心せらるるは、
元来如何なる程度を標準として然く認定せらるるや、其生

産費を明にせずして漫然高しと云い低しと叫ぶは、世人の
諒解に苦しむ所に御座候⁽³⁹⁾

このように、多木は、都市に対する農業の不利性から現在の
米価を論じた。そして、政府が米の生産費を米価の指標として
いない点を批判した。

この陳情書について、清野知事は、「多木氏は工業界の例に
鑑みて米価を論じ農人の工業界に走るを憂へ居れる」⁽⁴⁰⁾と評して
いた。清野知事も、多木の陳情書の論点は農業の不利性にある
と捉えていたのである。

話を戻すと、多木の食糧自給論とは、基本的に、内地と植民
地両方で米穀を増産することによって、米価を高位に維持する
という内容であった。また、外国米輸入に対しては、政府が積
極的に米を増産する措置を講じない場合には、これを禁止する
と述べていた。この背景には、農業の不利性という現状認識が

あり、それゆえに、米の生産量を増加させることが必要となっていた。そして、これは、学術を活かした農法の導入といった具体的方策の提起につながっていくのである。多木の「帝国内自給」論とは、以上のようなものであった。

第三項 兵庫県農会の「帝国内自給」論

では、兵庫県農会の食糧自給論とは、いかなるものであったのだろうか。

前述の通り、兵庫県農会は、多木が陳情書を提出した後、内閣総理大臣と農相に、「米価調節並に外米輸入に関する建議」⁽⁴¹⁾を提出した。この建議では、外国米輸入関税に論点を絞り、政府の米価政策を批判した。この建議の冒頭には、以下の通り記されていた。

外米輸入に関する我国の関税の沿革に拠れば内地凶作の場合に限り特別の方法を設くるも平年作にありては常に規定の関税を維持せられたること開国以来一貫して易らざる所なり是れ輓近殆ど商工主義に傾ける我産業政策中農業に對する唯一の保護にして多年の経験に基き生産者及消費者の利害を調節するに於て攻究を尽せし結果に外ならず然るに本年四月勅令及農商務省令を以て發布せられし外米

管理の事たる全然此沿革を無視し米価調節の美名を籍りて内地の農業を危殆ならしむるのみならず時局以来世界の大势に鑑み全国を通じて努力しつゝある農産物自給の主義に背馳するものならずんばならず⁽⁴²⁾

以上が、兵庫県農会の建議の冒頭部分である。これは、多木の陳情書の一部をそのまま引用したものであった⁽⁴³⁾。兵庫県農会は、「本年四月勅令及農商務省令を以て發布せられし外米管理の事たる全然此沿革を無視し」、「内地の農業を危殆ならしむるのみならず」、「農産物自給の主義に背馳するもの」⁽⁴⁴⁾と、政府の米価政策を厳しく批判した。そして、以下の通り要望した。

此際官民組織に依る調査機関を設け生産費を基礎として米価の適否を研究調査し一定の標準に拠りて調節を計られんことを提議すると共に外米の輸入は維新以来の国是に則り凶作の場合のみ特別の方法を講じ且つ此機会に於て農産自給の大方針を確立し政府の奨励農家の奮勉相呼応して其遂行に全力を注がれんことを切望に堪へず⁽⁴⁵⁾

これによると、兵庫県農会は政府に対し、以下三点を要望した。

第一に、米の生産費を基準に米価を設定し、これに基づき、政府が米価を調節する点である。米の生産費は官民組織による

米価調査機関によって調査し、決定するとされた。

第二に、外国米輸入については、凶作の場合のみ「特別の方法」を講じる点である。多木と兵庫県農会は、外国米輸入に関して同じ考え方であったため、「特別の方法」とは、外国米輸入関税の軽減や撤廃を指していたと考えられる⁽⁴⁶⁾。

第三に、政府に対して「農産自給の大方針」の確立を要求した点である。「農産自給の大方針」とは、建議書では、「当面の急務」の策と、「積極的に米の供給を増加する方法」に分類されていた⁽⁴⁷⁾。前者は、麦作の増収と麦の栽培法の改良奨励、代用食の奨励、そして、植民地における米作の発達であった⁽⁴⁸⁾。そして、後者は、種子の選択、害虫予防・駆除、肥料の選択・施肥の潤沢・土地の利用等による稲作の改良、水利の整備と転作による米の多収穫、植民地での米作区域の拡充と農事経営の発達であった⁽⁴⁹⁾。このように、兵庫県農会は食糧自給について、内地と植民地双方での米の増産と、その具体的方法まで述べていた。以上の通り、兵庫県農会は、外米管理令に対する反対と、帝国内での米の増産を主張していた。つまり、兵庫県農会は、米の供給量不足部分を外国米で補填するのではなく、植民地米で補うことよって、高米価を維持できると考えていた。さらに、増産の方法に学術的な農事改良を具体的に示している点で、先

にみた多木の「帝国内自給」論の強い影響をうけていたことは明らかである。これが、兵庫県農会の「帝国内自給」論である。

この兵庫県農会の「帝国内自給」論確立の背景には、第一章で確認した通り、県農会長の改選を契機として、内地と植民地双方の農業経営を重視する方針への転換があった。そして、植民地朝鮮への「移民」事業や資本投資を目的とした「朝鮮視察」、多木主導の米麦多収穫事業、米価対策などが展開されたことも第一章でみた通りである。また、この時期に、多木を含めた県内の大地主たちなど地方有力者は、植民地朝鮮への資本投資を行い、土地集積を図っていった。多木は、これら「朝鮮視察」の企画者であり、まさにシンボリック的存在であった。

また、県内の大地主たちなど地方有力者は、兵庫県農会評議員などの職を通じて、兵庫県農会の運営と密接に結びついていた。そのような背景から考えるに、兵庫県農会の「帝国内自給」論とは、県内の大地主たちなど地方有力者と兵庫県農会の利害が植民地朝鮮と結びつき、そこに、自らも植民地朝鮮に利害をもつ多木の影響力と政治力が作用することよって、確立された議論であったといえよう⁽⁵⁰⁾。

第四項 食糧自給自足の請願

一九一九（大正八）年三月四日、県下一、二・三名の農業者が政府に対し、「食糧自給自足の請願」⁽⁵¹⁾を提出した。【表2・2】

（本章末参照）は、請願者の一覧である。町村長、県会や郡会等の議員、郡市町村農会等関係者、篤農家など地主層が中心であった。しかし、より注目すべきは、請願の出し方である。請願者は特定の郡に集中しており、しかも、それぞれの郡内の行政村を網羅する形で出されていた。請願者は多い順に、揖保郡一四〇名、加古郡一〇八名、宍粟郡一〇四名、飾磨郡一〇〇名、氷上郡九九名、三原郡九七名、印南郡九七名、明石郡九一名、多紀郡九〇名、津名郡七八名、美方郡七三名であった。この請願は、兵庫県農会が農政運動を自粛している時期に提出された。そのため、県下の地主たちは農会としてではなく、連名で政府に対し、「食糧自給自足の請願」を提出したと考えられる。

その内容は、「帝国内自給」論に立ったものであった。請願書の冒頭には、次の通り記されていた。

大正六年ノ内地産米ハ国民ヲ養フニ十分ナラザリシ結果昨大正七年ノ一ケ年ヲ通ジ朝野ヲシテ米問題ニ懊惱セシメタリ当時政府ノ全力ヲ傾ケテ抑制ニ勗メラレシ米価ノ昇騰ハ一般経済界ノ状勢ニ負フ所多ク必ズシモ品払底ノミニニ原因

セズト雖モ国民ノ食糧欠乏セルノ故ヲ以テ一大上覽ヲ惹起スルニ至リシハ我生産界ノ恥辱トシテ遺憾ニ堪エズ（中略）本年ノ端境期マデニ少クモ六七百万石ノ不足ヲ生ズ加之年々人口ノ増殖ニ伴ヒ益々不足額ヲ多カリシメントスル際徒ラニ姑息ノ策ヲ用ヒコレガ弥縫ヲナスニ汲々ナル如キハ国策ノ宜シキニ適シタルモノニアラズ宜シク永久ニ食糧自給自足ノ方法ヲ樹立スルノ秋ナリ是ニ於テカ左ノ四項ヲ決定スルハ當ニ現下ノ不足ヲ補フノミナラズ人口ノ増加ニ応ジ食糧ノ独立ヲ確保シ得ルコト請願人ノ信ジテ疑ハザルト
コロナリ⁽⁵²⁾

これによると、県下の地主たちは米の生産量が不足し、人口が増加することによって、食糧（米）が不足するにも関わらず、政府が「姑息ノ策」で弥縫しようとしていたことを批判していた。そして、政府が「食糧自給自足ノ方法」を樹立し、「食糧ノ独立」を確保する必要性を説いていた。ここで述べられている「姑息ノ策」とは、「外米の輸入消費の節約代用食料の奨励等」⁽⁵³⁾の「消極的施設」を指していた。そして、「食糧ノ独立」を確保するため、政府に対し、次の四項目を求めている。

第一項は、「外米関税ヲ復活スルコト」である。第一項の説明では、「外米関税」について、「我内地農業ノ金城鉄壁ニシテ自

国ノ農業ヲ保護シ其向上發展ヲ企図シ国家ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル」と記されていた。また、この請願の中で、「外米」輸入について、「関税を撤廃し海外の産物の流入に国帑を海外に流出セシムル策」と述べられており、「外米関税」とは、外国米関税を指していることがわかる。また、「海外ノ産物ニ信賴スルガ如キハ我農業ノ進歩發達ヲ阻害シ食糧自給自足ノ根帯ヲ危クスルノ道ナリ」とあり、食糧自給の基礎となる内地農業の進歩や發達のため、外国米関税の復活が求められていた。

第二項は、「内地農産物殊ニ米麦ノ收穫ヲ増加スルタメ有スル奨励ノ手段ヲ講ジ先ヅ本年度ノ作物ニ対シ懸賞ノ方法ニヨリ其多産ヲ期スルコト」であった。請願の末尾に、「先ズ当春ノ麦作ヨリ懸賞奨励ノ方法ヲ実行セラレ度（中略）此段請願候也」とあり、「食糧自給自足の請願」に挙げられた要望のうち、最も重要とされていたのは本項であった。ここで要望されている「奨励ノ手段」とは、政府主導による内地米麦多收穫のための奨励事業であった。具体的には、市町村を単位として賞与額を百円と定め、米及び麦の最多收穫量を記録した者のうち、三等迄を表彰するものであった。また、府県第一位の米及び麦の收穫高を記録した郡については、これに関係した技手にも特賞を与えらるという内容であった。さらに、府県の最優等者は、農商務大

臣から表彰を受けるとされた。

この奨励事業は、一九一四（大正三）年度から兵庫県農会で実施されている米麦競進会に酷似したものである。いわば、米麦競進会を全国規模で展開するものであった⁽⁵⁴⁾。

しかし、これは、単純な奨励政策というだけではない。実は、この要求は多木の兵庫県農会長辞任問題と関係して出されたものであった。兵庫農会の米麦競進会とは、一九一四（大正三）年から三ヶ年の継続事業で行うとされた農会の事業である⁽⁵⁵⁾。この米麦競進会は、多木が主導した事業であり、内地と植民地双方に重点を置いた兵庫県農会の新しい経営方針を代表する事業であった。しかし、前述の通り、一九一八（大正七）年八月に起こった多木の農会長辞職問題が年末まで解決をみず、農会の一九一九（大正九）年度の財源も見通しがつかなかった。そのため、米麦多收穫共進会は、一九一八（大正七）年度で打ち切られていた⁽⁵⁶⁾。多木は、一九一八（大正七）年一二月、農協会第一七回総会において、農会長に復帰した。このとき、米麦競進会も農会の事業として継続することが決定されたが、事業費を得るために、「食糧自給自足の請願」が提出されたと考えられるのである。

第三項は「肥料ヲ国営トスルコト」、そして、第四項は「拓殖

地ノ米作ヲ奨励發達セシメ差当リ朝鮮ニ於ケル肥料ニ課シツアル百分ノ五ノ移入税ヲ廢止シ寧之ヲ保護シテ使用ヲ潤沢ナラシムルコト」⁽⁵⁷⁾であつた。第四項は、「拓殖地ノ米作ヲ奨励發達」をするために、植民地朝鮮における肥料移入税の廢止が挙げられていた。内地と植民地朝鮮を帝国内として、一体的に米の増産をはかる「帝国内自給」論の論理からいえば、当然の要求であらう。

以上の通り、「食糧自給自足の請願」とは、県下の地主たちが、「帝国内自給」論に基づき、外国米輸入関税の復活、肥料国産化、米麦多収穫共進会の継続、帝国内での米麦の増産のための肥料移入税の撤廢を政府に求めたものであつた。

このように、請願書の内容は「帝国内自給」論に依拠している面が強い。そのことは、県下の地主が、「帝国内自給」論を支持していたことを意味している。ただし、当該期の兵庫県農会の構成員には、県と県農会両方に属している人物もおり、多木や兵庫県農会と異なる議論も存在していた。前瀧千仞は、そのような人物の一人である。兵庫県農会幹事、そして兵庫県農務課長でもあつた前瀧は、内地の生産増大と帝国内での自給を基調としつつも、米の供給量不足が予想される場合には、凶作時以外でも、外国米輸入による供給量の充足を図るといふ論を

唱えていた⁽⁵⁸⁾。この前瀧の議論は、政府特に農商務省の食糧自給論に基づくものであつた。しかし、この前瀧の議論は、反動恐慌による米価下落をうけ、米投売防止運動時には、多木の「帝国内自給」論へと傾いていくことになつたのである。

おわりに ―一九二〇年代への展望―

本章では、多木や兵庫県農会が「帝国内自給」論を提起するに至つた経緯や「帝国内自給」論そのものを分析し、これが系統農会としては、特殊な食糧自給論であつたことを明らかにした。

政府は、内地と植民地における米の自給を基本路線に考えていたが、米の供給量の不足部分を外国米によって補うという米価政策を展開した。特に、寺内内閣は政府専管によって外国米を輸入するという措置を講じた。これには、米の供給量を増加させることにより、米価を下落させるというねらいがあつた。それに対し、兵庫県農会は、政府による外国米輸入の行為や発言が、米価下落をもたらすという危機意識を持っていた。そして、これを契機として、「帝国内自給」論に基づく農政運動を展開することとなつた。

兵庫県農会の「帝国内自給」論とは、内地と植民地双方で米穀を増産することによって、米価維持を図るという食糧自給論である。兵庫県農会は、米の供給量不足部分を外国米で補填するのではなく、植民地米で補うことによって、高米価を維持できると考えていた。そして、こうした方法による米価対策の実現によって、最終的には、県下農業者の経営そのものを保護し得ると捉えていたのである。

以上のような考え方は、明らかに、多木の「帝国内自給」論に基づいたものであった。それゆえ、当該期における米の供給量不足という危機的状況に対して、外米輸入に依存しない施策の方向性を提示するものであった。兵庫県下において、県内産米の需要超過状況という「帝国内自給」論を展開できる有利な素地が存在していたため、「帝国内自給」論は、県下地主層にも支持されていたのである。

地方農会が、このような議論を提示し、政治的に展開したところ、兵庫県農会の特殊性である。この特殊性は、二つの契機によって生まれた。一つは、多木をはじめとした兵庫県農会の関係者が、植民地朝鮮における利害と結びつけていたことである。もう一つは、兵庫県農会が内地と植民地双方を重視した農業経営の方針を立てていたことである。その背景には、外国

米のインパクトがあり、それにより、兵庫県農会の「帝国内自給」論が確立されていったのである。

【表2-1】政府の食糧・米価政策に対する地方農会の建議及び主張（1918～1920年度）

団体名	内閣総理大臣及び農相への建議		帝国農会への建議		各道府県農会の主張（各道府県農会報）	
	内閣総理大臣・農相に対する建議の有無	建議内容	建議及びその内容	提出者	外国米輸入に対する批判	米価調節策、食糧政策等に関する主張
北海道農会	X		肥料の国営に関する建議案（1919年10月）	北海道農会長、大阪府農会副会長、神奈川県農会幹事、群馬県農会副会長、三重県農会幹事、福島県農会副会長、秋田県農会副会長、熊本県農会副会長、鹿児島県農会副会長	なし	なし
青森県農会	X		なし		なし	郡市技術員並勸業主任講習会における陸羽支場長加藤茂苞の講演の米の多収穫に関する論考あり。生産量の増産のためには農業技術員が必要。（1919年5月）
秋田県農会	X		肥料の国営に関する建議案（1919年10月）	北海道農会長、大阪府農会副会長、神奈川県農会幹事、群馬県農会副会長、三重県農会幹事、福島県農会副会長、秋田県農会副会長、熊本県農会副会長、鹿児島県農会副会長	なし	県農会による論文①現今の米価は諸物価との関係から正当である②米価調節のためには生産費の高騰を押さえる必要がある。③政府による未開墾地の開拓事業に対する批判について述べられている。（1918年7月）
岩手県農会	X		なし		村社郷村の論文掲載（外国米食批判）。	村社郷村の農業官営や開墾地（具体的地域については言及なし）への移住や兼業に関する論文の掲載。
福島県農会	X		肥料の国営に関する建議案（1919年10月）	北海道農会長、大阪府農会副会長、神奈川県農会幹事、群馬県農会副会長、三重県農会幹事、福島県農会副会長、秋田県農会副会長、熊本県農会副会長、鹿児島県農会副会長	なし	なし
群馬県農会	X		(1) 肥料の国営に関する建議案（1919年10月） (2) 米麦輸入関税の復活に関する建議（1920年7月） (3) 婦女子への農事上の知識の普及に関する建議（1920年11月）	(1) 北海道農会長、大阪府農会副会長、神奈川県農会幹事、群馬県農会副会長、三重県農会幹事、福島県農会副会長、秋田県農会副会長、熊本県農会副会長、鹿児島県農会副会長 (2) 群馬県農会 (3) 岐阜県農会	なし	なし
神奈川県農会	X		肥料の国営に関する建議案（1919年10月）	北海道農会長、大阪府農会副会長、神奈川県農会幹事、群馬県農会副会長、三重県農会幹事、福島県農会副会長、秋田県農会副会長、熊本県農会副会長、鹿児島県農会副会長	なし	なし
千葉県農会	X		なし		なし	平均売の実施（1918年4月）。
山梨県農会	X		なし		なし	生産量の増加。

富山県農会	x		系統農会長は民間から選出する旨の申合案提出(1919年10月)	兵庫県農会、富山県農会、静岡県農会	なし	なし
富山県農政倶楽部	o	米価における米の生産費の充足(1918年6月)。	不明		外国米輸入によって海外に国幣を出すことに対する批判。農民にとって米価に対して生産費が十分に満たされていない状況を指摘(1918年6月)。米価低落機能、海外への国幣流出、嗜好不一致などの理由より外国米輸入批判を展開(1919年11月)。	富山県農政倶楽部による①政府の不合格米移出解禁策に対する批判あり(1918年6月)②農民の生活費の維持から現今の米価の妥当性を解説。③農商務省による農家経済調査の必要性と期待(1919年9月)。富山県農業技術員兼農会技手石嶋正行による論文あり。④(内地)生産増加によって米価は安定する。⑤政府による未開墾地の耕地拡張策批判。
福井県農会	x		なし		なし	政府の米価調節策に対する批判を農業と商工業との関係から論じる県農会の論説あり。福井県兵庫村農政倶楽部評議員野村勘左衛門による論文あり(米価安定のためには村農会の発展が必要)。米の生産費と物価の騰貴の問題についての論文あり。
福井県農政倶楽部	o	米初輸入税の撤廃反対を建議；物価が騰貴している中米価のみ低落させることに対する批判(1918年11月1日)。	なし		建議以外は不明。	建議以外は不明。
愛知県農会	x		なし		多木条次郎の論考を掲載。商工業に対する批判、米価に対する生産費の充足に関する個人の論文を掲載する。	内地自給論。土地の改良、農事改良等による生産高の増加。台湾、朝鮮米の移入税の撤廃禁止。
静岡県農会	x		系統農会長は民間から選出する旨の申合案提出(1919年10月)	兵庫県農会、富山県農会、静岡県農会	なし	保美松太郎「米価の前途」(供給量の増加が米価調整策)あり。
兵庫県農会	o	帝国内自給論に基づいた建議。米価下落のための外国米輸入は農業者の食糧独立の機運を挫きさせるものであるため、行うべきではない。外国米は凶作の場合のみ特別の方法を講じて輸入すべきである(1918年6月25日)。	(1) 米価調節に関する希望的決議(1919年10月4日帝国農会主催道府県農会長会) (2) 系統農会長は民間から選出する旨の申合案提出(1919年10月)	(1) 兵庫県農会(2) 兵庫県農会、富山県農会、静岡県農会	外国米関税の復活(1919年)。	1919年10月「米価調節に付希望的決議」では、米価45円以下での投売防止による米価調節を提示する。全国農会に警告を発す。
大阪府農会	x		(開墾助成法では不十分であるため)肥料の国営に関する建議案(1919年10月)	北海道農会長、大阪府農会副会長、神奈川県農会幹事、群馬県農会副会長、三重県農会幹事、福島県農会副会長、秋田県農会副会長、熊本県農会副会長、鹿児島県農会副会長	なし	なし

京都府農会	X		なし		なし	個人論文による耕地拡張論、米麦生産費調査、統計、米の消費節減に関する論文の掲載。農学会の論文（常平倉の設置、政府による米穀輸移入量の管理、米麦の生産費及び消費統計を正確に作成することなど）の掲載。
滋賀県農会	X		なし		なし	森知事の勲業方針に関する記載あり。
和歌山県農会	X		なし		なし	自給自足のためには内地の生産量を増加が必要であるとの投稿論文あり（1918年8月）。麦食の奨励。代用食奨励。本県の米の生産高が米価調節策となるとの論考あり。知事による朝鮮の農業紹介の論文あり。
三重県農会	X		肥料の国営に関する建議案（1919年10月）。	北海道農会長、大阪府農会副会長、神奈川県農会幹事、群馬県農会副会長、三重県農会幹事、福島県農会副会長、秋田県農会副会長、熊本県農会副会長、鹿児島県農会副会長	なし	なし
鳥取県農会	X		なし		なし	県農会が耕地拡張、生産量の増加による米の供給量増の必要性を明言する（1919年6月）。
島根県農会	X				なし	千石興太郎による論文（産業組合や農業倉庫による農民の自発的米価調整策）あり。
島根県農政研究会	O	米の生産費に対する米価の妥当性等の理由により、政府の米価調整は妥当でない。しかし、もし食糧自給の目的が達成されれば、米穀の管理をして内地米、朝鮮米、台湾米、外国米の買入、輸入、移入の売り渡しを執行すべきである（1918年7月15日）。	なし		建議以外は不明。	建議以外は不明。
広島県農会	X		なし		県農業技師兼農会幹事麦生富郎の論文あり（外国米輸入に頼る食糧政策批判。北海道、東北地方における開拓事業批判。朝鮮での食糧増産の必要性）。（1919年1月）	県技師兼農会幹事麦生富郎の論文（麦による代用食奨励ではなく、米の増産の必要性）。（1919年2月）穀物の配給官営によって米価安定を図るべきである（1919年3月）。
山口県農会	O	①米価低落を目的とする調節方法は、農民に不安を与え、米の生産高に影響をあたえる。②品質面で劣る外米が我が国の米価にどれだけ影響をあたえるか疑問である。以上の理由より、政府の米価調節は矛盾している（外国米輸入批判よりは米価調節策を批判する）。③内地での農事改良等の方法を提示さらに国立農具研究所の設立等を要求（1918年5月17日）。	なし		建議以外は不明。	①農業が安心して米作に熱心するだけの米価を専売他の方法、にて公定すること。生産過剰の場合には公定価格にて政府が買上げ不作に備える方法を立てる。 ②麦の栽培及食用の奨励。 ③極めて低利を以て肥料資金を農者に貸付すること。（1919年1月10日）

徳島県農会	X		なし		山口県農会の建議を掲載。	県農会技師や議員による農産物増産に関する論文あり（県内における方法として、耕地の開墾、地租の改定等の必要性について書かれている）。
徳島県農政研究会	O	諸物価の高騰により必ずしも政府の政策がつかっていないと批判。積極的に穀物生産増殖し食糧自給自足のための政策を講じる必要がある（1918年7月15日）。	なし		なし	なし
愛媛県農民倶楽部	O	①外米使用の結果は麦の需要を減じ麦価の低落若しくは騰貴と抑制するに至る。麦類は全部中、小農即ち自作者小作者の生活費となすものであるため、外米供給社会政策の目的とは然反對の結果を来す。 ②貯蔵米に誤算を生じ、また外米の輸入により予想外の余剰米を生ずることは、米価低落原因となる（1918年6月24日）。	なし		建議以外は不明。	建議以外は不明。
福岡県農会	農相O (陳情書)	鉱業による農耕地の被害救済に関する陳情書（1919年2月）。	(1) 鉱業による農耕地の被害救済に関する件（1919年2月） (2) 肥料の国営に関する建議案（1919年10月）	(1) 福岡県農会 (2) 北海道農会長、大阪府農会副会長、神奈川県農会幹事、群馬県農会副会長、三重県農会幹事、福島県農会副会長、秋田県農会副会長、熊本県農会副会長、鹿児島県農会副会長	なし	なし
福岡県農政倶楽部	△(建議案)	外米管理令は農村衰退の勢を助成し国家経済の基礎を薄弱ならしむるものである（1918年6月21日）。	なし		外米管理令は農村衰退の勢を助成し国家経済の基礎を薄弱ならしむるものである。	建議案以外は不明。
熊本県農会	X		肥料の国営に関する建議案（1919年10月）	北海道農会長、大阪府農会副会長、神奈川県農会幹事、群馬県農会副会長、三重県農会幹事、福島県農会副会長、秋田県農会副会長、熊本県農会副会長、鹿児島県農会副会長	不明	不明
鹿児島県農会	X		肥料の国営に関する建議案（1919年10月）	北海道農会長、大阪府農会副会長、神奈川県農会幹事、群馬県農会副会長、三重県農会幹事、福島県農会副会長、秋田県農会副会長、熊本県農会副会長、鹿児島県農会副会長	不明	不明
長崎県農会	X		なし		不明	農民に廉価な肥料を供給するために農会のとるべき方を九州農会役員会にて提議する。

注 (1) 表中の記号等については以下の通り。①Oは、建議及び請願を提出したことを示している。②△は、建議案を提出したが、実際に建議を出していない事を示している。③Xは、建議及び請願が案としても出てこず、提出もしていないことを示している。④不明は、農会報の所在が現段階では確認できなかったため、確認できなかったことを示している。

(2) 表中に記載されていない各府県農会及び農政倶楽部については、内閣総理大臣及び農相、帝国農会に対して建議を提出しおらず、また農会報においての主張も確認できなかった。そのため、表中から削除した。

(3) 表中に明記している建議の年月日は、これの提出日を指す。しかし、富山県農政倶楽部提出の建議については、提出日が明記されていなかったため、雑誌『帝国農会』『帝国農会報』第8巻6号、1918年6月、82～86頁に掲載された年月を記している。

出典：①帝国農会報及び各道府県農会の農会報（<http://rs1.agssearch.agropedia.affrc.go.jp/contents/micro/>）1918～1920年を参考にした。②兵庫農会；農相への建議については、『大朝』1918年6月26日、多木宗次郎の意見書については、同1918年6月9日を参照した。山口県農会；建議については徳島県農会『徳島県農会報』133号（1918年7月）を参照した。

(1) 大豆生田稔『近代日本の食糧政策―対外依存米穀供給構造の変容―』(ミネルヴァ書房、一九九三年)一三九―一八六頁。川東輝弘『戦前日本の米価政策史研究』(ミネルヴァ書房、一九九〇年)六八―六九頁。

(2) 米騒動の研究は、庄司吉之助『米騒動の研究』(一九五七年、未来社)や阿部真琴『兵庫米騒動記』(一九六九年、新日本出版社)、由井正臣「第一次世界大戦、ロシア革命、米騒動」(歴史学研究会、日本史研究会編『日本帝国主義の崩壊』一九七一年、東京大学出版会)など様々な研究がある。特に、最近の研究で、県内の状況の詳細を明らかにした研究として、三田市史編さん専門委員会『三田市史』(第五巻近代資料I、三田市、二〇〇五年、三三六頁)がある。

(3) 大豆生田稔、前掲書『近代日本の食糧政策―対外依存米穀供給構造の変容―』一七二―一七六頁。

(4) 川東輝弘、前掲書『戦前日本の米価政策史研究』第二章、大豆生田稔、前掲書『近代日本の食糧政策―対外依存米穀供給構造の変容―』。

(5) 河合和男『朝鮮における産米増殖計画』(未来社、一九八六年)。

(6) 栗原百寿著作集編集委員会『栗原百寿著作集』(第九巻、校倉書房、一九八四年)。

(7) 宮崎隆次「大正デモクラシー期の農村と政党(一)―農村諸利益の噴出と政党の対応―」(国家学会『国家学会雑誌』第九三巻第七・八号、一九八〇年)。

(8) 史料上とは、『神戸又新日報』(以下、『又新』と表記する)、『神戸新聞』(以下、『神戸』と表記する)など新聞各紙等を指す。

(9) 兵庫県『農業争議ノ沿革並現況』(兵庫県、一九二三年)七六頁。今西一「兵庫県下の初期小作争議」(兵庫県史編集専門委員会『兵庫県の歴史』第二二号、一九八二年)四六―五八頁。

(10) 大豆生田稔、前掲書『近代日本の食糧政策―対外依存米穀供給構造の変容―』一六四―一七四頁。兵庫県における都市部の状況については、布川弘『神戸における都市「下層社会」の形成と構造』(兵庫部落問題研究所、一九九三年)等を参考にした。

(11) 平賀明彦『戦前日本農業政策史の研究―一九二〇―一九四五』(日本経済評論社、二〇〇三年)一三頁。

(12) 兵庫県史編集委員会『兵庫県百年史』(兵庫県、一九六七年)六七五―六七七頁。新修神戸市史編纂委員会『新修神戸市史』(歴史編IV、神戸市、一九九四年)五五五―五五六頁。

(13) 小岩信竹『近代日本の米穀市場』(農林統計協会、二〇〇三年)二三四頁。

〔14〕神戸港は朝鮮米や台湾米の移入量も非常に多かつた。朝鮮米

移入量は全国第二位、台湾米移入量は全国第一位である。しかし、分析対象期は、大阪やその他の地域へこれらのほとんどを廻送していた（神戸米穀肥料市場『神戸米穀肥料市場沿革誌』一九一八年、一三二頁）。兵庫県下での植民地米や外国米の流通については樋口節夫氏の研究がある。しかし、本章の分析対象期に関しては記述はなく、この前後の時期の指摘にとどまっている（樋口節夫『近代朝鮮のライスマーケット』海青社、一九八八年、一二五―一三二頁）。

〔15〕農業者とは、飯米の販売によって利潤を得る層を指す。ここでは、特に、地主や自作農を指す。

〔16〕『又新』一九一九年一月一二日付。

〔17〕『又新』前掲一九一九年一月一二日付。

〔18〕『大阪朝日新聞（兵庫県付録）』（以下、『大朝』と表記する）一九一八年六月一九日付。

〔19〕なお、外米管理令における「外米」とは、朝鮮米や台湾米も含む。

〔20〕『大朝』一九一八年六月九日付。

〔21〕兵庫県農会「米価調節並に外米輸入に関する建議」（大阪府農会『大阪府農会報』第二一一号、一九一八年七月一〇日、五五

頁）。

〔22〕『大朝』一九一八年六月九日付。

〔23〕『大朝』前掲一九一八年六月九日付。

〔24〕『大朝』一九一八年六月五日付には「各町村長」と書かれているが、加古郡八幡村農会には各郡市町村農会長の連署を求める通知が兵庫県農会より下付されている。

〔25〕『大朝』前掲一九一八年六月九日付。

〔26〕『大朝』一九一八年六月二六日付。『大朝』一九一八年六月一日付には、姫路市農会不参加について書かれている。

〔27〕兵庫県農政倶楽部設立は、一九一八（大正七）年一〇月三日である（兵庫県農会『兵庫県農会史』一九三〇年、二七頁）。

〔28〕『神戸』一九一八年八月一日付。多木久米次郎伝記編集会『多木久米次郎』（多木製肥、一九五八年）四一九頁。

〔29〕詳しくは、第一章参照。

〔30〕宮崎隆次、前掲論文「大正デモクラシー期の農村と政党（一）―農村諸利益の噴出と政党の対応―」四七九頁。

〔31〕多木久米次郎伝記編集会、前掲書『多木久米次郎』六六〇―六六一頁。金玄「植民地朝鮮と多木久米次郎―朝鮮における事業基盤と参政権問題」（神戸大学大学院人文科学研究科海港都市研究センター『海港都市史研究』四号、二〇〇九年三月）七七

八八頁。

(32) 『大朝』一九一八年六月二二日付。

(33) 『大朝』一九一八年六月二一日付。

(34) 本陳情書において、多木は、具体的な外国米関税率の数字について述べていない。

(35) 『大朝』一九一八年六月二四日付。

(36) 『大朝』一九一八年六月二〇日付。

(37) 『大朝』一九一八年六月二二日付。

(38) 『大朝』一九一八年六月二〇日付。

(39) 『大朝』一九一八年六月二一日付。

(40) 『大朝』一九一八年七月二八日付。

(41) 『大朝』一九一八年六月二六日付。

(42) 兵庫県農会、前掲史料「米価調節並に外米輸入に関する建議」五〇―五三頁。

(43) 多木の陳情書第三項（『大朝』前掲一九一八年六月二一日付、同年六月二四日付）が、それにあたる。

(44) 兵庫県農会、前掲史料「米価調節並に外米輸入に関する建議」五三頁。

(45) 兵庫県農会、前掲史料「米価調節並に外米輸入に関する建議」五三頁。

(46) 『大朝』一九一八年六月二一日付。

(47) 兵庫県農会、前掲史料「米価調節並に外米輸入に関する建議」五二頁。

(48) 兵庫県農会、前掲史料「米価調節並に外米輸入に関する建議」五一頁。

(49) 兵庫県農会、前掲史料「米価調節並に外米輸入に関する建議」五二頁。

(50) 一九一八（大正七）年八月三日、多木は自由に農政運動を討究することを理由に、県農会長辞任の意を表明した。多木は辞任の意を固めていたが、結局、兵庫県農会によりこの辞任届は保留され、同年一二月の兵庫県農会通常総会では多木の県農会長留任が決定した（多木久米次郎伝記編纂会、前掲書『多木久米次郎』四一八―四二二頁）。兵庫県農会における多木の存在の重要性がうかがえよう。

(51) 「食糧ノ自給自足ニ関スル請願」一九一九年三月四日（大日本帝国議会誌刊行会『大日本帝国議会誌』第一一巻、一三三五―一三三九頁）。この請願書には、『大日本帝国議会誌』所収のもの、多木化学所蔵のもの二種類ある。内容は類似しているが、『大日本帝国議会誌』の方は要望項目が簡潔で、紹介議員や請願人の氏名が明記してある。一方、多木化学所蔵の方は、

要望項目は詳しいが、請願人の氏名は書かれていない。以下、前者を①、後者を②とする。

(52) 「食糧ノ自給自足ニ関スル請願」②。

(53) 「食糧ノ自給自足ニ関スル請願」②。以下、建議書の内容はこれによる。

(54) 兵庫県農会、前掲書『兵庫県農会史』二三頁。

(55) 兵庫県農会、前掲書『兵庫県農会史』五九頁。

(56) 多木久米次郎伝記編纂会、前掲書『多木久米次郎』四一四～四一五頁。

(57) 川東蟬弘、前掲書『戦前日本の米価政策史研究』七八～八八頁。

(58) 兵庫県農会幹事であった前瀧千俣は、一九〇四（明治三七）～一九二七（昭和二）年県農会幹事、一九〇五（明治三八）～一九二一（大正一〇）年県技師、一九一四（大正三）～一九一九（大正八）年県農務課長、一九二〇（大正九）年米穀検査所長を歴任している。前瀧は、一九一九（大正八）年五月時点では、米の供給量の不足部分を外国米で補うことについて容認している（『大朝』一九一九年五月一四日付）。

第三章 「帝国内自給」論のその後と米投売防止運動

はじめに

本章の目的は、米投売防止運動における系統農会の米価対策の変遷を分析することにより、「帝国内自給」論のその後の展開を明らかにすることである。

米投売防止運動とは、系統農会が、農業者の利益保護のために行った最初の本格的な農政運動である。その内容は、一石当りの米価三五円（以下、米価三五円と表記する）以下での米の売急ぎ防止と、米価三五円以上での共同販売をすすめるものであった。米投売防止運動は、一九二〇（大正九）年一月二十五日に始まり、一九二一（大正一〇）年四月四日、米穀法公布とともに終結した。この期間において、系統農会は積極的に米投売防止運動を展開したにもかかわらず、米価三五円を維持することができなかった。そのため、系統農会は、米穀法を成立させることに米投売防止運動を集中させた。研究史では、このような米投売防止運動の経緯を、米投売防止運動の破綻として捉えている。その一方で、地方農会が、帝国農会主導のもと米投

売防止運動を展開したことに對しては、農政運動の転機として大きな意味をもったとも、研究史では評価されている。

さて、米投売防止運動は、従来、研究史において大地主層による農政運動と位置づけられてきた⁽¹⁾。しかし、系統農会史研究の進展とともに、米投売防止運動は、以下の二つの見地より捉えられるようになった。

第一に、系統農会が農業利益擁護を目指し、公然と農政運動を行うようになった契機として、米投売防止運動を捉える見地である。栗原百寿氏や鈴木正幸氏、そして、宮崎隆次氏が、帝国農会と政党政治との関係を分析し、系統農会の利益団体化の過程を明らかにした⁽²⁾。また、近年、松田忍氏によって、一九二二（大正一一）年の農会法改正（以下、新農会法と表記する）における系統農会の農政運動の限界性が論じられている⁽³⁾。しかし、これらはいずれも、帝国農会の動向を中心とした分析であり、系統農会の米価対策の変遷については、分析されていない。

第二に、米投売防止運動を系統農会の諸事業の転換点として捉える見地である。玉真之介氏は、岡山県における米投売防止運動を分析し、以下の二点について明らかにした。一つは、農会技術員と中小農が中心となって米投売防止運動を展開した点である。そして、もう一つは、米投売防止運動によって、技術

員を柱とする町村農会の活動や販売斡旋事業が積極的に実施されるようになり、これが農村の組織化の契機となった点である。玉氏は、後に、これが主産地形成へと帰結していくものであると述べた⁽⁴⁾。しかし、玉氏の研究は岡山県の事例であり、米投売防止運動の全体像を明らかにするためには、さらなる研究の蓄積が必要である。

以上の通り、研究史には二つの問題点があった。一つは、米投売防止運動における系統農会の米価対策の変遷について、分析されていない点である。もう一つは、米投売防止運動の研究は、帝国農会の動向に関する分析が中心であり、全体像を把握するためには実証分析を蓄積する必要があるという点である。

これら研究史上の問題点を克服するため、本章では、米投売防止運動における系統農会の米価対策の変遷を明らかにする。そして、この時期に、「帝国内自給」論がどのように展開したかという点を射程に入れて論じたい。

第一節 「帝国内自給」論のその後

第一項 米価の下落と系統農会の取り組み

一九二〇（大正九）年三月、反動恐慌に伴って、米価は急落

した。県内産米一石当りの卸売価格は、【図2・1】の通り、一九二〇（大正九）年三月には五五円六六銭であったが、四月には五二円七四銭、五月には四九円三四銭、六月には四二円八五銭となった。六月、道府県農会役員協議会では、政府への米価維持要求と、農業者に米穀の売急ぎを諫める警告が決議された。しかし、八月以降、米価はさらに下落していった。それは、【表3・1】の通り、一九二〇（大正九）年が、前年以上の豊作であったためである。一〇月には、ついに、一石当りの米価は四〇円を切り、十一月には三六円〇八銭、十二月には三四円三一銭となった。

同年の一〇月、帝国農会は第一一回総会を開催した。本総会では「米価維持ニ関スル建議」と「米及粃ノ輸入税復旧並米

【表3-1】県内産米の収穫高
(1918~1921年)

単位：石	
1918年	2,202,964
1919年	2,551,856
1920年	2,552,335
1921年	2,414,121

出典：兵庫県米穀検査所『兵庫県米穀検査報告』各年度。

麦小麦粉輸出許可制限廃止ニ関スル建議」が決議され、政府にこれを提出した⁽⁵⁾。ただし、「米価維持ニ関スル建議」には、帝国農会としての具体的な米価対策は挙げられておらず、単に米価維持の必要性のみを要望する内容であった。

そのような中、政府の諮問機関である臨時財政経済調査会では、米価調節及び維持を図るための対策として常平倉制度を創設する案が協議されていた。

常平倉制度とは、米の生産量が過剰である場合に、政府が米を農業者から買上げて貯蔵し、不足する場合にこれを売り払うことにより、米の需給を調節する制度である。常平倉制度は、一九一九（大正八）年一二月に、政府から臨時財政経済調査会へ出された諮問第一号「糧食の充実に関する根本方策如何」の答申案において、米麦の需給調節上最も有力なる制度として、位置づけられていた。

「糧食の充実に関する根本方策如何」の答申案とは、臨時財政経済調査会の起草委員（矢作栄蔵、犬塚勝太郎、古在由直、佐野善作）が作成したものであり、政府もその内容を認めていた。したがって、政府の食糧政策の全体像を表すものとして位置づけることができる。具体的には、生産政策としては、内地において「開墾助成法」の拡張と大規模開墾事業が提案され、しかもこれが自作農維持と結びつけられていた。また、植民地においては、産米増殖の根本方策を樹立するとされた。そして、内地と植民地との間で政策を調和させるための機関の設置が提唱されていた。さらに、流通・価格政策として、常平倉制度が

提案されていた。つまり、「糧食の充実に関する根本方策如何」の答申案において、臨時財政経済調査会の起草委員は帝国内での米の生産を基調とした食糧政策をたてており、これと一体のものとして、常平倉制度が位置づけられていたのである⁽⁶⁾。ただし、第二章で確認した通り、政府は、当該期において米の総量が不足しているという認識であったため、その不足部分を外国米で補うという政策をとっていた。

一九二〇（大正九）年一〇月三〇日、「糧食の充実に関する根本方策如何」の答申案が臨時財政経済調査会第五回総会に提出され、第六回総会（一一月一〇日）以降、常平倉制度に対する質疑が行われた。帝国農会は、常平倉制度の成立を望んでいたが、政府に対し、建議活動など具体的な行動を起こさなかった⁽⁷⁾。そのため、地方農会は、帝国農会とは別に、米価維持に関する協議を行い始めた。まず、同年一月初旬、北陸四県農会並びに長野、福島両県農会の関係者によって、米価維持に関する意見交換会が開かれた⁽⁸⁾。次いで、一一月二七日、富山県農会が中心となり、北陸四県連合米価問題協議会を開催した。

北陸四県連合米価問題協議会では、「米価の暴落を防ぎ農家の窮状を救はんが為め速に全国各府県農政関係団体の大会を開き以て其の対応策を講ずること」⁽⁹⁾との決議が採択された。また、

近く開催を予定していた兵庫県農会主催の関西二府二県農会協議会へ、四県連合の代表者を出席させることも決定した。そして、関西二府二県農会協議会に、以下の四点を要望することを申し合わせた。それは、植民地米の移入税復活、残存外米（外国米）の輸出、低利資金の融通、常平倉制度の特設促進であった⁽¹⁰⁾。これらの要望は、「内地自給」論を基軸とした米価対策の中で、常平倉制度を創設するという性格をもっていた。

このように、地方農会から常平倉制度の設置を要望する動きが起こったが、常平倉制度は、臨時財政経済調査会第九回総会（一二月一日）において、可決を目前にして、再審議となった。翌日、常平倉制度審議において「帝国農会の措置が手緩い」⁽¹¹⁾として、兵庫県農会主催の関西二府二県農会協議会⁽¹²⁾が、開催された（【表3・2】参照）。

関西二府二県農会協議会では、兵庫県農会が提出した協議事項に基づいて議論された。協議事項は以下の通りであった。

一、穀価を適当に維持し且之か安定を図るに必要な施設を速に実施せらるゝ様政府当局に建議し併せて貴衆両院議長に請願する事

二、帝国農会並に中央農政倶楽部に対し急速に機宜の運動を開始せらるゝ様要望する事

三、米麦の生産費を調査し地方相当の最低価格を協定し又は希望価格の申合せを行ひ濫売、売急ぎの声を防止する事

四、府県の農会連合販売斡旋所を活用し米麦の平均売を奨励する事

五、農業倉庫の利用に努め成るべく粃貯蔵の方法を勸奨すること

六、系統農会産業組合又は地主会等の活動を促し一層低利金融の便を図ること⁽¹³⁾

この協議事項の要点は、以下の二点である。

一つは、兵庫県農会の目的が、「穀価を適当に維持し且之か安定を図るに必要な施設」（第一項）を実施するために、帝国農会や中央農政倶楽部が中心となって、建議及び請願活動をする点であった（第二項）。兵庫県農会は、「穀価を適当に維持し且之か安定を図るに必要な施設」（第一項）と米価を高位に安定させるための措置については、具体的には述べていない。しかし、前述した臨時財政経済調査会における常平倉制度の審議過程を踏まえて考えると、これは、常平倉制度を含めた対策であったといえる。

したがって、兵庫県農会は、常平倉制度を含めた対策を政府

【表3-2】米投売防止運動に関する兵庫県農会及びその他の動向

		兵庫県農会の動向	その他の動向	
1920年	9月	22日	郡市農会長会議開催。農家持越米の濫売を防止し平均売を奨励すること、米価の激落を防止する為に速やかに適当なる保護政策を講じるよう其筋に建議すること等を決議。	
	10月	30日		臨時財政経済調査会第5回総会：矢作案議、臨時財政経済調査会の答申案作成（米の生産を安全にするために政府による米の買入（生産費に基づく）、米価調節及び維持を図るための対策として常平倉案を作成）。
	11月	8日		臨時財政経済調査会第12回特別委員会：米の専売案と米倉庫庫証券案について議論。専売案は実行不可能であることが決定する。
		10日		臨時財政経済調査会第6回総会：第12回特別委員会の審議結果について話し合う。
		27日		北陸四県連合米価問題協議会。
		30日		臨時財政経済調査会第8回総会：鈴木梅四郎が米専売案を提出。
	12月	1日		臨時財政経済調査会第9回総会：矢作が常平倉制度の可決を押しなが、これの設置に関する方策についての賛否が延期される。
		2日	米価問題の協議のため関西二府二県農会協議会を開催（於神戸市）。	
		4日		
		9日		臨時財政経済調査会特別委員会：米専売案について討議。原内閣総理大臣、山本農相は常平倉法案が米価調節の根本と捉え、臨時財政経済調査会の審議を通過した後、帝国議院に提出すると考えていたことが、報道される。
		10日	県下各郡市農会長会議開催。	
		12, 13日	帝国農会主催、全道府県農会代表者協議会開催。帝国農会が運動を決定。	
		15日	帝国農会主催米投売防止運動に参加を表明する。	改友会幹部会・党務委員会。
		16日		臨時財政経済調査会特別委員会：米専売案の賛否について討論する。
		19日	県下農民大会開催（於神戸市諏訪山武徳殿）。	
		20日	『農会通信』50号発行。	臨時財政経済調査会特別委員会：米専売案は撤回、米倉庫案・農業倉庫案は否決され、常平倉案だけが残る。従来の常平倉案に農業倉庫案を付け加え、さらに需給調節と価格調節のために非常時の対策としてのみ採用することが決定する（米穀法案）（矢作の常平倉案は数量調節による米価維持と常時対策であった）。→矢作も米穀法案に賛成（妥協）。
		21, 22日	県農会第20回通常総会、協議会開催。21日、兵庫農政倶楽部、臨時米価調節名義委員を編成する旨のはがきを送る（加古郡）。22日に米投売防止組合設置に関する説明あり。	
		24日	多木県農会長、官邸訪問。原首相と会談。	有吉知事が、米投売防止運動を展開しようとしている兵庫県農会を批判する。
	25日		米投売防止運動開始。	
	25日	多木県農会長、県下各町村長に対し、納税延期を依頼。		
	27日		帝国農会、朝鮮總督府、東拓、「朝鮮農会」に米投売防止運動を宣伝。	
	1921年	6日	加古郡農会は郡内各町村農会に米穀投売防止組合規約に配布。	
		10, 11日	兵庫県農会主催、道府農会農政倶楽部代表者協議会開催。	
		12日		臨時財政経済調査会第10回総会：常平倉案可決。臨時財政経済調査会諮問第1号「糧食ノ充塞ニ関スル根本方策如何」の答申が提出される。
		15日		朝鮮總督府、東拓、全南農会は米投売防止運動に反対する。全羅北道の地主会は米投売防止運動を実施。
		18, 19日	県下各郡市農会常務員会、協議会開催。	
		22, 23日	帝国農会主催、第二回道府農会代表者協議会開催。	
25日		加古郡にて郡市農会長会議開催の宣伝が郡農会から各町村農会に宣伝される（矢作博士の講演、常平倉の話についての講演があるとの内容）。		
27日		県下米価遂行委員上京。帝国農会において集合し、農政倶楽部と連絡をとりながら各方面に運動を展開。		
30日		農民大会開催（於加古川公会堂）。		
31日		県農会、『米価問題情報第1号』を配布。		
2月		1日	農民大会開催（於赤穂郡船板村）。	
		勝野郡町農会長会議開催。		
		農民大会開催（於津名郡志染村）。農民約400名参加。		
	2日	県下米価遂行委員さらに2名上京。		
	4日	県農会、『米価問題情報第2号』を配布。		
	6日	農民大会開催（於赤穂郡高田村）。		
	7日	県農会、『米価問題情報第3号』を配布。平均売組合設立を宣伝。		
		農民大会開催（於赤穂郡上郡町）。		
	8日	農民大会開催（於赤穂郡赤松村）。農民500余名が参加。		
	10日	県農会、『米価問題情報第4号』を配布。		
	11日	佐用郡農会長会議において米価問題決議をする。		
	11, 12日	農民大会開催（於三原郡広田、大野、加茂村）。		
	14日	農民大会開催（於出石郡高柳村）。		
	15日	県農会、『米価問題情報第5号』を配布。		
	14, 15日	関西府農会協議会開催（於大阪府）。		
	24日	多木兼次郎、木下甚三郎、第44回帝国議院東議院に「米麦多収權奨励ニ関スル建議案」提出。		
	25, 26日	帝国農会主催、第三回道府農会代表者協議会開催。		
28日	『農会通信』51、52号発行。			
4月		県農会、農商務大臣へ「米麦生産増殖奨励ニ関スル建議」を提出。		
	4日	米穀法公布。一平均売へ移行。		

出典：農林省農史調査会編『日本農林省農史』第7巻、中央公論社、1955年、239-240頁。兵庫県農会『農会通信』50号（1920年12月20日）、同51-52号（1921年2月28日）、同54号（1921年4月20日）、兵庫県農会前編『米価問題情報』第1号（1921年1月31日）、同2号（1921年2月4日）、同3号（1921年2月11日）、同4号（1921年2月16日）、同5号（1921年2月15日）、1920年12月24日については『大阪毎日新聞』。同年12月9日については『日日』、同月25日については『大阪朝日新聞』。帝国農会史編纂会、前掲書『記述編』396-397頁。臨時財政経済調査会の動向については、川東輝弘、前掲書『戦前日本の米価政策史研究』。

に求めるため、帝国農会や中央農政俱樂部に建議活動を促して
いたことがわかる。兵庫県農会が関西二府二二県農会協議会を
開催した目的は、これであった。

もう一つは、系統農会独自の取り組みとして、米麦の生産費
を基礎に算定された希望価格に基づき、「濫売、売急ぎの声を防
止」(第三項)し、さらに、「府県の農会連合販売斡旋所を活用
し米麦の平均売を奨励」(第四項)した点である。特に、後半に
注目してほしい。当該期において、系統農会の販売斡旋所では、
主として蔬菜類が取引されていた。神戸販売斡旋所では、一九
一九(大正八)年より、酒造米の取引が開始されてはいたが、
飯米は取引されていなかった⁽¹⁴⁾。兵庫県農会は、あくまで、「米
麦の平均売を奨励」するにだけと述べていた。しかし、系統農
会が、販売斡旋所を通して、飯米の流通に介入することになれ
ば、米価に影響力を持つことになる。

つまり、兵庫県農会は米価を高位に安定させる措置として、
次のような考えを持っていた。第一に、常平倉制度を含めた対
策を政府に求めるために、帝国農会や中央農政俱樂部を中心と
して、従来通りの建議活動を展開すること。第二に、系統農会
が販売斡旋所を介した平均売によって、米の流通の面から米価
騰貴の措置を講じること。以上の通り、まとめられる。

さて、関西二府二二県農会協議会の結果、農家の自衛策とし
て米価三五円以下での売急ぎを禁止することと、米価三五円以
上での平均売という方法により全国的に運動を展開することを
帝国農会に要望することとなった⁽¹⁵⁾。協議会での決議は、帝国農
会や中央農政俱樂部を中心として農政運動を展開すること(第
一、二項)や、希望価格での米の売急ぎの禁止(第三項)など、
大枠で、兵庫県農会の協議事項を満たす内容であった。

しかし、関西二府二二県農会協議会で決定した米価対策は、
兵庫県農会の「帝国内自給」論と異なる内容であった。関西二
府二二県農会協議会で決定した建議事項は、次の通りであった
(史料中の『』は、委員会の成案であったが、本会議で討議し
た結果削除されたものである)。

一、政府ニ米ノ買上ヲ実行セシムルコト、但シ農家ニ於ケ
ル庭相場ノ最低価格ヲ一石三十五円トシ数量ハ三百万石
以上タルコト

二、外米輸入関税ヲ増率スルコト

三、台鮮米ノ移入税ヲ復活スルコト

四、『残存外米ヲスベテ輸出スルコト』

五、低利資金ノ供給ヲ一層潤沢ナラシムルコト

六、常平倉ノ急設ヲ図ルコト⁽¹⁶⁾

この建議事項からわかる関西二府二二県農会協議会の米価対策の特徴は、次の二点である。第一に、北陸四県連合米価問題協議会の要望が、すべて委員会の成案として取り上げられ、さらに、残存外米（外国米）の輸出以外のすべての事項が、建議事項として決定された点である^[17]。第二に、関西二府二二県農会協議会の米価対策は、北陸四県連合米価問題協議会のそれと同じであったことがわかる。つまり、関西二府二二県農会協議会の米価対策とは、内地米価格維持のために、植民地米や外国米の輸移入を規制するという内容であった。

植民地米の移入規制は、一九一四（大正三）年以降、帝国農会が、政府に対し要求してきた米価対策であった。これが「内地自給」論に基づいた対策であったことは、前章までで述べた。

また、一九一八（大正七）年以降、系統農会では「内地自給」論に基づき、植民地米移入に加え、外国米輸入も規制すべきであるという議論が大勢を占めていた^[18]。

したがって、関西二府二二県農会協議会の米価対策が、「内地自給」論に基づいた内容であったことがわかる。つまり、関西二府二二県農会協議会では、「内地自給」論に基づいた米価対策の中で、常平倉制度の成立と米価維持を目指すために、米投売防止運動を展開することが決定されたといえる。

本項をまとめると次のようになる。政府は、帝国内での米の生産や需給関係の調和を基調とした食糧政策をたて、これと一体ものとして、常平倉制度を位置づけていた。その常平倉制度の成立に向け、具体的な行動に出ない帝国農会に対し、地方農会は独自に行動し始めた。これら地方農会の意見を集約するため、関西二府二二県農会協議会が開催された。関西二府二二県農会協議会では、「内地自給」論に基づいた米価対策の中で常平倉制度の成立を政府に求めることが決議された。こうして、帝国農会を中心に、米投売防止運動が展開されることとなったのである。

第二項 帝国農会の食糧自給論の転換

兵庫県農会は、関西二府二二県農会協議会を主催したにもかかわらず、米投売防止運動への参加は、思いの外遅かった。【表3・2】によると、兵庫県農会は、一九二〇（大正九）年二月一日に米投売防止運動に参加した。これは、同月一三、一四日に開催された全国府県農会代表者協議会の後であった。つまり、兵庫県農会は、全国府県農会代表者協議会の決議の後に、米投売防止運動に参加したことになる。

では、なぜ、兵庫県農会の米投売防止運動への参加は遅かつ

たのか。また、なぜ、全国府県農会代表者協議会の後に、米投
売防止運動に参加したのか。本項では、関西二府二二県農会協
議会の建議事項と全国府県農会代表者協議会の決議事項を比較
することにより、その要因を明らかにする。

全国府県農会代表者協議会では、関西二府二二県農会協議会
の決議について議論された。そして、帝国農会の原案に基づき、
「現時米価ノ著シキ下落ヲ防止スル適切ナル方法ニ関スル決議」
^{〔19〕}が出された。この決議は、「自衛策」と「政府ニ対スル策其他」
によって構成されていた。さらに、「政府ニ対スル策其他」は応
急策と恒久策に分けられていた。ここでは、特に、「政府ニ対ス
ル策其他」（以下、決議事項と表記する）に注目したい。なぜな
ら、これは、関西二府二二県農会協議会の建議事項と異なった
内容に変化していたためである。

決議事項の内容は、以下の通りであった。

応急策

- 一 政府ニ米ノ買上ヲ実行セシムルコト、但シ農家ニ於ケ
ル庭相場ノ最低価格ヲ一石三十五円トシ数量ハ三百万石
以上タルコト
- 二 外米ノ輸入ヲ極度ニ制限スルコト
- 三 低利資金ヲ融通セシムルコト

恒久策

- 一 農業倉庫ノ普及ヲ図ラシムルコト
- 二 常平倉ノ設立ヲ促進スルコト
- 三 米麦生産統計ヲ正確ナラシムル方法ヲ講ズルコト（中
略）

以上各項ノ遂行ヲ期スル為メ各道府県最前ノ方法ヲ以テ

- 一 貴衆両院議員ノ努力ヲ求ムルコト
- 二 宣伝ヲ徹底的ナラシムルコト^{〔20〕}

上記の決議事項と関西二府二二県農会協議会の建議事項の共
通点は、以下の三点である。第一に、米価最低価格一石三五円
以上、数量三百石以上での政府による米の買上（決議事項応急
策第一項、関西二府二二県農会協議会建議事項第一項）。第二に、
低利資金の融通（決議事項応急策第三項、関西二府二二県農会
協議会建議事項第五項）。第三に、常平倉の急設（決議事項恒久
策第二項、関西二府二二県農会協議会建議事項第六項）。これら
三つの要求項目が、系統農会の要求の中でほぼ完全に一致した
米価対策であったといえる。

一方、全国府県農会代表者協議会の決議事項において変更が
あったのは、外国米や植民地米の輪移入に関する内容であった。
関西二府二二県農会協議会の建議事項第二項「外米輸入関税ヲ

増率スルコト」が、決議事項では「外米ノ輸入ヲ極度ニ制限スルコト」(決議事項応急策第二項)へと、変更されていた。また、関西二府二二県農会協議会の決議事項第三項「台鮮米ノ移入税ヲ復活スルコト」は、決議事項から削除されていた。つまり、全国府県農会代表者協議会で決議された米価対策は、外国米輸入の規制を厳しくするとともに、内地において、植民地米の自由移入を認める内容となっている。これは、帝国内での米の自給を前提とした「帝国内自給」論である。

前述の通り、関西二府二二県農会協議会の米価対策は、内地米価格維持のために、植民地米や外国米の輪移入を規制するという対策であった。すなわち、「内地自給」論に基づいた対策であったといえる。しかし、これに対して、関西二府二二県農会協議会の決議事項は、全国府県農会代表者協議会を経ることにより、食糧自給論が、「内地自給」論から「帝国内自給」論へと転換した。なぜ、この転換を成し得たのか。それは、全国府県農会代表者協議会の決議事項が、帝国農会の原案に基づき決定されたからである。つまり、帝国農会の新たな方向性が、全国府県農会代表者協議会を契機として表面化し、「内地自給」論を退けたのである。

本項の冒頭に立てた問いに答えるならば、兵庫県農会が米投

売防止運動への参加が遅かった理由、そして、全国府県農会代表者協議会を契機として、米投売防止運動に参加した要因は、この食糧自給論の転換にあった。第一章で述べた通り、兵庫県農会は、県農会長であった多木の「帝国内自給」論の影響を強く受けていた。したがって、兵庫県農会は、関西二府二二県農会協議会の「内地自給」論に基づいた米価対策のもとでは、米投売防止運動を展開することを容認できなかった。しかし、その後、帝国農会の食糧自給論が「帝国内自給」論へと転換した。そして、それに連動して全国府県農会代表者協議会で決議された米価対策も、植民地米の自由移入と帝国内自給に基づいた内容へと変化した。その結果、兵庫県農会は、帝国農会の食糧自給論の転換を受けて、米投売防止運動に参加した可能性が強いと考えられるのである。

以上のことから、帝国農会の食糧自給論が「帝国内自給」論へと転換したことが、兵庫県農会の米投売防止運動の参加に、重要な役割を果たしたものと、結論付けることができる。

第三項 常平倉制度案との関係

兵庫県農会は、関西二府二二県農会協議会を主催したにもかかわらず、米投売防止運動への参加が遅かった。その要因は、

食糧自給論にあった。そして、米投売防止運動への参加の契機は、帝国農会の食糧自給論が「帝国内自給」論へと転換したためであったと考えられる。この一連の動向を、さらに詳しく分析するにあたって、留意すべき点は、臨時財政経済調査会における常平倉制度案と米投売防止運動との関係である。そこで、矢作栄蔵の常平倉制度構想をみていくことで、より立ち入って考えてみたい。矢作は帝国農会特別委員であり、政府の産米増殖計画の考案者であった。常平倉制度の設置を最も推した人物こそが、矢作だったのである。

まず、当該期における矢作の動向と米価対策に対する考え方について、簡単に説明しよう。一九一七（大正六）年以前において、矢作は、内地米価格維持のために、植民地米移入を規制すべきであるとし、台鮮米移入税の復活と朝鮮米代用制度の撤廃を求めている。この時期において矢作は、農業者の利益保護に重点を置いた考え方のもと、緊急的な米価対策を立てていた。しかし、米騒動以降、矢作の米価対策は一変した。この段階に至って矢作は、内地における米の需給について、非常事態においては六百万石が不足し、一方、逆に豊作時には二百万石余る、との見解を示していた。その上で、耕地拡張など米の生産的事業について、内地と植民地とは、同じ方針で臨むべきであ

ると考えていた⁽²¹⁾。つまり、内地と植民地双方で米を増産することにより、内地での米の不足に備えるという考え方へと転換したのであった。もちろん、この議論は、植民地米の自由移入を前提としていた。一方、外国米については、代用食として位置づけていた。しかも、矢作は、米騒動以降、内地では米が不足しているという認識であり、外国米を輸入する必要があると捉えていたのであった⁽²²⁾。要するに、米騒動以降の米の需給関係をめぐって、矢作は、植民地米の自由移入を前提とした帝国内での米の自給と、代用食としての外国米輸入を容認するという食糧自給論を主張していた。これは、政府の食糧政策であった。

ゆえに、常平倉制度は、植民地米の自由移入を前提とした帝国内での米の自給と一体のものと理解すべきであろう⁽²³⁾。

さて、矢作は、全国府県農会代表者協議会において、関西二府二県農会協議会建議事項第三項「台鮮米ノ移入税ヲ復活スルコト」が、「朝鮮現在の思想関係より政府は到底実行不可能」と説明した⁽²⁴⁾。「朝鮮現在の思想関係」⁽²⁵⁾は、政府や臨時財政経済調査会の米価政策における植民地朝鮮の位置づけである。一九一九（大正八）年一〇月段階で、臨時財政経済調査会特別委員会では、植民地朝鮮を含めて食糧の充実を図ることを決定していた⁽²⁶⁾。常平倉制度は、植民地米の自由移入を前提とした帝国

内での米の自給体制と一体であるから、全国府県農会代表者協議会において、内地への植民地米移入を規制した米価対策は削除された。このことから、臨時財政経済調査会において、常平倉制度案を可決させるためには、植民地米の自由移入を容認することが必須の条件となっていたことがわかる。

しかし、全国府県農会代表者協議会の段階で、多くの地方農会は、植民地米と外国米の輸移入を規制することにより、米価の下落を防止することが第一と捉えていた。すなわち、「内地自給」論の中で、常平倉制度など米価政策を成立させたかったのである。帝国農会幹事であった福田美知は、帝国農会が米投売防止運動に参加するか否かについての議論の際、矢作と米投売防止運動の関係について、以下の通り述べていた。「古在さん（が―筆者注）（中略）矢作君が官吏でいけないなら矢作君は関係せねばよい」¹²⁸⁾と。つまり、当初、米投売防止運動と常平倉制度は、一線を画する形で展開した。

また、臨時財政経済調査会において、矢作は、外国米は代用食ではあるが、米が不足する以上輸入する必要があるとの認識であった¹²⁸⁾。しかし、決議事項応急策第二項「外米ノ輸入ヲ極度ニ制限スルコト」は、矢作の米価対策に基づくものではない。したがって、決議事項応急策第二項は、常平倉制度など米価維

持の恒久策を求めめるため、系統農会が内部から食糧自給論を轉換したことを示していると考えられるのである。

前項で述べた通り、兵庫県農会が、米投売防止運動への参加が遅かった理由は、食糧自給論に対する見解の相違（特に、植民地米移入対策の相違）であったと考えられる。そして、兵庫県農会が全国府県農会代表者協議会の後に、米投売防止運動に参加したということは、常平倉制度を成立させるために、帝国農会が食糧自給論を轉換したことを示していた。帝国農会の食糧自給論が「帝国内自給」論となったのである。ただし、これは、あくまで帝国農会の食糧自給論についてであり、この段階では、他の地方農会の食糧自給論が「帝国内自給」論へと轉換したわけではなかった。

このように、米投売防止運動は、少なからず、常平倉制度の審議の影響を受けていた。同年一月二〇日、臨時財政経済調査会特別委員会において、米専売案は撤回され、米券倉庫案と農業倉庫案は否決された。そして、常平倉案だけが残った。常平倉案は、従来の常平倉制度に農業倉庫案を付け加え、さらに需給調節と価格調節のために非常時の対策としてのみ採用することが決定した。これが、のちの米穀法案である。矢作が推していた常平倉制度は、常時の対策として数量調節による米価維

持を実施するという内容であった。しかし、矢作も妥協し、この新しい常平倉法案（米穀法案）に賛成したのである⁽²⁹⁾。

同年一月二五日、系統農会は食糧自給論を統一せず、米投売防止運動を開始した。

第四項 小括

以上、本節では、米投売防止運動開始までの系統農会の米価対策の変遷をみた。本節のおわりに、もう一度要点をまとめる。

反動恐慌以降、米価が下落の一途をたどる中、臨時財政経済調査会では、常平倉制度成立にむけ、質疑が行われたが、結局、再審議になった。常平倉制度の成立に向け、地方農会は、帝国農会とは別の動向を示した。具体的には、北陸四県連合米価問題協議会では、「内地自給」論を基軸とした対策の中で、常平倉制度等を要求することを申し合わせた。また、兵庫県農会は、帝国農会や中央農政俱樂部を中心として建議活動を行うように地方農会から働きかけるため、関西二府二二県農会協議会を開催した。

関西二府二二県農会協議会では、内地米価格の維持のために、植民地米や外国米の輸移入を規制する米価対策が挙げられていた。つまり、関西二府二二県農会協議会では、北陸四県連合米

価問題協議会と同様に、「内地自給」論に基づいた米価対策の中で、常平倉制度の設置や政府による米の買上などの対策が要求されたのである。

しかし、全国府県農会代表者協議会では、外国米に関しては輸入規制を強める一方、植民地米に関しては自由移入を認める内容へと変化した。帝国農会は、臨時財政経済調査会において常平倉制度案を可決させるために、食糧自給論を「内地自給」論から「帝国内自給」論へと転換したのである。ただし、この食糧自給論の転換は、帝国農会に限られたものであった。

第二節 米投売防止運動の質的転換

第一項 系統農会の食糧自給論の転換

一九二一（大正一〇）年一月七日、神戸米穀肥料市場（以下、神戸と表記する）では、この年最初の取引（以下、初市と表記する）が行われた。この日以降、全国的に米価は下落した。同年一月一〇、一日、兵庫県農会主催で道府県農会農政俱樂部代表者協議会が開催された。翌日、臨時財政経済調査会第一〇回総会が開催され、臨時財政経済調査会諮問第一号「糧食ノ充実ニ関スル根本方策如何」の答申が提出された。

第一節第一項で確認した通り、これにより、政府の食糧政策の全体像が明確になった。それは、内地における開墾事業を中心とした生産政策、植民地における産米増殖計画、内地と植民地の間で政策を調和させるための機関の設置、流通・価格政策としての常平倉制度の設置である⁽³⁰⁾。この常平倉制度は、臨時財政経済調査会での議論の末、米穀法と名称をかえ、第四四帝国議会に提出された。

ここで、簡単に、米穀法の説明をしておこう。米穀法とは、米穀の需給を調節するために、米穀の買入、売渡、交換、加工、貯蔵に関連する諸事項を定めた法律である。政府が米穀の需給関係を調節する際、特に必要と認めた場合には、米穀の輸入税を増減・免除できた。また、米穀の輸出入も制限できるという内容を含んでいた。山本達雄農商務大臣は、帝国議会で米穀法を説明する際、次の二点について述べた。一つは、米穀法は、米不足や米価騰貴を抑制するために、需給を調整する米穀政策という点である。もう一つは、米不足時の備蓄対策という点である。つまり、米穀法は、米騒動にみられる日本資本主義の深刻な体制的危機の再発を防ぐため、米不足や米価騰貴を抑制することを目的とした備蓄政策として制定された。米穀法は価格

調節ではなく、あくまでも需給調節を目的に提出されたのであった⁽³¹⁾。

さて、「糧食ノ充実ニ関スル根本方策如何」の答申が出されたことにより、系統農会は、米穀法の早期成立と政府による米の即時買上の陳情に、米投売防止運動の重点を移していった。なぜなら、系統農会は、米投売防止運動によって米価の下落を止めることができなかつたためである。こうして、系統農会は、米投売防止運動の目標を米穀法の制定に設定したのである⁽³²⁾。

同年一月一八日、兵庫県農会主催府県農会及び府県農政俱樂部代表協議会が開催された。ここで、米投売防止運動の新たな方法が決定された。それは次の三点であった。第一に、町村を単位とした平均売組合の設立と、これによる共同販売を奨励すること（後述）。第二に、第一で述べた共同販売の方法が明らかになったことである。それは、帝国農会の販売幹旋所を介して行うという内容であった。これは、かねてより兵庫県農会が考案していた方法でもあったのである。第三に、米投売防止運動を植民地朝鮮の農家にも呼びかけたことである⁽³³⁾。この点は重要であるため、少し詳しく説明しよう。『時事新報』によると、帝国農会は、一九二一年一月二七日の段階で、朝鮮総督府、東洋拓殖会社（以下、東拓と称す）、「朝鮮農会」に

米投売防止運動への参加を呼びかけたが、朝鮮総督府から参加拒否の通知を受けていた。そのため、帝国農会は、植民地朝鮮の農家個人とともに、米投売防止運動を展開することを目指したのである⁽³⁴⁾。

同年一月二三日、第二回道府県農会代表者協議会が開催された。そして、系統農会は、米投売防止運動の中で、府県農会及び府県農政俱樂部代表協議会の決定事項を実施することが決定された。さらに、この協議会を契機として、米投売防止運動の目的が、米穀法の早期成立と政府による米の即時買上を要求する方向に変えられた⁽³⁵⁾。そのため、地方農会の中から米価問題遂行委員が選出され、政府及び政党への陳情活動が開始された⁽³⁶⁾。また、農政研究会の実行委員会も開催された⁽³⁷⁾。

このように、米投売防止運動の目的が変化したことは、同時に、異なる食糧自給論に立つ地方農会が、帝国農会と同一歩調をとり始めたことによるものとも理解できる。帝国農会幹事福田美知は、これについて以下の通り述べていた。

全国農会長会議にも種々難問があつたが各縣各実情に則る方法に於て農民に投売防止をやることに決定した次第だ
(中略) 此の運動の失敗を転換するのが米穀法であり米穀

法が議會を通過するまでには此の運動を連続することゝなり全国運動が帝国農会に集中する様になつた⁽³⁸⁾

福田によると、当初、地方農会レベルでは、「各縣各実情に則る方法」で米投売防止運動を展開しており、必ずしも帝国農会と歩調をあわせていなかったことがわかる。さらに、福田は、「此の運動の失敗を転換するのが米穀法」と述べた。つまり、「各縣各実情に則る方法」で行われていた米投売防止運動は失敗し、米穀法案通過を目指して運動が継続されたのであった。この転機は、前述したように、一月二三日の第二回道府県農会代表者協議会であった。米穀法案通過及び成立という共通の目的のために、系統農会の食糧自給論が、名目上「帝国内自給」論へと統一されたのである⁽³⁹⁾。

しかし、系統農会は、単に、米穀法案の議會通過及び成立だけを目指していたわけではなかった。同年一月三〇日、加古郡で開催された農民大会において、矢作は以下の通り述べていた。

(常平倉は―筆者注) 必ず其の実行を見る事確實にして遅くもこの議會終了迄には三百万石の米の買上に着手せらるゝ見込みなり而して買上米は年々入れ換へは行はるゝも凶作まで持ち越さるゝもの故本年の過剰米を慮ふるに足らず集中して投売するの要なしこの際全国農業者一斉固結すれ

ば目的の価格を現せしめ平均売をなし米価を安定に維持し得る事明かなり⁽⁴⁰⁾

これによると、矢作は政府による米の買上は必ず実施されるとし、さらに「全国農業者一斉固結すれば目的の価格を現せしめ」、「平均売をなし米価を安定に維持し得る」⁽⁴¹⁾と述べた。つまり、一月二三日の協議会を契機として、米投売防止運動は、三五円以上に米価を維持する運動から、政府による米の買上の目的価格を創り出す運動へと転換したのであった。これにより、共同販売は、政府による米の買上で目的価格を創り出すための方法として、位置づけられた。

こうして、「帝国内自給」論は、それまで系統農会の中で大きな影響力を持っていた「内地自給」論を統一して、新たな食糧自給論の構築へと収斂させる上で大きな役割を果たしたのである。しかし、これは名目上の話であり、「帝国内自給」論の内部には「内地自給」論が内包されたままであった。

このような展開を経て、一九二一（大正一〇）年四月四日、米穀法が公布されることにより米投売防止運動は終息した。

第二項 米穀投売防止組合と平均売組合の相違点

前項では、米投売防止運動の経過をみてきたが、ここで、よりその質的転換を明確化させるために、米穀投売防止組合と平均売組合という、二つの共同販売組合を比較してみたい。

(一) 米穀投売防止組合

米穀投売防止組合は、米投売防止運動開始当初に奨励された共同販売組合である。この米穀投売防止組合は、米穀投売防止組合規則第二条に「本組合は本部落に居住する農業者を以て組織する」⁽⁴²⁾とある通り、大字を単位とし、農業者によって組織されるものと位置付けられていた。この設立目的は、規則上に明記されていない。ただし、組合の業務について、同規則第三条と第六条には、以下の通り記されていた。第三条では、「本組合の持米は、一石三十五円（播州赤三等米―筆者）以上にあらざれば絶対に売却せざるものとす」とあり、米穀投売防止組合において、米価三五円以下での米の売り控えを規定した。また、第六条には、「米価三十五円に達したるときといえども此を一時に販売せず、共同販売とし平均売をなすものとす」とあり、米価三五円以上での共同販売を実施するとした。

さらに、米穀投売防止組合では、組合長が農業者に対し金融

の便宜を与えるよう、産業組合・銀行・地主に仲介することが記されていた（第四、五条）。

このように、米穀投売防止組合の目的は、部落単位で農業者を組織し、米の売り控えと共同販売を実施することであった。そのため、米穀投売防止組合は、米投売防止運動にとって重要な組織であったことがわかる。つまり、米穀投売防止組合とは、米価三五円を維持することにより、農業者の利益を保護することに重点を置いた組織であったと位置付けることができる。

（二）平均売組合

これに対して、平均売組合は、第二回道府県農会代表者協議会を契機として奨励された共同販売組織である。平均売組合は、行政村を単位とし、「米穀生産者及び地主」⁽⁴³⁾によって組織され、事務所は町村農会内に設置された（平均売組合準則第二条、以下、準則と表記する）。設立目的については、第一条に記されていた。すなわち、「本組合ハ米穀ノ共同不均販売ヲ行ヒ需給ノ平衡ヲ得シメ市価ノ不自然ナル騰落ヲ防ギ生産者消費者両者ノ福利ヲ増進スル」（準則第一条）⁽⁴⁴⁾とあり、米の需給を平衡し、米価を維持することにより、生産者と消費者双方の福利を増進することが目的であった。その方法として、共同販売が目指された。事務所

が系統農会内に設置された点、そして、組合員である「米穀生産者及び地主」だけではなく、「生産者消費者両者ノ福利ヲ増進スル」ことが目的として挙げられている点が、平均売組合の特徴である。これは、米穀法の性格を受けたものである。

平均売組合における共同販売は、次に述べる手順で行われた。まず、組合員は「其所有ニ係ル販売米」⁽⁴⁵⁾（以下、販売米と表記する）の粒種、等級別、俵数を毎年一月二十五日までに、委員を経て、組合長に届出なければならなかった（準則第四条）。販売米の個人販売は禁止されていた（準則第五条）。しかし、自町村内の消費者から買い受けの申し込みを受けた場合、飯米に限り、組合長の承認を受けた上で販売することができた（準則第五条）⁽⁴⁶⁾。

次に、販売米を自町村以外に移出する方法について、系統農会は、「産米共同販売取扱方法」⁽⁴⁷⁾（以下、販売方法と表記する）を定めていた。これによると、販売方法第一項において、移出する販売米は、「産地ニ於テ競争入札ニ附スベキモノ」と「予メ市場ニ出荷シテ販売スルモノ」とに区別されていた。

「産地ニ於テ競争入札ニ附スベキモノ」に関しては、県下の重要な移出米の集散地（特に鉄道駅）に、毎月定日、産米共同販売所が設置された（販売方法第一項）。この産米共同販売所の

区域は、「最寄り町村トシ郡区域ニ拘ラズ交通ノ便ニヨル」(販売方法第五項)⁽⁴⁸⁾とされた。また、産米共同販売所は郡農会が経営した。そして、販売幹旋所と連絡し、共同販売が実施された(販売方法第二項)。つまり、「産地ニ於テ競争入札ニ附スベキモノ」による共同販売は、平均組合―産米共同販売所―販売幹旋所によって行われた。これは、町村農会―郡農会という系統農会のシステムを利用したものであった。また、産米共同販売所は、移出米の集散地に常設することが定められていなかったため、それだけ、平均売組合における販売米の管理は重要であった。

一方、「予メ市場ニ出荷シテ販売スルモノ」については、移出米の販売希望地域を管轄する販売幹旋所に現品を送り、販売を委託した(販売方法第一項)⁽⁴⁹⁾。このシステムでは、平均売組合―販売幹旋所というルートにより、直接共同販売が実施された。このように、平均売組合による米の共同販売には、「産地ニ於テ競争入札ニ附スベキモノ」と「予メ市場ニ出荷シテ販売スルモノ」という二つの方法があった。前者は、系統農会のシステムが用いられた。後者は、平均売組合と販売幹旋所を直接結ぶことにより、米を流通させるというシステムであった。しかし、いずれの場合も、農村の末端において、平均売組合が、組合員

の販売米を確実に収集することに重点を置いていた。

総じて、平均売組合による米の共同販売とは、米の共同販売を通して、系統農会が米価調節に介入するというものであった。また、生産者と消費者双方の福利を増進することが目的とされ、米穀法の視点が導入されているという特徴があった。

(三) 米穀投売防止組合と平均売組合の相違点

以上より、米穀投売防止組合と平均売組合の相違点をまとめると次の通りとなる。

米穀投売防止組合は、米投売防止運動開始当初に系統農会が奨励した組織である。そのため、農業者の利益保護のために米価を維持するというこの時期の米投売防止運動の性格が色濃く表れていた。また、系統農会と米穀投売防止組合は規約上直接関係なく、あくまで、農業者の自衛策としての組織であった。したがって、米穀投売防止組合での共同販売も、自衛策として農業者を組織化するための方法であった。

一方、平均売組合は、米穀生産者と地主によって組織され、「生産消費両者の福利」のために共同販売を実施するとされた。平均売組合は、米穀法の枠組みの中で系統農会が共同販売によって、米価政策に介入するための組織であった。また、矢作は、

平均売組合における共同販売を農業者が政府による米買上の目的価格を創り出す方途と捉えていた。

そのことを踏まえて考えると、米穀法体制では、系統農会が平均売組合によって農業者を組織し、共同販売という手段を用いて米価調節に直接介入することが想定されていたといえる。

したがって、米穀投売防止組合と平均売組合の相違点は、米投売防止運動の質的転換に由来するものであった。具体的には、米投売防止運動が、農業者の自衛手段として展開された米価維持運動から、生産者と消費者双方の福利を増進するという米穀法の政策意図を含み込んだ運動への転換であった。

第三項 小括

一九二一（大正一〇）年の初市以降、米価はさらに下落し、農業者による米の売急ぎが加速した。系統農会は、米投売防止運動で、これらの動きを止めることができなかった。

一方で、同じ頃、臨時財政経済調査会に諮問された答申が出され、政府の食糧政策の大綱が明確となった。それは、内地における開墾事業や植民地における産米増殖計画を中心に帝国内で米を増産すること、そして、米穀法案などの流通政策を講じるといふことを内容とする政策であった。この答申が出された

ことを契機に、系統農会は米投売防止運動の重点を、米穀法の早期成立と政府による米の即時買上を実現することに移していった。これを実現するためには、政府の方針である帝国内での米の生産と植民地米の自由移入を認める必要があった。それゆえ、系統農会は食糧自給論を「帝国内自給」論に統一した。つまり、「帝国内自給」論は、従来からの「内地自給」論を転換して、米投売防止運動の基軸となる食糧自給論となったのである。

このように、米投売防止運動の目的の重点が移ったことにより、共同販売の位置づけも変化した。米投売防止運動開始当初、共同販売は、自衛策として農業者を組織化するための方途と捉えられていた。しかし、その後、生産者と消費者双方の福利を増進することが共同販売の目的として、位置づけられるようになった。一方で、矢作は政府による米の買上の目的価格を創り出すための方途としても、共同販売を捉えていた。米穀法体制において、系統農会は共同販売という方法によって、米価調節に介入することを想定していたのである。

総じて、米投売防止運動は農業者の自衛手段として展開された米価維持運動から、生産者と消費者双方の福利を増進するという米穀法の政策意図を含み込んだ運動へと転換したのである。

おわりに

本章では、米投売防止運動における系統農会の米価対策の変遷を分析し、「帝国内自給」論のその後の展開を明らかにした。

米投売防止運動において帝国農会は、常平倉制度案や米穀法案を成立させるために食糧自給論を「内地自給」論から「帝国内自給」論へと転換した。そして、系統農会も食糧自給論を「帝国内自給」論に統一した。その理由は、常平倉制度案や米穀法案の成立が、植民地米の自由移入を容認するとともに、一見矛盾するかに見える個別農業者の利益を守ることとを、統一的に実現する内容を含んでいたからである。これら国策の確立に、「帝国内自給」論は、大きな役割を果たしたと考えられる。

系統農会の食糧自給論が転換することにより、米投売防止運動は、農業者の自衛手段として展開された米価維持運動から、生産者と消費者双方の福利を増進するという米穀法の政策意図を含み込んだ運動へと変化した。そして、系統農会は、米穀法体制において政府買上米の目的価格を創り出すために、より積極的に運動を展開したのである。

(1) 農業発達史調査会『日本農業発達史』(第七卷、一九五五年)。

暉峻衆三『日本農業問題の展開』(上巻、東京大学出版会、一九七〇年二月) 三〇六―三一〇頁。

(2) 帝国農会史稿編纂会『帝国農会史稿』(記述編、農民教育協会、一九七二年) 三〇一頁。以下、『記述編』と表記する。栗原百寿「帝国農会を中心として系統農会の農政運動史」(栗原百寿著作集編集委員会『栗原百寿著作集』第五巻、校倉書房、一九七九年)。鈴木正幸「大正期農民政治思想の一側面」(日本史研究会『日本史研究』第一七三、一七四号、一九七七年一、二月)。宮崎隆次「大正デモクラシー期の農村と政党(一)」(国家学学会『国家学雑誌』第九三巻第七号、一九八〇年)。

(3) 松田忍「大正一一年農会法改正と郡制廃止」(史学会『史学雑誌』第一一三編第一〇号、二〇〇四年一〇月)。

(4) 玉真之介『主産地形成と農業団体―戦間期日本農業と系統農会―』(農山漁村文化協会、一九九六年) 第四章。初出は、同「系統農会による米投売防止運動の歴史的 성격―岡山県の分析を中心に―」(岡山大学蚕業経営研究会『研究報告書』第二三集、一九八八年)。

(5) 帝国農会史稿編纂会、前掲書『記述編』七七九、七八〇頁。

(6) 河合和男『朝鮮における産米増殖計画』(未来社、一九八六年)

六三〜六四頁。川東輝弘『戦前日本の米価政策史研究』（ミネルヴァ書房、一九九〇年）一〇〇〜一二〇頁。原敬内閣総理大臣や山本達雄農相は、常平倉制度の成立を目指していた（同、前掲書『戦前日本の米価政策史研究』一二四〜一二五頁）。

(7) 系統農会史編纂会『農会の回顧（座談会速記録）』（一九五七年）一三頁。

(8) 北陸四県とは、富山県、新潟県、石川県、福井県である。このとき、開催された意見交換会の詳しい日時等は不明である。

結局、長野、福島両県農会の賛同が得られなかったため、同年一月二七日の協議会は、北陸四県農会のみ参加となった（富山県農会『富山県農業雑誌』（第二六九号、一九二一年一月一日、二頁））。

(9) 富山県農会、前掲書『富山県農業雑誌』（第二六九号）三頁。

(10) 富山県農会、前掲書『富山県農業雑誌』（第二六九号）三頁。

(11) 帝国農会史稿編纂会、前掲書『記述編』三〇一頁。『東日』には、臨時財政経済調査会における常平倉制度案の再審議は、「此種の調査会として殆ど前例のない」ことであったと記されている（『東京日日新聞』一九二〇年二月九日付。以下、『東日』と表記する）。それだけ、この審議結果は、系統農会関係者に大きな衝撃を与えたといえる。

(12) 京都、大阪各府農会、奈良、三重、愛知、静岡、滋賀、岐阜、

長野、鳥取、岡山、広島、和歌山、徳島、愛媛、福岡、佐賀、

熊本、富山、新潟、石川、福井各県農会、帝国農会、そして主

催県として兵庫農会が参加した（富山県農会、前掲書『富山県農業雑誌』第二六九号、三頁）。

(13) 兵庫農会『農会通信』第五〇号、一九二〇年二月二〇日）一頁。本史料は、一九二〇（大正九）年二月一七日に印刷されている。

(14) 帝国農会神戸販売斡旋所『神戸販売斡旋所十周年記念誌』（一九二八年一〇月）五〜九頁。

(15) 帝国農会史稿編纂会、前掲書『記述編』三〇二頁。

(16) 兵庫農会、前掲書『農会通信』（第五〇号）二頁。

(17) 残存外米の輸出以外のすべての項目が、関西二府二二県農会協議会の決議事項となつた。関西二府二二県農会協議会の決議事項については、次項で詳しく述べる。関西二府二二県農会協議会の決議については、兵庫農会、前掲書『農会通信』（第五〇号、二頁）を参照した。

(18) 詳しくは、第一章参照。一九一六（大正五）年一月一〜一四日、第七回通常総会で決議された「朝鮮移入米糶二関スル建議」、「内地、新領土農政方針及農政事務統一二関スル建議」、

- 「米価調節調査会決議事項ニ関スル建議」(帝国農会史稿編纂会『帝国農会史稿』資料編、農民教育協会、一九七二年三月、七五四～七五七頁。以下、『資料編』と表記する)や、山田敏(同「悲哀を包める豊年―此時に際して官民への希望―帝国農会『帝国農会報』第六卷第一〇号、一九一六年一〇月、三五頁)、矢作栄蔵(同「米価調節に就きて」帝国農会、前掲書『帝国農会報』第六卷第九号、一七～二二頁)の議論に基づき、分析した。
- (19) 帝国農会史稿編纂会、前掲書『資料編』九八九～九九〇頁。
- (20) 帝国農会史稿編纂会、前掲書『資料編』九八九～九九〇頁。
- (21) 河合和男、前掲書『朝鮮における産米増殖計画』六三～六四頁。
- (22) 川東崢弘、前掲書『戦前日本の米価政策史研究』一二四～一二五頁。臨時財政経済調査会による三〇年後の米の需給見込み調査では従来の施設による場合、九三二万石の不足が見込まれていた。臨時財政経済調査会は、現在、将来いずれにおいても、米が不足するという認識のもと、一九一九(大正八)年一〇月一〇日に提出された諮問一号「糧食ノ充実ニ関スル根本方策如何」の答申を作成した。
- (23) 河合和男、前掲書『朝鮮における産米増殖計画』六三～六四頁。
- (24) 『中外商業新報』一九二〇年一月一日付。
- (25) 『中外商業新報』前掲一九二〇年一月一日付。
- (26) 川東崢弘、前掲書『戦前日本の米価政策史研究』一一八～一九頁。
- (27) 系統農会史編纂会、前掲書『農会の回顧(座談会速記録)』一五頁。
- (28) 川東崢弘、前掲書『戦前日本の米価政策史研究』一二四～一二五頁。
- (29) 川東崢弘、前掲書『戦前日本の米価政策史研究』一二四～一二五頁。
- (30) 河合和男、前掲書『朝鮮における産米増殖計画』六三～六五頁。
- (31) 川東崢弘、前掲書『戦前日本の米価政策史研究』一四一～一四三頁。
- (32) 玉真之介、前掲書『主産地形成と農業団体―戦間期日本農業と系統農会―』一二二頁。
- (33) 兵庫県農会、前掲書『農会通信』(第五号)二頁。
- (34) 『時事新報』一九二一年一月二七日付。
- (35) 系統農会史編纂会、前掲書『農会の回顧(座談会速記録)』一六頁。栗原百寿著作集編集委員会、前掲書『栗原百寿著作集』(第

五卷)二〇八頁。玉真之介、前掲書『主産地形成と農業団体―戦間期日本農業と系統農会―』一二二頁。

(36) 帝国農会史稿編纂会『記述編』三〇六―三〇七頁。栗原百寿著作集編集委員会、前掲書『栗原百寿著作集』(第五卷)二〇四―二〇五頁。玉真之介、前掲書『主産地形成と農業団体―戦間期日本農業と系統農会―』一二二―一二三頁。

(37) 多木はまさに実行委員であった(多木久米次郎伝記編纂会『多木久米次郎』多木製肥、一九五八年、三二九頁)。

(38) 系統農会史編纂会、前掲書『農会の回顧(座談会速記録)』一六頁。

(39) 内地と植民地は、生産面において利害が一致していた(例えば、内地での米の増産と植民地での「産米増産計画」について)。

また、帝国議会において地主議員は、植民地米と外国米の生産費を比較して外国米輸入を批判していた。たとえば前川虎造(和歌山県農会)は、以下の通り述べていた。

朝鮮は生産費が安い故に朝鮮米の移入と云ふことに就ては、内地米が非常に圧迫を受けると云ふことを言はれた諸君が大分ありました、併しながら一步進んで、西貢米は如何なる有様に依つて居るか、殆ど耕作を要せず、肥料を施さずして自然に出来る米であります、生産費の方がどの位安い

か知れぬ、故に現時に於いても西貢米が総ての費用を差引き、関税を払つて、横浜等の商人の手に渡るのが一石十五円内外と云ふことであります、斯様な外米の輸入を自然に抛つて置いて、さうして内地米の需給調節をしようとしても、それは實に至難な事と吾々は考へるのである

つまり、前川は、内地米の需給調節のために外国米輸入を統制しなくてはならない理由として植民地米と外国米の生産費を比較している。その上で、外国米輸入が商人(外米商)の利益の温床となつている、と述べていた(大日本帝国議会議行会『大日本帝国議会議誌』第一二卷、一九二八年八月、一六〇四―一六〇五頁)。

(40) 兵庫県農会『米価問題情報』(第一号、一九二一年一月三十一日)。

(41) 兵庫県農会、前掲書『米価問題情報』(第一号)。

(42) 加古郡農会「米穀投売防止運動」加古川市所蔵八幡村役場文書『大正十年農会書類』(加古川市史編さん専門委員『加古川市史』第六卷上史料編、加古川市、一九九〇年三月、五五五頁)。
以下、「」内の記述の出典は、これに依拠する。

(43) 兵庫県農会『米の平均売について』(一九二一年三月)二五頁。

(44) 兵庫県農会、前掲書『米の平均売について』二五頁。

(45) 兵庫県農会、前掲書『米の平均売について』二五―二六頁。

- (46) 兵庫県農会、前掲書『米の平均売について』二六頁。
- (47) 兵庫県農会、前掲書『米の平均売について』二八～三一頁。
- (48) 兵庫県農会、前掲書『米の平均売について』二八～二九頁。
- (49) 兵庫県農会、前掲書『米の平均売について』三〇～三一頁。

補論 兵庫県における米投売防止運動の実態分析

はじめに

第三章の分析を通じて、臨時財政経済調査会が「糧食ノ充実ニ関スル根本方策如何」の答申を出したことにより、米投売防止運動が質的に転換したことが明らかとなった。それは、自衛としての農業者の米価維持運動から米穀法の視点で農業者の利益を保護する運動への変化であった。その変化の中で、帝国農会の食糧自給論が「内地自給」論から「帝国内自給」論へと転換し、系統農会も食糧自給論を「帝国内自給」論へと統一していった。

このように、米投売防止運動の転換に大きな影響を与えたのが、「帝国内自給」論であった。そこで、本節では、兵庫県における米投売防止運動の実態を分析することにより、次の二点について明らかにする。第一に、県と兵庫県農会の中で繰り広げられた政治的駆け引きについてである。第二に、米投売防止運動によって兵庫県農会の農業諸事業がどのように変化したか、という点についてである。

『帝国農会史稿』によると、「帝国内自給」論を唱えた多木久

米次郎の肝煎りで、米投売防止運動が展開し、さらに、兵庫県は、全国の中でも米投売防止運動が盛んであった地域として挙げられている¹⁾。しかし、その実態を明らかにした研究は皆無である。なお、本節では、県内における兵庫県農会の動向を中心に分析するため、兵庫県農会を県農会と表記する。

第一節 県内における県農会の対策

前述の通り、一九二〇（大正九）年一月十五日、県農会は米投売防止運動に参加した。それ以降、県内では、農会技術員や農学校職員が中心となって、積極的に米投売防止運動を宣伝した²⁾。同年二月十九日、神戸市諏訪山武徳殿において、県下農民大会が開催された。

同年一月二〇日、臨時財政経済調査会特別委員会では、米専売案は撤回、米券倉庫案と農業倉庫案は否決され、常平倉庫案だけが残った。そして、常平倉庫案に農業倉庫案を付け加え、さらに、需給調節と価格調節のために非常時の対策としてのみ、採用することが決定された。この新しい常平倉庫法案が、米穀法案である。

同年一月二一、二二日の両日、県農会第二〇回通常総会及

び郡市町村農会長協議会が開催された。これに、「各町村農会長、地主地方有力者等農民党三百余名」が参会した。本協議会において、県農会長多木久米次郎は、政府の外国米に対する関税政策や、米価暴落に対して政党が無策であること等を強く批判した。そして、米投売防止運動への結束を強く求めた⁽¹⁾。また、その方法として、米穀投売防止組合の設立奨励、「地租、県の税納付」の延期⁽²⁾、各郡市町村農会長・副会長・町村長・助役等を臨時米価調整委員に囑託することを決定した。

これに対し、有吉忠一知事は、県農会が米投売防止運動を行うことを批判した。『大阪朝日新聞（兵庫県附録）』には、以下の通り記されていた。

県農会が米価下落防止に関し頻りに集会を催して居るが是は農民が自衛上協議するは己を得ないとするも万一県税其他の納税義務を放擲しても差支えないと言うに至っては公益を害する事大なるを以て監督の地位にある県としては不問に附する訳に行かぬ、併し今直に監督権を振り廻すと世の注意を惹き人の好奇心を唆って却って面倒になる虞れもあるから県は当分知らん顔して居るが得策だと信じて居る尤も農会長の名に於てあの如うな協議をやった事は不穩当と気が付いたか取消す事となり唯有志が寄って協議したと

いう事になるであろう（中略）物価の低落は世界的趨勢であるに拘らず一部の農民が宣伝しても到底物にならぬと推測する（中略）要するに米価維持策は一朝一夕の事で行くものでないモット根柢ある計画に俟たねばならぬ其一策としては今の如に中農以上のみが農業倉庫を利用せず一般小農が多く之を利用する如うにし農工銀行が農産物抵当で金融を図る如うにせねばならぬ夫れで私は農銀の大谷君に対し現在此方法を執って居る神奈川県の農銀の視察を依頼し
今明日中に視察を終る筈である⁽³⁾

以上の史料より、有吉知事の米投売防止運動に対する認識が明らかになった。それは次の三点である。

第一に、有吉知事は、米投売防止運動を批判している点である。この史料によると、県農会は「農民が自衛上協議するは己を得ない」との理由で、米投売防止運動を行っていた。その方法は、前述の通り、米穀投売防止組合の設置奨励、「地租、県の税納付」の延期、臨時米価調整委員の設置であった。有吉知事は、「地租、県の税納付」の延期について、県農会が「県税其他の納税義務を放擲しても差支えない」と宣伝している点を批判した。一方で、有吉知事は、「農会長の名に於てあの如うな協議をやった事は不穩当と気が付いたか取消す事となり唯有志が寄

って協議したという事になるであろう」とも、述べていた。このことから、有吉知事は、表面上は、「地租、県の税納付」の延期という米投売防止運動の方法そのものを厳しく批判したということになる。しかし、その根柢には、米投売防止運動を宣伝する系統農会に対して、有吉知事の否定的な考え方が存在していたことは、間違いない⁽⁶⁾。

第二に、有吉知事は、米投売防止運動を「物価の低落は世界的趨勢であるに拘らず一部の農民が宣伝しても到底物にならぬと推測する（中略）要するに米価維持策は一朝一夕の事で行くものでないモット根柢ある計画に俟たねばならぬ」と評した。前述のように、同年一月二〇日、臨時財政経済調査会特別委員会では、米穀法案が決議されていた。また、原敬内閣総理大臣や山本達雄農相は、かねてより、常平倉制度を帝国議会に提出することを望んでいた⁽⁷⁾。しかし、県農会は、米投売防止運動に参加するにあたって、帝国農会と同歩調をとりながら、米投売防止運動を展開していた。ゆえに、「モット根柢ある計画」とは、米穀法案成立にむけて、県農会の協力を想定していたのではないか。

そのことを示すのが、有吉知事が、農工銀行により農産物を抵当として金融の便を図る方法を挙げていた点である。つまり、

有吉知事は、米投売防止運動にかわる農業者保護をここで支持していた、これが第三である。

要するに、有吉知事は、系統農会が主体となって米投売防止運動を展開した点を問題点として捉えていた。その背景には、米穀法案の成立があった。系統農会が米投売防止運動を行わなくても、農工銀行による農産物を抵当とした金融の便という農業者保護が用意されていたのである。

有吉知事の意向をうけてか、県農会は、米投売防止運動の方法を変えることになった。県内では、個別農家の自衛として、米投売防止運動が展開した。例えば、加古郡において、郡農会が各町村農会に米穀投売防止組合の規約を送付したのは、一九二一（大正一〇）年一月六日であった⁽⁸⁾。前述の通り、前年一月二二日に開催された県農会総会で、米穀投売防止組合の設置奨励が決定していた。それにも関わらず、米穀投売防止組合の規約は、最も米価が下落する一九二一（大正一〇）年一月七日、初市に間に合っていない。つまり、有吉知事の批判をうけて、県農会は、運動開始当初、県農会第二〇回通常総会及び郡市町村農会長協議会で決議した三つの方法すべてを実施しなかった。県内では、個別農家による米価三五円以下での米の売控えという方法で、米投売防止運動を展開したのである。

ところが、同年一月二二、二三日、道府県農会長代表者協議会が開催され、米投売防止運動が、米穀法案の議会通過及び成立に集中すると、県農会は積極的に米投売防止運動を展開したのである。具体的には、加古郡を皮切りに、県内各地で農民大会が開催された（【表3-2】）。そして、県農会は、県下農業者に米投売防止運動の結束を求めるとともに、平均売組合の設置を呼びかけた。

前述の通り、米穀投売防止組合と平均売組合の相違点は、米穀投売防止組合が、農業者の自衛手段として展開された米価維持の組織であったのに対して、平均売組合は、生産者と消費者双方の福利を増進するという、米穀法の政策意図を含み込んだ組織であったということにあった。そうした状況のもとで、系統農会は米穀法体制の確立に向けて、政府買上米の目的価格を農業者が自ら創り出すことを目指した。そのため、県農会は「米価問題情報」を発行し、県下の運動の動向と米穀法通過に向けての陳情活動の動向を、県下農業者に周知徹底していった。これら一連の動きを通じて、県農会は、系統農会がその運動の中心であることを、現実の行動を通して明らかにしていった。

このような県農会の動向は、後に、「県・県農会分離」問題を引き起こすこととなった。

第二節 県内産米の特徴

第一項 県内産米の地域区分

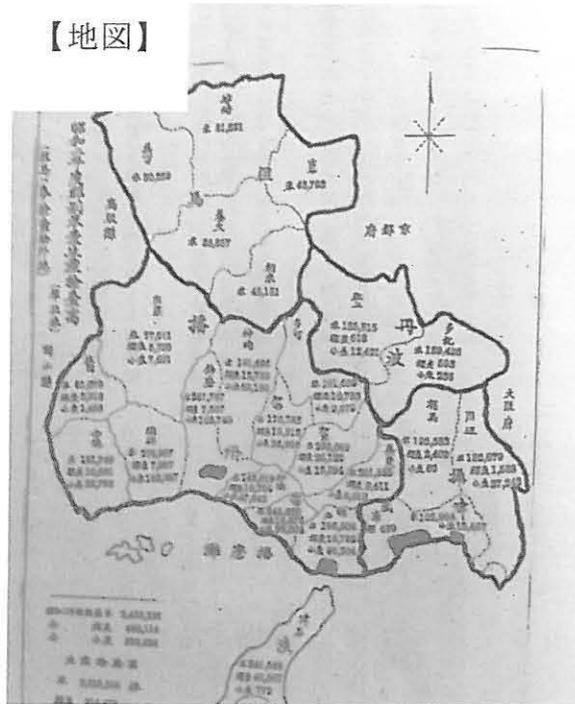
県内産米は、摂津米、播州米、丹波米、但馬米、淡路米の五つに分類される。これを郡別にみると、①摂津米Ⅱ武庫郡、川辺郡、有馬郡、②播州米Ⅱ明石郡、美囊郡、加東郡、加西郡、加古郡、印南郡、飾磨郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、宍粟郡、③丹波米Ⅱ氷上郡、多紀郡、④但馬米Ⅱ養父郡、出石郡、朝来郡、城崎郡、美方郡、⑤淡路米Ⅱ津名郡、三原郡となる（【地図】参照）。【補論表・1】によると、当該期におけるこれら県内各産米の米価は、ほぼ同じであると見做し得る。

しかし、播州米は広範な地域で生産されているということから圧倒的に移出量が多く、一九二〇（大正九）年では県内産米の六八・四〇%を占めていた⁽⁹⁾。その結果、播州米は、その移出量の多さから、県内産米の標準米として位置づけられていた。また、播州米は、加東郡、神崎郡、美囊郡、加西郡という酒米生産地域での産米を含むという特色をもっていた⁽¹⁰⁾。

次項では、県内産米の管理状況を把握するため、各郡の地主制の展開と、地主による施設や産業組合による共同販売の動向

について明らかにしたい。

【地図】



出典：兵庫県米穀検査所、前掲書『兵庫県米穀検査報告』

1927年度、2頁。

【補論表-1】11～3月県内産米価格の推移(1919～1922年)

単位：円

	播州青3等	播州赤3等	摂津赤3等	丹波赤3等	但馬赤3等	淡路赤3等
1919年11月	54.36	52.98	54.56	52.68	50.50	53.51
1919年12月	58.89	57.28	56.43	56.74	—	57.03
1920年1月	57.79	56.23	55.86	55.86	55.05	56.09
1920年2月	57.87	56.03	55.86	55.84	54.78	55.73
1920年3月	57.98	55.66	55.46	55.03	53.92	55.48
1920年11月	36.08	33.73	33.52	32.78	31.81	33.43
1920年12月	33.81	32.31	32.14	32.60	31.30	32.30
1921年1月	32.65	30.72	30.50	30.28	29.49	30.34
1921年2月	31.32	28.92	28.69	28.42	27.92	28.42
1921年3月	29.28	26.95	26.63	26.32	25.77	26.36
1921年11月	41.75	41.19	40.34	40.02	36.50	40.02
1921年12月	40.34	39.13	38.91	38.43	35.23	38.43
1922年1月	38.20	36.85	36.60	36.20	33.00	36.20
1922年2月	42.11	39.50	39.00	38.81	—	38.81
1922年3月	41.34	38.65	38.06	38.02	—	38.02

注：史料中に米価が表記されていないため、一とした。

出典：兵庫県米穀検査所、前掲書『兵庫県米穀検査報告』1919年度、1920年度、1921年度。

第二項 地主制の展開からみた県内産米の特徴

ここでは、地主制の展開から県内産米の特徴について、簡単に述べたい。そのために、まず、一九二〇（大正九）年段階における県下農村の状況について、簡単に説明しよう。

一九一〇年代後半より、県内では、養父郡や朝来郡などの地域で、小作争議が頻繁に起こっていた。これらの地域では、不在地主の土地集積によって、階層分解がドラスティックに進んでいた。また、それが要因となって小作慣行が変わり、小作料が高額になっていたことも、これらの地域の特徴であった。宍粟郡や美方郡でも同様の状況にあった。一九二〇（大正九）年九月、農商務省に小作問題調査機関が設置されたことを契機として、県は小作慣行調査を実施した。このとき、県や県農会は県内の小作争議の要因を、これまでの農村問題であった農業の不利化（第二章参照）に基づく農業労働力の流出に加え、小作慣行の相違や耕地面積に対する農業労働力不足による小作料の相違、不在地主による土地集積とも、捉えていた¹¹⁾。

【補論表・2】は、一九一九（大正八）年における郡別耕地所有反別である。これによると、まず、県内すべての地域において、所有反別三町歩未満の農家が九〇%以上を占めていたことがわかる。兵庫県の特徴として、地主制が広範にわたっており、

単位：%

	5反未満	5反以上	1町以上	3町以上	5町以上	10町以上	50町以上
武庫郡	52.8	28.2	13.3	3.6	1.6	0.5	0.0
川辺郡	45.0	32.8	18.3	2.5	1.1	0.3	0.0
有馬郡	43.3	23.7	25.7	4.9	2.0	0.4	0.0
明石郡	41.6	25.3	26.4	5.0	1.3	0.4	0.0
美囊郡	49.1	20.1	25.5	3.8	1.0	0.5	0.0
加東郡	52.8	26.1	17.2	2.4	1.0	0.4	0.1
多可郡	65.1	18.8	12.2	2.0	1.3	0.5	0.1
加西郡	57.0	21.9	16.6	2.8	1.2	0.5	0.0
加古郡	53.2	20.5	18.1	3.9	2.6	1.4	0.3
印南郡	58.7	29.5	8.7	1.7	0.9	0.4	0.1
飾磨郡	59.3	26.8	11.3	1.7	0.7	0.2	0.0
神崎郡	62.9	21.0	12.6	1.9	1.1	0.5	0.0
揖保郡	57.0	26.0	14.1	1.8	0.7	0.4	0.0
赤穂郡	71.9	18.1	8.1	1.3	0.4	0.2	0.0
佐用郡	57.9	24.3	14.8	1.8	0.8	0.4	0.0
宍粟郡	70.7	19.7	7.6	1.3	0.5	0.2	0.0
城崎郡	62.8	23.1	11.3	1.9	0.6	0.3	0.0
出石郡	62.8	19.7	12.4	2.6	1.7	0.7	0.1
養父郡	74.2	16.8	6.0	1.7	1.1	0.2	0.0
朝来郡	68.1	16.2	10.6	3.1	1.0	0.9	0.1
美方郡	73.1	15.1	8.6	1.7	0.9	0.6	0.0
氷上郡	62.0	24.7	10.0	2.0	1.0	0.3	0.0
多紀郡	49.1	29.9	18.4	1.6	0.7	0.3	0.0
津名郡	57.5	28.8	11.0	2.0	0.6	0.1	0.0
三原郡	55.4	22.3	17.3	2.7	1.8	0.5	0.0

出典：兵庫県『兵庫県統計書』1919年度。

階層の分解がすすんでいることが挙げられる。そして、所有反別一町歩未満が八五%以上である地域は、印南郡、飾磨郡、赤穂郡、宍粟郡、城崎郡、養父郡、美方郡、氷上郡、津名郡であ

った。県内の中でも、これらの地域では、特に、地主制が展開していたことがわかる。また、五〇町歩以上の耕地を所有する大地主は、加古郡（一人）、印南郡（七人）に多い。特に、加古郡は県農会長多木、印南郡は前県農会長伊藤長次郎のお膝元であった。これら大地主による土地所有の集中化がすすんでいる地域では、地主による共同販売が実施されていたと推測される^[12]。これに対して、所有反別一町歩未満が六〇%台であったのは、有馬郡、明石郡、美嚢郡であった。

さらに、【補論表・3】によると、自作地率が高い郡（自作地率五〇%以上）は、多紀郡、美嚢郡、有馬郡、加西郡、津名郡、佐用郡、揖保郡、加東郡であった。これを飯米に限定すると、自作米率が高い地域は、多紀郡、佐用郡、揖保郡であった。

米投売防止運動は、飯米を対象とした。飯米の場合、時期により、販売者の階層が異なった。一般的に、飯米移出は一月から一月に中小農の米移出が集中し、それ以降は大地主による移出が中心であった^[13]。したがって、米投売防止運動開始当初においては、これらの郡における中小農の売り控えが、米投売防止運動の明暗をわけたものと考えられる。

【補論表-3】1919年における県下各郡の自作地率

	自作地率	単位；%
武庫郡	42.22	
川辺郡	39.21	
有馬郡	59.49	
明石郡	49.59	
美嚢郡	60.27	
加東郡	50.68	
多可郡	45.82	
加西郡	52.85	
加古郡	35.12	
印南郡	35.18	
飾磨郡	43.48	
神崎郡	40.67	
揖保郡	51.25	
赤穂郡	38.97	
佐用郡	51.51	
宍粟郡	39.82	
城崎郡	46.64	
出石郡	37.54	
養父郡	31.92	
朝来郡	27.81	
美方郡	38.91	
氷上郡	38.46	
多紀郡	64.94	
津名郡	52.14	
三原郡	37.86	

出典：兵庫県、前掲書『兵庫県統計書』1919年度。

第三項 農業倉庫の設立状況

次に、県内における農業倉庫の設立状況について確認しよう。当該期において、農業倉庫は、米穀の大量集荷、販売、平均売等を可能にする条件であった^[14]。農業倉庫は、産業組合によるものと地主によるものとに、分類することができる。以下、米投売防止運動が展開された一九二〇（大正九）年におけるこれらの設立状況について明らかにする。

まず、産業組合による農業倉庫の設立状況は、川辺郡、有馬郡、明石郡、加東郡、印南郡、飾磨郡、佐用郡、多可郡、氷上郡、多紀郡、朝来郡各一棟、揖保郡二棟、美嚢郡、宍粟郡、赤穂郡、津名郡各三棟である。

次に、地主の私設農業倉庫は、伊藤家農会（印南郡伊保村）、大西家倉庫（印南郡上荘村）、奥藤家倉庫（赤穂郡坂越村）、野村家倉庫（氷上郡黒井村）などである。

そして、米券倉庫は、加古郡二棟（別府村、高砂町）である⁽¹⁵⁾。

以上の通り、一九二〇（大正九）年段階においては、農業倉庫は、県内すべての地域で普及しているわけではなかった。したがって、米投売防止運動では、個別農家による売り控えや、米穀投売防止組合による共同販売が重要であったといえる。

第三節 県内産米の動向からみた米投売防止運動の

実態

第一項 一九二〇年一月から一九二一年三月における

県内産米の動向

本項では、県内産米の移出量と郡別米移出検査率の推移から、県下の米投売防止運動の実態を明らかにする。

まず、米投売防止運動が始まった、一九二〇（大正九）年一月における播州赤三等米の価格を確認する。米投売防止運動では、播州赤三等米価格三五円以下を売り控えの対象としてい

た。【補論表・4】によると播州赤三等米（玄米中・下クラス）の庭先価格は、すべての地域で三五円以下であった。つまり、県内全域において、売り控えを実施しなければならない状況であった。

では、県内産米の移出はどのような状況であったのか。この点について、一九一九（大正八）年から一九二二（大正一〇）年、各年の一〇月から三月における県内産米の移出率（【補論表・5】）を比較することにより、明らかにする。

まず、【補論図・1】をみてほしい。これによると、県内産米の

【補論表-4】1920年12月における県内玄米中・下米価格

	単位：円	
	玄米中米	玄米下米
神戸市	30.27	29.71
尾崎市	34.00	33.00
明石市	33.50	32.50
姫路市	29.50	29.00
川辺郡伊丹町	31.00	29.00
有馬郡三田町	31.50	31.00
美嚨郡三木町	29.00	28.00
加東郡社町	30.00	29.00
多可郡中村	30.00	29.00
加西軍北条町	29.00	27.50
加古郡加古川町	34.50	32.00
印南郡阿弥陀村	34.00	30.00
飾磨郡飾磨町	28.00	26.00
神崎郡田原村	31.00	30.00
掛保郡龍野町	29.00	27.50
赤穂郡赤穂町	33.50	32.00
佐用郡佐用村	28.00	27.00
宍粟郡山崎町	31.00	30.50
城崎郡豊岡町	28.50	28.00
出石郡出石町	32.00	31.00
養父郡八鹿町	27.00	26.50
朝来郡枚田村	29.00	28.50
美方郡村岡町	30.00	29.00
氷上郡柏原町	28.00	27.00
多紀郡篠山町	31.00	29.00
津名郡洲本町	29.00	28.00
三原郡市村	32.30	31.30

注：①氷上郡柏原町については、玄米上米・中米が播州米価格であるため、これを使用した。②三原郡市村については、玄米下米が不合格米価格であるため、玄米中米価格には玄米上米、玄米下米価格には玄米中米価格を使用した。

出典：兵庫県、前掲書『兵庫県統計書』1920年度。

【補論表-5】10～3月における各郡別移出率一覧(1919年～1922年)

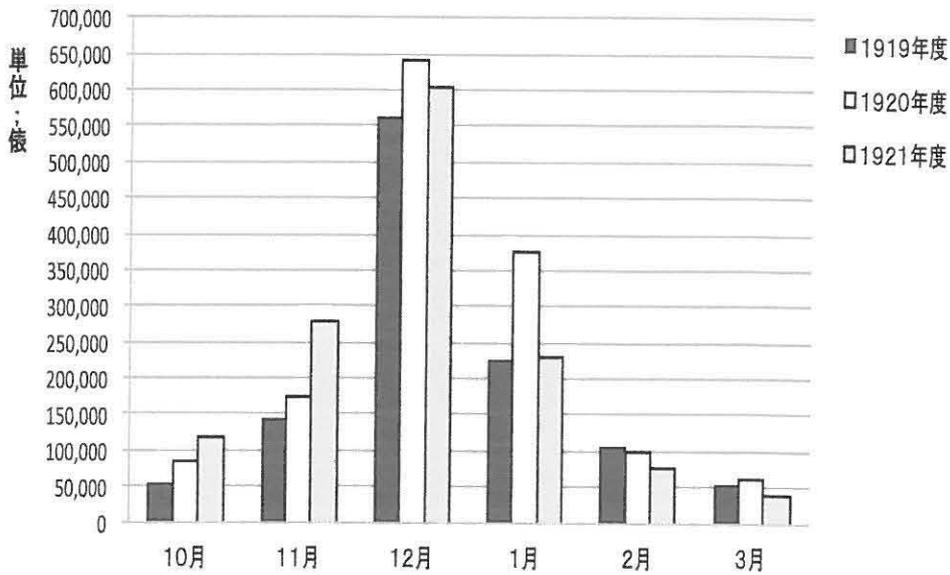
単位%

	1919年			1920年			1921年			1922年								
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
武庫郡	5.15	4.33	45.31	8.93	3.30	1.87	7.57	8.87	24.59	16.05	7.63	5.26	6.17	4.89	20.55	49.03	4.60	4.38
川辺郡	3.42	4.51	36.11	29.80	5.75	3.38	2.29	1.99	29.48	33.90	5.38	3.18	10.29	8.92	22.75	30.77	5.23	2.92
有馬郡	4.24	3.68	50.87	13.52	4.56	0.64	5.16	6.35	41.15	22.16	4.48	0.82	5.65	10.63	49.98	13.43	3.91	0.53
明石郡	2.55	25.83	51.79	8.71	2.26	0.71	3.40	13.38	41.54	21.11	2.11	0.85	4.12	17.50	51.06	9.73	1.88	0.52
美囊郡	0.57	8.31	69.44	10.81	0.61	0.52	2.88	15.42	52.10	17.69	2.50	0.39	1.17	20.74	58.12	7.38	2.26	0.18
加東郡	1.57	10.87	66.11	7.71	2.56	1.07	3.79	14.80	47.44	12.07	1.19	0.89	3.42	19.94	52.33	10.50	2.23	0.50
多可郡	0.03	0.53	78.22	19.83	0.73	0.001	1.64	3.42	62.84	17.5	1.32	0.0001	1.82	11.11	68.94	13.21	0.95	0.04
加西郡	2.63	14.92	35.96	18.82	7.32	1.27	1.01	11.22	30.06	23.49	2.24	1.63	3.62	29.86	29.33	15.64	2.19	0.63
加古郡	1.02	4.83	13.95	19.79	13.79	4.75	1.45	2.54	8.97	20.28	7.97	5.35	6.91	7.19	13.19	15.54	6.01	1.61
印南郡	0.40	2.54	27.00	29.34	14.06	2.42	3.15	2.18	15.12	24.77	8.32	3.63	6.31	7.19	17.55	15.41	6.42	5.38
飾磨郡	0.32	4.58	52.31	11.82	5.97	0.43	1.64	2.14	41.77	20.33	1.26	1.88	10.95	17.88	25.60	6.27	0.89	1.21
神崎郡	1.06	3.55	42.00	20.47	10.93	2.89	3.15	3.07	33.65	20.93	3.95	2.20	4.98	14.46	36.51	16.62	1.36	0.53
揖保郡	1.09	9.27	43.22	15.20	5.06	3.54	2.58	10.99	31.66	16.53	4.88	2.56	9.47	25.53	32.50	11.02	2.31	1.58
赤穂郡	3.12	3.70	24.21	10.07	7.87	6.26	8.06	4.46	21.30	13.00	6.62	3.93	6.49	10.14	24.08	9.48	6.33	3.96
佐用郡	3.09	0.00	22.89	29.97	12.37	9.55	0.00	0.00	41.03	23.12	0.00	6.21	0.00	25.21	34.46	8.09	5.09	0.30
宍粟郡	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100.00	0.00	0.00	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00
氷上郡	2.35	16.50	28.05	25.95	11.87	3.81	2.54	9.35	32.86	31.67	5.27	1.97	3.74	19.60	30.53	24.19	5.03	2.03
多紀郡	9.23	15.96	19.07	13.03	9.02	4.09	5.60	32.58	22.58	15.68	5.36	3.27	10.83	5.22	17.50	11.40	4.68	2.74
城崎郡	5.71	33.81	37.01	8.08	1.74	0.10	14.54	9.08	36.63	22.16	2.15	4.63	18.98	18.81	13.89	0.66	0.39	1.11
出石郡	14.67	7.72	0.00	0.00	0.00	0.00	8.77	0.00	0.00	0.00	0.00	7.01	10.41	0.00	89.58	0.00	0.00	0.00
養父郡	0.80	2.32	66.85	2.96	1.44	0.80	0.23	0.29	39.95	30.80	15.40	0.41	19.99	4.20	26.45	3.30	8.04	0.35
朝来郡	1.16	1.96	33.16	27.76	7.72	4.34	0.20	3.30	22.44	19.56	6.28	2.97	9.55	11.52	30.50	15.89	3.92	5.54
美方郡	0.00	0.00	57.54	2.16	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	62.30	11.74	7.64	3.34	96.32	0.00	0.00	0.00	0.00
津名郡	8.00	9.34	14.47	12.61	6.33	3.21	4.34	7.84	12.38	16.88	5.40	4.70	17.88	11.07	11.12	4.49	3.61	3.04
三原郡	9.78	17.97	13.27	8.97	6.24	4.52	3.26	9.50	12.71	13.45	4.65	4.14	16.15	22.55	4.71	3.28	2.76	2.61

注：数値は、各月の移出検査依数/1年間の移出検査総依数×100によって求められて数値である。

出典：兵庫県救物検査所『兵庫県救物検査十五周年記念誌』（1923年）。

【補論図-1】1919～1921年度10～3月における県内産米の移出量



出典: 兵庫県米穀検査所、前掲書『兵庫県米穀検査報告』各年度。

移出量は、一二月がピークであり、次いで一一月もしくは、一月に移出されていることがわかる。一九二〇(大正九)年度は、一二月と一月に集中して移出されていた。【表3・1】の通り、一九二〇(大正九)年は、前年以上の豊作であった。そのため、二月を除くすべての月で、前年以上に移出量が多い。特に、一九二〇(大正九)年度一月(一九二一年一月)の移出量は三七四、五九九俵であり、前年度一月(一九二〇年一月)の約一・六四倍であった。この一九二〇(大正九)年度一月(一九二一年一月)の移出が、県下の米投売防止運動に大きな影響を与えたことは、いうまでもない。

次に、一九二〇(大正九)年一二月から翌年三月における県下各郡の県内産米の移出の状況を簡単に述べる【補論表・5】。一九二〇(大正九)年一二月、佐用郡(二二・八九%↓四一・〇三%)、氷上郡(二八・〇五%↓三二・八六%)、多紀郡(一九・〇七%↓二二・五八%)では、米の移出率が前年の一二月に比べ、上昇した。これは、佐用郡、氷上郡、多紀郡において、米投売防止運動が積極的に展開されなかったためである。

一方で、それら以外の各郡において、一九二〇(大正九)年一二月の移出率は前年に比し、下落した。『兵庫県米穀検査報告』

(16)によると、特に、美方郡、出石郡、宍粟郡からの移出はない。また、武庫郡(四五・三一%↓二四・五九%)、加古郡(一三・九五%↓八・九七%)、加東郡(六六・一一%↓四七・四四%)、養父郡(六六・八五%↓三九・九五%)においても、一九二〇(大正九)年一二月の移出率は、著しく低下した。そのため、【補論図・2】の通り、初市の入津米(播州米)は前年に比し、約六〇%も減少した。したがって、初市を迎えても播州赤三等米の価格は急落しなかった(【補論図・3】)。つまり、一九二〇(大正九)年一二月段階において、佐用郡、氷上郡、多紀郡以外の各郡では、個別農家が、米の売り控えをある程度実施していたと考えられる。

しかし、一九二一(大正一〇)年一月一七日以降、米価は三〇円台を切った(【補論図・3】)。【補論表・5】によると、一九二〇(大正九)年一二月の移出率が前年に比べ低くなった地域では、一月の移出率が前年に比べ、高くなっていることがわかる。例えば、美方郡では、一九一九(大正八)年一二月、一九二〇(大正九)年一月の移出率が、それぞれ五七・五四%、二・一六%であったが、一九二〇(大正九)年一二月、一九二一(大正一〇)年一月の移出率は、〇・〇〇%、六二・三〇%となった。一二月に売り控えていた米を一月に移出していたことがわ

かる。このほか、武庫郡、川辺郡、有馬郡、明石郡、美藪郡、加東郡、加西郡、飾磨郡、加古郡、揖保郡などの地域において、同じ傾向であった。以上の通り、県内では、一二月に売り控えられていた米が一月に移出された結果、一月半ば以降、米価の急激な下落を招いたのであった。

一九二一(大正一〇)年一月に、これらの地域で起こった米の売急ぎの原因について、『神戸又新日報』には、以下の通り記されていた。

播州筋の売

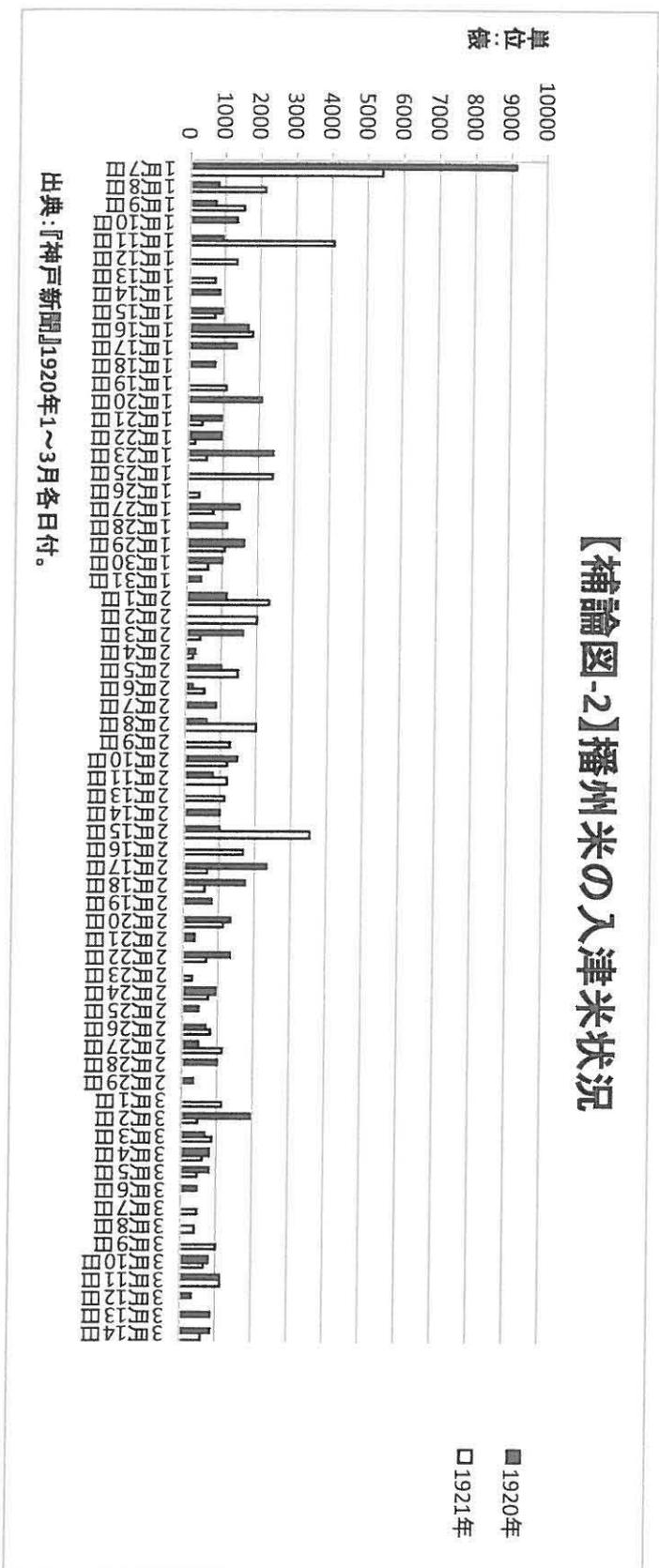
正米の不売同盟に買建てつゝありし播州筋も初市以来の瓦藩^{ワザン}に形成の不良を看取し投げ来れるのみならず■預けて一氣に新規売物送り来れる形跡あり⁽¹⁾

これによると、初市以前―主として一九二〇(大正九)年―二月の取引―「播州筋」では、米投売防止運動の影響により、「買建て」が行われつつあった。しかし、初市以降、米投売防止運動が「不良」と捉えられ、米が「投げ来れる」状況となり、一氣に県内産米の移出量が増加していた。ただし、【補論図・2】の通り、初市から一月一六日における入津米の総量は、前年に比し、増加しているものの、分散傾向にあった。このことにより、「播州筋の売」とは、播州米を生産する地域からの米の移出と、

これを計画的に販売する米商人によってもたらされたものであることがわかる。そして、これは県内産米の移出を誘発し、米価の下落をもたらした、と考えられる。

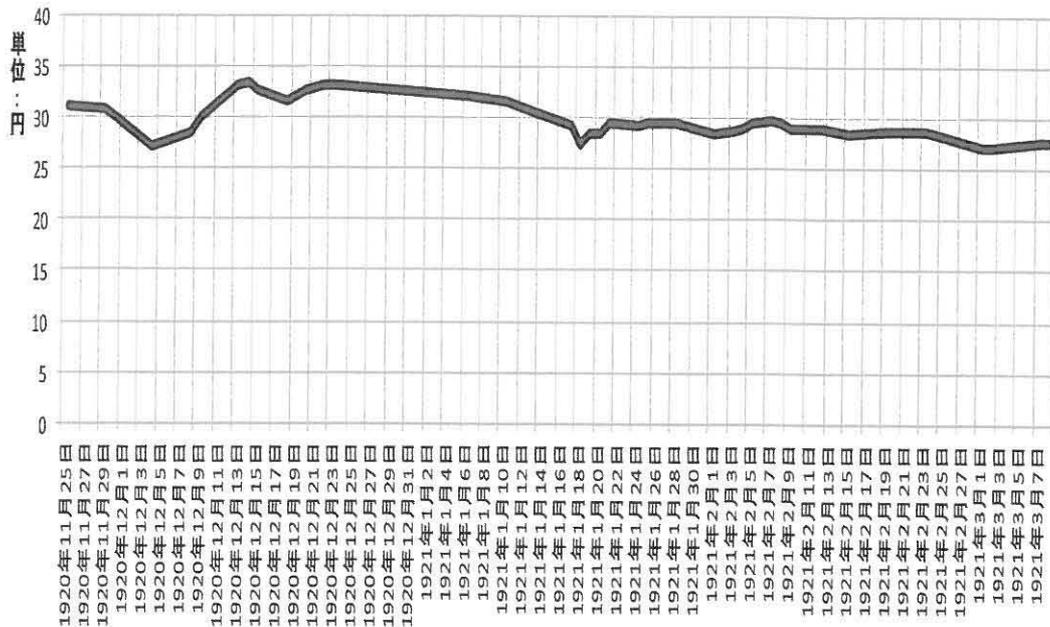
以上の通り、開始して間もない段階で米投売防止運動が事実上破綻していたことは、理論の面だけでなく、価格の推移からも明らかとなった⁽¹⁸⁾。

【補論図-2】播州米の入津米状況



出典:『神戸新聞』1920年1～3月各日付。

【補論図-3】 播州赤三等米価格の推移



出典:『神戸新聞』及び『神戸又新日報』1920年11月25日～1921年3月7日付。

第二項 「播州筋の売」の要因

米投売防止運動の破綻のきっかけとなった「播州筋の売」とは、どの地域からの移出であろうか。そして、これは何を意味しているのか。一九二〇(大正九)年一二月、県内各郡における米の移出率から、それを明らかにする。「播州筋の売」とあるため、播州米を生産する地域—明石郡、美囊郡、加東郡、加西郡、加古郡、印南郡、飾磨郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、宍粟郡の米の移出率に限定して分析する。庄司俊作氏によると、これらの地域の内、美囊郡、加東郡、加西郡、神崎郡は、酒米地帯であった⁽¹⁹⁾。米投売防止運動は、飯米のみを対象としていたため、ここでは、播州米を生産する地域を、飯米の生産高が高かったと思われる地域に限定する。具体的には、明石郡、加古郡、印南郡、飾磨郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、宍粟郡に限定して分析するということである。

【補論表・5】によると、一九二〇(大正九)年一二月において、米の移出率が高かった郡は、多可郡(六二・八四%)、美囊郡(五二・一〇%)、加東郡(四七・四四%)、飾磨郡(四一・七七%)、明石郡(四一・五四%)、佐用郡(四一・〇三%)であった。その内、多可郡、美囊郡、加東郡の上位三郡は、前述の通り、酒

米地帯に属していた。酒米の移出は、主として一二月であるため、これら三郡の移出率が高くなった。米投売防止運動は、飯米を対象とした運動である。以上のことから、「播州筋の売」とは、飾磨郡、明石郡、佐用郡の三郡からの飯米の移出であったことがわかる。

これら三郡の内、最も注目すべきは、佐用郡である。一九一九（大正八）年一二月と一九二〇（大正九）年一二月とを比較した場合、播州米を生産する地域の中で、唯一、佐用郡だけが移出率が上昇したのである。具体的には、佐用郡の移出率は、一九一九（大正八）年一二月には二二・八九%であったが、一九二〇（大正九）年一二月には四一・〇三%となった。確かに、佐用郡では、例年において、一二月における米の移出率が高かった。しかし、一九一九（大正八）年一二月から一九二〇（大正九）年二月にかけて分散して移出されているのに対し、一九二〇（大正九）年一二月と一九二一（大正一〇）年一月については、この両月に集中して移出されていたことがわかる。

一方、一九二〇（大正九）年一二月における飾磨郡と明石郡の移出率は、飾磨郡四一・七七%、明石郡四一・五四%といずれも四〇%を超えた。しかし、これらの地域における前年の移出率は、飾磨郡五二・三一%、明石郡五一・七九%であった。

一九二〇（大正九）年の移出率が前年に比べ、低くなっていた。

これに対し、一九二一（大正一〇）年一月の移出率は、飾磨郡二〇・三三%、明石郡二一・一一%、前年は、飾磨郡一一・八二%、明石郡八・七一%であった。一九二一（大正一〇）年一月の移出率は、前年に比し、高くなっていたことがわかる。そして、飾磨郡と明石郡以外の播州米を生産する地域でも、同じ傾向であった。つまり、佐用郡以外の播州米を生産する地域では、米投売防止運動が展開する中、個別農家による米の売り控えと売急ぎが相克していたといえる。

では、なぜ、佐用郡において、一九二〇（大正九）年一二月の米の移出率が高くなったのだろうか。ここでは、佐用郡における農業の担い手について注目したい。【補論表・3】によると、佐用郡の自作地率は、五一・五一%であった。これは、播州米を生産する地域において、美囊郡（六〇・二七%）、加西郡（五二・八五%）に次いで高い値であった。

しかし、【補論表・2】によると、佐用郡における自作地の面積は、五反歩以下が五七・九%、五反以上一町歩未満が二四・三%、一町以上三町歩未満が一四・八%であり、自作地が狭小であったことがわかる。これらことから、佐用郡では、自作兼小作層が分厚く形成されていたといえる。この自作兼小作層が、一

九二〇（大正九）年一二月に、米を売急いだのであった。佐用郡の自作兼小作層が米を売急いだ要因は、米価にあった。【補論表・6】をみてほしい。一九二〇（大正九）年一〇月、佐用郡の米価（一石当りの米価）は三七円三六銭であったが、一月には三〇円〇六銭、一二月には二八円三四銭となった。一九二〇（大正九）年一月から一九二一（大正一〇）年二月にかけて、佐用郡の米価は、播州米を生産する地域の中で、最も低い水準に低落していった。さらに、【補論表・7】によると、農家の経営実態から見て、佐用郡は、播州米を生産する地域の中で、米からの収入が最も低い地帯を形成していた。

つまり、佐用郡では、飯米から利潤を見いだそうとする自作兼小作層が、米を売急いだことにより、一九二〇（大正九）年一二月の米の移出率が高くなったのである。以上のことから、「播州筋の売」とは、飯米販売に利潤を見いだそうとする自作兼小作層⁽²⁰⁾による売急ぎが要因だったと結論付けることができる。

【補論表-6】 1920年10月～1921年3月における播州米を生産する地域の米価

単位：円

	1920年			1921年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
明石郡	38.63	35.20	32.68	31.25	32.48	28.00
美囊郡	37.32	33.86	31.93	32.56	30.81	28.90
加東郡	37.73	33.94	34.00	32.41	30.72	28.22
多可郡	37.11	32.79	32.11	32.33	30.48	28.10
加西郡	37.81	35.27	31.54	32.17	29.69	28.11
加古郡	37.34	34.77	32.00	30.60	30.71	27.34
印南郡	37.81	34.90	33.00	29.40	28.50	27.95
飾磨郡	38.21	33.67	30.58	31.76	28.45	28.37
神崎郡	39.12	34.86	32.00	32.10	30.55	27.46
揖保郡	37.73	33.64	31.00	30.99	29.73	29.13
赤穂郡	39.42	34.93	31.59	31.28	30.42	26.45
佐用郡	37.36	30.06	28.34	29.21	27.44	27.32
宍粟郡	39.07	32.11	29.67	31.08	29.01	27.99

出典：兵庫県米穀検査所、前掲書『兵庫県米穀検査報告』1920年度、66～67頁。

【補論表-7】播州米を生産する地域における郡別農産物総価格(1919年)

単位：円

	米	麦	食用農産物	緑肥作物	果実	葉煙草	繭
明石郡	6,009,201	874,562	429,570	5,921	32,974	117,356	54
美嚢郡	5,334,290	408,002	203,297	17,982	38,967	8,580	2,593
加東郡	6,286,147	871,352	462,851	79,999	79,714	39,115	27,538
多可郡	3,569,147	610,553	271,159	48,943	75,686	0	386,744
加西郡	4,429,734	632,566	335,718	31,237	57,878	5,335	37,560
加古郡	6,864,774	1,121,673	299,579	7,733	5,984	27,959	316
印南郡	4,587,188	373,000	394,988	25,257	22,980	15,617	0
飾磨郡	6,723,699	1,413,078	1,139,344	7,976	39,461	0	179,123
神崎郡	5,459,685	1,134,170	304,992	37,866	66,955	28,073	262,883
揖保郡	8,110,959	1,858,005	900,420	10,897	127,254	0	57,207
赤穂郡	3,558,650	641,756	371,589	19,774	37,323	0	51,810
佐用郡	1,964,470	394,498	354,498	11,294	40,371	0	699,133

注：なお、宍粟郡産米は郡内流通のみであるため、これには含んでいない。

出典：兵庫県、前掲書『兵庫県統計書』各年度。

第三項 共同販売からみる運動の効果

前述の通り、一九二一（大正一〇）年一月二二日以降、米投
 売防止運動は質的に転換した。運動の方法としては、個別農家
 による米の売り控えから、系統農会と販売幹旋所のルートを用
 いた共同販売へと移行した。一九二〇（大正九）年度の段階で、
 販売幹旋所が対象としていた穀物は酒米と飯米であったが、主
 として酒米の販売業務を行っていたと推測される。神戸販売幹
 旋所の史料や兵庫県農会、町村農会の史料から、米投売防止運
 動において、このルートを用いていたことを示す記述はない⁽²¹⁾。
 つまり、米投売防止運動時においては、県農会は共同販売のル
 ートとして産業組合の農業倉庫等を利用していた⁽²²⁾。

【補論表・8】は、一九一九（大正八）年度から一九二一（大
 正一〇）年度における県内産米生産検査量中の共同販売の割合
 を示したものである。これによると、一九二〇（大正九）年度
 において、およそ半数の地域では、共同販売によって販売され
 た飯米の割合が、前年に比べ、減少した。増加した地域は、有
 馬郡、美嚢郡、加西郡、加古郡、佐用郡、養父郡、朝来郡、氷
 上郡、多紀郡、津名郡、三原郡であった。一九二一（大正一〇）
 年度は、加古郡、印南郡、出石郡、養父郡、多紀郡で減少した

【補論表-8】県内産米生産検査量中共同販売の割合

単位：%

	1919年度	1920年度	1921年度
武庫郡	8.57	6.38	6.86
川辺郡	9.04	6.78	10.70
有馬郡	11.95	17.18	18.46
明石郡	15.52	13.66	15.48
美囊郡	40.61	41.68	56.09
加東郡	28.61	24.68	33.47
多可郡	38.29	22.37	49.99
加西郡	5.95	6.09	10.07
加古郡	0.94	1.71	0.70
印南郡	0.24	0.24	0.18
飾磨郡	0.39	0.00	0.00
神崎郡	1.39	0.46	1.52
揖保郡	0.37	0.18	1.54
赤穂郡	4.98	0.76	10.85
佐用郡	0.49	1.28	2.79
穴栗郡	4.96	2.47	4.92
城崎郡	0.00	0.00	1.35
出石郡	0.33	0.30	0.00
養父郡	0.57	2.96	2.16
朝来郡	0.00	0.30	2.48
美方郡	0.00	0.00	0.00
水上郡	4.22	4.53	4.73
多紀郡	2.73	5.98	5.54
津名郡	0.19	0.53	2.11
三原郡	0.00	0.02	0.41

注：数値は共同販売俵数／生産検査量×100によって導き出した数値である。共同販売俵数がかけている年度及び郡については、0%と表記している。

出典：共同販売俵数は、兵庫県米穀検査所、前掲書『兵庫県米穀検査報告』1919、1920、1921年度（119～120頁）。生産検査量は、兵庫県米穀検査所、前掲書『兵庫県米穀検査報告』1919年度、1920年度、1921年度（6～8頁）。

が、これらを省いたすべての郡で、増加した。米投売防止運動が展開していた一九二〇（大正九）年度において、県下農村では十分に共同販売を実施できなかった。県農会も、この状況を認識していた⁽²³⁾。つまり、県内における米投売防止運動の効果は、むしろ低かったといえよう。

第四項 「農民の中堅なる諸君」の消極性の要因

県内では、個別農家による米の売控えと売急ぎが相克していたが、「播州筋の売」を契機として、各地で米の移出量が増加した。そのことが米価の低落を招き、事実上、米投売防止運動が破綻した。また、前項で確認した通り、米投売防止運動の方途である共同販売も広がりを見せなかった。このような運動の状況について、県農会は、一九二一（大正一〇）年二月四日に配布した「米価問題情報」で、次の通り述べていた。

農民の中堅なる諸君は、消費者側から反対があるとして「さはらぬ蜂はさゝぬ」といふ様な意気地ない態度をすて、献身的に農家全体に納得させてもらひたい。新聞紙に対しても批判的眼を有する人々によつて多数の盲目諸君に対する暗示を一掃することに努められむことを望む⁽²⁴⁾

この史料によると、県農会は、「農民の中堅なる諸君」が、米投売防止運動を「農家全体」に広げる役割を果たすと考えていたことがわかる。当該期において、県農会は、小地主や自作兼小作層も含む自作層を専業農家層として捉え、農業諸事業の担い手と位置づけていた⁽²⁵⁾。つまり、「農民の中堅なる諸君」とは、小地主や、自作兼小作層も含む自作層であったといえる。しかし、小地主や、自作兼小作層も含む自作層は、「消費者」からの

反対を理由に「意気地ない態度」であり、米投売防止運動を積極的に宣伝していなかったのである。

したがって、小地主、自作兼小作層も含む自作層が米投売防止運動に消極的であった要因は、消費者と対立関係になつていたことであつた。具体的には次の二点である。一つは、農村内部では、既に小作層等の米の消費者層が形成されていた点である。そして、もう一つは、米騒動以来、米価問題は大きな社会的な問題として位置づけられていた点である。そのため、米投売防止運動は、食糧市場における米の消費者から批判的に捉えられていたのであつた⁽²⁶⁾。

さらに、生産者と消費者の対立という構図は、地主对小作という小作争議の構図とも重なり合つていた。当時、県下では、階層分化がすすんでおり、米投売防止運動は、階層間の矛盾と結びつく状況が存在していた。例えば、県下農村社会の中に、階層間の矛盾が存在していたため、地主層が米投売防止運動を積極的に展開できなかったといつたことである。一、二月の段階で米の移出率が高かつた地域―宍粟郡、養父郡、美方郡は、県内でも階層分解がドラスティックに進んでいた地域であつた【補論表・2】【補論表・3】。これらの地域では、小作争議がいつ起こつてもおかしくない状況が存在していた。また、美方郡

では、小作層が米投売防止運動に反対の意を示していた⁽²⁷⁾。

一方で、米投売防止運動の破綻の契機となつた「播州筋の売」の要因は、飯米販売に利潤を見いだそうとする自作兼小作層の売急ぎであつた。県農会は、これらの層を誘導することができなかったのである。

要するに、農村に生産者と消費者の対立構造が出来上がつており、これが小作争議と不可分に結びついていたために、農業者の飯米販売への利潤追求を米投売防止運動に誘導できなかったのである。

米穀法体制において、系統農会は、全国の農業者が米の共同販売を行うことにより、政府買上げ米の目的価格を創り出すことを想定していた。系統農会は、小地主や自作兼小作層も含む自作層を共同販売の担い手として位置づけていた。そのため、これらの層を共同販売に誘導することが、県農会にとって必須課題となつたのである。

第四節 米穀法と多木の米価政策

「米麦多収穫奨励に関する建議」⁽²⁸⁾は、一九二一（大正一〇）年二月二四日、米穀法案審議と同時並行で、県農会長多木久米

次郎と木下甚三郎⁽²⁹⁾によって、政府に提出された建議である。「米
麦多収穫奨励に関する建議」の中で法案化が求められた米麦多
収穫奨励事業（多木は建議中において「米麦作立毛奨励会」と
述べている）は多木が発案し、一九一三（大正四）年以来、兵
庫県農会で実施された事業であった。これは、一九一九（大正
八）年に政府に提出した「食糧自給に関する建議」の中で、要
求された事業であった。「食糧自給に関する建議」は、「帝国内
自給」論に基づいて作成された建議であり、そして、米麦多収
穫奨励事業は、その方途として位置づけられていた。したがっ
て、「米麦多収穫奨励に関する建議」も、多木の「帝国内自給」
論に基づいた内容であったといえる。

「米麦多収穫奨励に関する建議」の要点は、以下の二点であ
った。

一つは、一九二〇（大正九）年の米麦生産高に関する多木の
認識を示している点である。多木は、これについて、「昨年の豊
饒は気候の豊饒ではありません、人工の豊饒であります」⁽³⁰⁾と述
べた。つまり、多木は、一九二〇（大正九）年の豊作について、
農業者の努力によってもたらされた結果であり、これにより米
麦の増産が実現しているという認識を持っていた。さらに、多
木は、「況や三斗五斗の一段歩に付いての増減と云ふものは、一

片の注意と農家の勤情に依つて直ちに表れる次第」⁽³¹⁾と述べた。
多木は、このように、米麦の生産高が「一片の注意と農家の勤
情」によって変化すると捉えていた。

もう一つは、系統農会による米麦多収穫奨励事業の現状であ
る。多木は「賞典が甚だ少くしてからに、十分農家の奨励心を
動かすに足らぬ」という理由から、政府に「一町村に対し（中
略）麦の奨励に百円米の奨励に百円づつ」、米麦多収穫奨励事業
に対する補助金の増額を望んでいたのである⁽³²⁾。多木は、「賞典」
が少額であるために、系統農会は米麦多収穫奨励事業において、
未だ十分に農家を系統農会の目指す方向に誘導できていない、
という認識であった。

要するに、多木は、現在の系統農会の米麦多収穫奨励事業に
ついて、「農家の勤情」によって現在米麦の生産高は増加してい
るが、この「農家の勤情」を系統農会の目指すべき方向へと十
分に誘導できていない、という危機意識を持っていた。

しかし、「米麦多収穫奨励に関する建議」は、第四四帝国議
会でも法案化されなかった。そのため、米穀法施行後、県農会は、
政府が米の買上げを実施するよう陳情するとともに、再び「米
麦多収穫奨励に関する建議」を政府に提出した。提出にあたり、

県農会は、県下郡市町村農会長に通知状を出した。この通知状には、次の通り記されていた。

折角ノ良法（米穀法―筆者）モ買上ノ時機ヲ逸スルニ於テハ立法ノ主旨ニ悖ルノミナラズ（中略）一面農家ニ対スル農会ノ面目ハ失墜シ将来ニ於ケル農事ノ開発何ニ依テカ振作セサルベキ実ニ寒心ノ至リニ存候（中略）第四十四議會ニ於ケル多木代議士外一名ノ米麦多収穫奨励ニ関スル建議案ハ洵ニ機宜ニ適スル法案ニシテ食糧充実上喫緊ニ候^(3.3)

この史料から、米穀法と「米麦多収穫奨励に関する建議」の位置づけが明らかになる。県農会は米穀法が成立しただけでは不十分であり、政府による米の買上が実施されなければ「農会ノ面目ハ失墜シ」、農業者を「農事ノ開発」―系統農会による農業諸事業をどのような方法で振作させるか不安である、と述べていた。つまり、県農会は、米投売防止運動の成果が「農会ノ面目」と直接に関係し農業諸事業に影響を与える、と捉えていたのである。そして、この問題を解決する方法として、政府による米の買上と米麦多収穫奨励事業が挙げられていた。

さらに、県農会は、「米麦多収穫奨励に関する建議」を次の二点において「洵ニ機宜ニ適スル法案」として位置づけていた。

第一に、米投売防止運動直後であり、政府による米の買上が実

施されるかどうかによって、「農会ノ面目」が失墜するかもしれない不安定な時期という点である。第二に、米騒動以後、現実問題として「食糧充実」が必須課題であったという点である。

前述の通り、多木は、第四四帝國議會で「米麦多収穫奨励に関する建議」を説明する際、米麦多収穫奨励事業の「賞与」が少ないため、十分に農業者を系統農会の目指す方向に誘導できていない、という危機意識をもっていた。そのことを考えると、「農会ノ面目」が失墜するかもしれない不安定な時期だからこそ、米麦多収穫奨励事業の「賞与」を増額し、系統農会が目指す方向に農業者を誘導することが重要と捉えていたのである。

つまり、農業者に対する系統農会の信頼の維持と、食糧自給の実現という二つの点から、「米麦多収穫奨励に関する建議」は「洵ニ機宜ニ適スル法案」だと主張していたのである。言い換えると、多木は、米穀法体制において米麦多収穫事業を県下の農業者を農政運動に誘導する方途として、位置づけていたということである。

おわりに

以上、補論では、県内における県農会の取り組みと米投売防

止運動の実態を明らかにした。本節のまとめとして、次の四点を要点として述べる。

第一に、米投売防止運動に対する県の対応についてである。積極的に米投売防止運動を宣伝する県農会に対し、有吉知事は、系統農会が主体となって農政運動を展開することを批判した。しかし、一方で、有吉知事は、米投売防止運動にかわる農業者保護の措置を用意していた。それは、農工銀行が農産物を抵当として金融の便を図るという対策であった。これらの背景には米穀法案の成立があった。つまり、系統農会が主体となって米投売防止運動を行わないことが、米穀法案成立のための条件であった。それゆえ、県内では、米投売防止運動開始当初、個別農家による売控えという方法で米投売防止運動を展開したのである。

第二に、系統農会が、米投売防止運動の目的を米穀法の早期成立と政府による米の即時買上を実現することへと変え、県農会は、政府買上げ米目的価格を創り出すために、積極的に米投売防止運動を展開したのである。これは、前述の条件を超えるものであった。

第三に、県内における米投売防止運動の実態についてである。県農会は積極的に米投売防止運動に取り組んだ。しかし、県農

会が米投売防止運動の担い手として捉えていた小地主、自作兼小作層も含む自作層は、米投売防止運動に消極的であった。県下農村には、県農会の米価対策と階級矛盾とが結びつく状況があったからである。県農会は、米価対策から農村における階級矛盾を取り除き、米価対策や米穀対策に、小地主、自作兼小作層も含む自作層の意欲（飯米に対する利潤追求）を誘導しなければならぬ。この方策として位置づけられたのが、米麦多収穫の奨励であった。

第四に、米投売防止運動は、県農会が農政運動に農業者を誘導する動きを活発化させる契機となった。これは、同時に、県農会でそれまで別個に展開していた農業諸事業と農政運動を結びつけたという歴史的意味を持つものであった。例えば、米穀法体制において、米の共同販売は、系統農会が米価調節に介入する方途でもあった。また、県農会の中心事業であった米麦多収穫事業は、農政運動に農村の担い手を誘導する方途として位置づけられた。県内では、共同販売の担い手と捉えられていた小地主や、自作兼小作層も含む自作層が、米投売防止運動に消極的であった。県農会は、これらの層を取り込む方策として、生産や流通等の農業諸事業を展開した。この農業諸事業と農政

運動のシンクロによって、県農会は農政運動を活性化させていったのである。

(1) 帝国農会史稿編纂会『帝国農会史稿』（記述編、農民教育協会、一九七二年）三〇八～三〇九頁。以下、『記述編』と表記する。三〇八～三〇九頁。具体的対策として、部落を単位とした「米穀投売防止実行組合」の設立、各郡市町村に督励委員を設置した事例が紹介されており、これらは末端部落まで滲透していたとされる。

(2) 兵庫県農会『農会通信』（第五〇号）八頁。印刷は一九二〇（大正九）年一月一七日と記されている。

(3) 『大阪毎日新聞（兵庫県附録）』一九二〇年一月二〇日付。以下、『大毎』と表記する。

(4) 『大毎』一九二〇年一月二四日付。

(5) 『大阪朝日新聞（兵庫県附録）』一九二〇年一月二四日付。以下、『大朝』と表記する。

(6) 『大毎』一九二〇年一月二五日付には、米投売防止運動に対する有吉知事の見解として「県農会の決議や運動が余り不穏と認めれば決議取消を命ずるかも知れぬと言明して居る」とある。これに対して、県農会は、以下の通り述べた。

県農会が米穀不売の決議に対し知事から取消命令を発するだけの権能があるか否かは頗る疑問であつて、農会令に依ると知事は郡市町村農会に対して指揮命令を発することは

出来るが、府県農会に対しては或る程度まで農商務大臣でない指揮命令を発し得ないことに定めてある。尤も解釈の如何に依ては知事が決議取消の命令を発し得ぬとしても斯る農村苦境の場合だから、知事も生産者の立場を洞察して暫く此決議を黙認して貰わねばならぬ

この史料によると、県農会は、知事が県農会に対して米投売防止運動の決議を取り消すということはできないと述べていた。また、農村が「苦境」であるため、知事は米投売防止運動を黙認しなければならぬとも論じていた。

(9)川東輝弘『戦前日本の米価政策史研究』(ミネルヴァ書房、一九九〇年)一三三―一三五頁。

(10)加古郡農会「米穀投売防止運動」五五五頁。加古郡は、多木の地元であり、米投売防止運動がさかんであった地域である。

(11)兵庫県米穀検査所『兵庫県米穀検査報告』(大正九年度、一九二二年八月)一頁。

(12)庄司俊作『近代日本農村社会の展開』(ミネルヴァ書房、一九九一年)五三八頁。

(13)拙稿「初期小作争議への対応策と系統農会の主体性―兵庫県における土地利用組合奨励事業の成立過程を中心に―」(神戸大学史学研究会『神戸大学史学年報』第二六号、二〇一一年六月)

二〇―二二頁。この時点において、県や県農会は、神戸等都市部における労働市場の形成との関係を、小作争議の要因の中に挙げていなかった。しかし、県下農村でドラスティックに階層分解が進んだ背景として、神戸等都市部における労働市場の形成が、密接に関係していた(今西「兵庫県下の初期小作争議」

兵庫県史編集専門委員会『兵庫県の歴史』第二二号、一九八二年。庄司俊作、前掲書『近代日本農村社会の展開』一九九一年)。

(12)八木芳之助『米価及び米価統制問題』(有斐閣、一九三二年)。

(13)持田恵三『米穀市場の展開過程』(東京大学出版会、一九七〇年三月)。

(14)伏見孝信「日本産業組合の展開について―明治末・大正期における米穀販売事業に関連して―」(日本史研究会『日本史研究』第一一七号、一九七一年一月)三六―四一頁。

(15)産業組合中央会兵庫支会『兵庫支会報』(第九五号、一九二〇年八月五日)五頁。兵庫米穀物検査所『兵庫米穀検査満一五周年記念誌』(一九二三年一〇月)一五一―一七二頁。

(16)兵庫米穀検査所、前掲書『兵庫米穀検査報告』(大正九年度)。

(17)『神戸又新日報』一九二一年一月八日付。以下、『又新』と表記する。

(18) 「播州筋の売」については、『又新』一九二一年一月八日付。米投売防止運動の破綻の指摘については、玉真之介、前掲書『主産地形成と農業団体―戦間期日本農業と系統農会―』一三〇―一三一頁。

(19) 庄司俊作、前掲書『近代日本農村社会の展開』五三八頁。

(20) 玉真之介氏は、岡山県における米投売防止運動の実態分析から、この運動の担い手が、商業的農業の中核を担っていた広範な中小農層であることを明らかにした（玉真之介『主産地形成と農業団体―戦間期日本農業と系統農会―』（農山漁村文化協会、一九九六年、一四四頁）。岡山県では、これら中小農層が米投売防止運動に積極的に参加した。しかし、兵庫県では、中小農層は米投売防止運動に消極的であった。米価対策において、これらの層と県農会の利害が一致しなかったことがわかる。

(21) 『神戸販売斡旋所十周年記念誌』には酒造米や政府買上米の具体的な共同販売の方法についての記述はあるものの、食糧米の共同販売の具体的な方法に関する記述はない（帝国農会神戸販売斡旋所『神戸販売斡旋所十周年記念誌』一九二九年四月、五―六頁）。また、『農会通信』『兵庫農会史』（兵庫農会『兵庫農会史』一九三〇年）、加古郡八幡村農会関係文書他の中にも、米投売防止運動を展開している時期に、食糧米の共同販売

を実施していた記述や史料はない。兵庫県農会は、新規事業を展開した際、必ずこれに拘る冊子を刊行したり、『農会通信』に掲載したりする。食糧米の共同販売に関する記述が見当たらないのは、これが実際はほとんど機能していなかったことを示している。

(22) 例えば赤穂郡船坂村（兵庫県農会『米価問題情報』第二号、一九二一年二月四日）。

(23) 兵庫県農会『米価問題情報』（第三号、一九二一年二月七日）。

(24) 兵庫県農会「宣伝」（同、前掲書『米価問題情報』第二号）。

(25) 拙稿、前掲論文「初期小作争議への対応策と系統農会の主体性―兵庫県における土地利用組合奨励事業の成立過程を中心に―」二〇―二二頁。

(26) 『大朝』一九二〇年一月一七日付。帝国農会、前掲書『帝国農会報』（第一一巻第一号）四―一二頁。

(27) 注(11)参照。養父郡では、一九二〇（大正九）年六月に、高柳村小作争議が解決したばかりであった。その後も、郡内では小作争議がいつ起こってもおかしくない状況であったと考えられる。また、一九二一（大正一〇）年八月、宍粟郡では菅野村、安師村などで小作争議が起きていた（『又新』一九二一年一月二八日付）。美方郡の動向については、『大朝』一九二一年一月

二二日付。

(28) 多木久米次郎、木下甚三郎「米麦多収穫奨励に関する建議案」
一九二一年二月二四日（大日本帝国議会誌刊行会、前掲書『大日本帝国議会誌』一八〇六頁）。

(29) 兵庫県第七区（明石郡）選出衆議院議員、政友会所属。

(30) 多木久米次郎、木下甚三郎、前掲史料「米麦多収穫奨励に関する建議案」。

(31) 多木久米次郎、木下甚三郎、前掲史料「米麦多収穫奨励に関する建議案」。

(32) 多木は、この史料の前段で、以下の通り米麦多収穫奨励事業を説明している（多木久米次郎、木下甚三郎、前掲史料「米麦多収穫奨励に関する建議案」）。

此案はどうか一町村に對しまして、麦の奨励に百円米の奨励に百円づつやつて戴きたいと云ふことを希望するのであります、しました所僅か二百三四十万円の金であります、

此農家一變の努力奨励が、金にしまして何億万円と云ふ生産を積むことになつて、此金を一方から出して一方から取つて、決して損をすべきものではないのであります（中略）

殊に私は此多数奨励と云ふことは明治二十年以來之を唱へまして四十年來の研究を積んで居る訳であります

(33) 兵庫県農会「米の買上に関する陳情書及び米麦生産増殖奨励に関する建議提出に付通知状」一九二一年四月二一日（加古郡八幡村農会『大正拾年農會書類』加古川市役所所蔵）。

終章 本論文の総括と展望

第一節 本論文のまとめ

本論文では、戦間期系統農会による米価対策の展開過程を検討した。特に、兵庫県農会の農業経営方針の中からつくり出された「帝国内自給」論に注目した。そして、「帝国内自給」論が後に、系統農会全体の食糧自給論へと転換していく過程をみた。本論文の最後に、「帝国内自給」論の歴史的意義について、総括的に考察する。その前提として、もう一度、各章をまとめる。

第一章では、一九一〇年代における神戸米穀肥料市場（以下、神戸と表記する）の動向と兵庫県農会の米価対策を、全国の動向と比較検討した。

一九一〇年代日本の米穀市場では、飯米需要の増加に伴い、植民地米の移入量が増加した。そして、その影響が、内地米価格に対し次第に強く作用するようになってきた。帝国農会は、内地米価格を高位に維持することを政府に要望するために、建議活動を展開した。具体的には、帝国農会が、朝鮮米移入税の復活、台鮮米代用制度の撤廃、朝鮮米の輸出という米価対策を

政府に求めた。それらの米価対策は、内地で内地米だけを消費するという「内地自給」論に基づいたものであった。

帝国農会の「内地自給」論とは、内地への植民地米の流入を避けることにより、内地による自給を守るという食糧自給論である。その方法は、関税を設けることにより朝鮮米の自由移入を禁止することに加え、外国へ植民地米の輸出を奨励するというものであった。この「内地自給」論は、帝国農会の農政運動の中心人物たちに支持された議論であった。これらの人物を介して、地方農会も帝国農会の農政運動に積極的に関わっていった。それゆえ、帝国農会の食糧自給論は、当初、「内地自給」論であったと捉えることができる。

一方、神戸も全国の米穀市場と同様に、植民地米の流通量が急増していた。しかし、神戸は植民地米の消費量が少なく、消費地というよりは通過点としての集散地であった。そのため、朝鮮米の流通量が増えても、県内産米価格は下落しなかった。したがって、兵庫県農会の食糧自給論の活発化にインパクトを与えたのは、他地域におけるような朝鮮米の流入ではなく、県農会長の交代であった。この時期、兵庫県農会では、県農会長が伊藤長次郎から多木久米次郎に改選され、多木のもとで農業経営方針も転換していくことになった。

伊藤が県農会長であった時期の兵庫県農会は、養蚕業の普及や産業組合の設置などに積極的に取り組み、内地のみを対象とした農業経営方針をたてていた。しかし、植民地朝鮮をも視野に入れて「朝鮮視察」を提起した多木に県農会長がかわったことによつて、兵庫県農会の農業経営方針は、植民地を含めたものへと大きく変化した。さらに、兵庫県農会が植民地朝鮮へ視察団を積極的に派遣することによつて、県内の大地主など地方有力者は、植民地朝鮮に資本投資を進めることとなつた。これらの大地主たちは、県農会評議員などをつとめており、兵庫県農会の運営にも影響力を持っていた。つまり、兵庫県農会の中心が、植民地朝鮮をも視野に入れていた多木や県内の大地主によつて占められたことで、兵庫県農会も、内地だけでなく植民地朝鮮も県下農業者が農業を経営する場として捉えるという農業経営方針へと、変質していったのである。それゆえ、兵庫県農会の米価対策が、内地と植民地を併せて一つの米の生産範囲とする「帝国内自給」論を軸に展開していくことになるのである。

すなわち、一九一〇年代前半の食糧自給論は、帝国農会においては「内地自給」論、兵庫県農会においては「帝国内自給」論という違いがあつたのである。

第二章では、外米管理令を公布した政府に対し、兵庫県農会が「帝国内自給」論に基づき「米価調節反対運動」を展開した過程について分析した。そして、そうした関連において兵庫県農会の「帝国内自給」論の内容を詳細に検討した。

一九一八（大正七）年以降、シベリア出兵、それに伴う利益を見込んだ米の投機、米の買い占めや売り惜しみ等の影響により、米価は高騰していった。これに対して、政府は、自らが外国米を輸入するという措置を講じた（外米管理令）。外米管理令の狙いは、政府主導の外国米輸入によつて、内地における米の供給量を増加させ、米価を下落させるというものであつた。神戸では、政府が外国米を輸入するという発言や行為が、農家の米の売り惜しみに歯止めをかけた。米価上昇の停止は、当然地主にとつて不利益であつたため、兵庫県農会は、政府に対し「米価調節反対運動」を展開することになつた。この時、建議の中で用いられた食糧自給論が、「帝国内自給」論であつた。

兵庫県農会の「帝国内自給」論とは、内地と植民地双方で米穀を増産することによつて、米価維持を図るとする食糧自給論である。兵庫県農会は内地だけでなく植民地朝鮮も、県下農業者が農業を経営する場として位置づけていた。そのため、兵庫県農会は、外国米で補填している米の供給量不足部分を、植民

地米を自由移入することによって代替し、高米価を維持できると考えていた。そして、兵庫県農会は、このことによって、県下農業者を保護できると捉えていたのである。以上のような考え方に「帝国内自給」論は基づいていたため、当該期における米の供給量不足という危機的状况に対して、政府の方針に反対して、外米輸入に依存しない方向性を提示した。

兵庫県農会が「帝国内自給」論をつくりだした要因は、第一章で述べた通り、内地と植民地を一つの米の生産の範囲として捉える兵庫県農会の農業経営方針と、多木をはじめとした兵庫県農会の関係者が植民地朝鮮の利潤と結びついていたことから、そのような視野を持ち得たことであつた。

さらに、「帝国内自給」論は、県下地主層にも支持されていた。それは、当該期の神戸が、植民地米の集散地であり、植民地米が県内産米価格を下落させる原因になつていなかつたためである。「米価調節反対運動」自体は、知事の圧力と米騒動の中で消滅していったが、その後も、県下地主層は、「帝国内自給」論を支持し続けたのである。

研究史上では、系統農会の食糧自給論は、一貫して、「内地自給」論であつたと述べられてきた。しかし、系統農会の中で唯一兵庫県農会だけが「帝国内自給」論を展開したことが明らか

になつた。

第三章では、米投売防止運動における系統農会の米価対策の変遷を分析することを通して、「帝国内自給」論のその後の展開を明らかにした。

前章までで明らかにした通り、兵庫県農会以外の地方農会の食糧自給論は、「帝国内自給」論ではなかつた。そして、「内地自給」論をもつた地方農会の代表者が、帝国農会の農政運動に積極的に関与していたため、帝国農会の食糧自給論も「内地自給」論であつた。したがって、兵庫県農会は常平倉制度の成立を目指して、関西二府二県農会協議会を開催したが、この協議会で決議された米価対策も「内地自給」論に基づいた内容（植民地米の自由移入を禁止する内容）であつた。

しかし、帝国農会が米投売防止運動の対策を再考することによって、帝国農会の食糧自給論が「内地自給」論から「帝国内自給」論へと転換した。具体的には、米投売防止運動の米価対策が植民地米の自由移入を禁止する内容から、これを容認する内容へと変化したのである。その変化の理由は、臨時財政経済調査会において常平倉制度案を成立させるためであつた。政府は、帝国内での米の増産政策と常平倉制度を一体として捉えており、植民地米の自由移入は常平倉制度を成立させるための必

須条件だったのである。

さらに、臨時財政経済調査会で常平倉制度が一部修正され、米穀法案として帝国議会に提出されることが決定すると、系統農会は食糧自給論を「帝国内自給」論に統一した。系統農会の食糧自給論が転換することにより、米投売防止運動も、農業者の自衛手段として展開された米価維持運動から、生産者と消費者双方の福利を増進するという米穀法の政策意図を含み込んだ運動へと変化した。こうして、系統農会は、帝国内での米の増産と植民地米の自由移入を容認することにより、政府と食糧政策の基本部分を共有する中で（もちろん、系統農会は政府の外国米輸入政策に対しては反対していたが）、農政運動を展開したのである。

補論では、県内における米投売防止運動の実態分析から、知事と兵庫県農会の間で繰り広げられていた政治的駆け引きや米投売防止運動における課題、さらには、兵庫県農会がその課題を克服するための対策について明らかにした。

兵庫県では、多木をはじめ、兵庫県農会の技術員や関係者たちが、積極的に、米投売防止運動を宣伝した。県内における兵庫県農会の対策は、米穀投売防止組合の設置、「地租、県の税納付」の延期、臨時米価調整委員の設置であった。これに対し、

有吉忠吉知事は、系統農会が主体となって米投売防止運動を行うことを批判した。この批判の背景には、米投売防止運動を展開しない場合には、農産物を抵当とした金融融通策と米穀法案の成立を留意するという、政策担当者側の懐柔策の存在があった。それゆえ、兵庫県農会は、当初、農業者個人による売控えという方法を用いて米投売防止運動を展開した。ところが、系統農会が米穀法案の成立へと目的を変えると、兵庫県農会は政府買米の目的価格を農業者の手で創り出すため、米投売防止運動をより一層積極的に展開したのである。そして、米穀法体制において、系統農会が自ら米価調節に介入するという形で農業者の利益を保護する道を開いていった。

さて、県内における米投売防止運動の実態分析を通して、共同販売の担い手として位置づけられていた小地主、自作兼小作層も含む自作層が、米投売防止運動に消極的であったことが明らかになった。その要因は、県下農村では、小作争議がいつ起こってもおかしくない状態にあり、兵庫県農会の米価対策が階級矛盾と結びつく危険があったためである。米穀法の中で系統農会が農業者の利益を保護していくためには、これらの層を共同販売に取り込まなければならぬ。米投売防止運動の結果、このような課題が浮き彫りになった。その課題を克服するため

に、兵庫県農会は、これまで別個に展開していた農業諸事業と農政運動をシンクロさせていったのである。

このように、系統農会は、米投売防止運動の成果として、米穀法を成立させることができた。そして、系統農会は、米穀法の運用の中で、政府買上米の目的価格を高位に維持することにより、農業者の利益を保護しようとしたのである。この政府買上米の目的価格を調節するための方法が、共同販売であった。兵庫県農会は共同販売を円滑にすすめるため、農業諸事業と農政運動のシンクロを図ることにより、小地主、自作兼小作層も含む自作層を共同販売に誘導していったのである。

第二節 「帝国内自給」論の歴史的意義

以上、本論文の内容をまとめてきた。本節では、兵庫県農会の「帝国内自給」論の歴史的意義についてまとめる。

研究史において、系統農会の食糧自給論は、どのように捉えられてきたのであろうか。もう一度、その点について振り返りたい。

研究史では、日露戦後、帝国議会で繰り広げられた米穀関税論争（第二一から第二六帝国議会）と、昭和農業恐慌以降の米

価政策に関する議論を中心に、系統農会の米価対策が分析されている。そして、その中で、系統農会の食糧自給論にも論及されている。

まず、日露戦後、帝国議会で繰り広げられた米穀関税論争に注目が集まり、「農本主義」論とそでの系統農会の食糧自給論が分析の対象とされてきた。持田恵三氏によると、「農本主義」論とは、地主の利害を代弁する議員たちが中心となって唱えた、農業を商工業さらには国家の基礎と考え、国家を健全なものたらしめるためにこそ農業を保護すべきである、という主張である。この「農本主義」論の主張は常に内地米増産による「食糧の独立」を掲げていた、と持田氏は述べている。また、帝国議会において、地主の利害を代弁する議員たちが、この「農本主義」論に基づき米穀輸入関税の存続を求めた理由についても、国防上の観点から米穀関税を設けて国内農業を保護し、食糧自給を図らなければならない、と主張したということである⁽¹⁾。また、これら地主の利害を代弁する議員たちは、米価下落の原因は、外国米と朝鮮米にあるとして米穀輸入関税を当然視していたこと、その後も、地主の利害を代弁する議員たちにとって、朝鮮米移入税の復活が、米価維持の基本路線となっていたこと、これらの点については、川東崋弘氏が明らかにしている⁽²⁾。

このように、研究史において、日露戦後、地主の利害を代弁する議員たちの食糧自給論は、「内地自給」論であったとされてきた。また、地主たちは、帝国農会を通じて利害を主張したとされ、系統農会の食糧自給論も「内地自給」論と位置づけられて理解されてきた。

勿論、従来の研究は、米穀法が制定された一九二〇年代についても分析対象としてきた。しかし、基本的には米穀法の内容と米穀法の問題点を列挙するのみで、この時期の米価政策を簡単に取り上げるだけに止まっている⁽³⁾。

一方、その後の帝国農会についての研究に関しては、やや時代が下って、昭和農業恐慌前後の米価政策についての議論に関心が集中してきたといえる。この時期、産米増産計画の結果、植民地米の移入量が急増し、これが内地米価格下落の直接的原因になった。そのため、帝国農会は、政府に対して輸移入米の国家管理など植民地米移入の規制を訴えていた。このような事実が、研究史では強調されている。そうしたことから、系統農会の食糧自給論は「内地自給」論であったと、研究史上では分析されている⁽⁴⁾。

以上の通り、研究史では、日露戦後期と昭和農業恐慌前後における系統農会の米価対策を中心に分析し、内地と植民地との

関係を利害対立という構図で捉えてきた。それゆえ、内地の地主の利害を代弁する系統農会の食糧自給論は、「内地自給」論であったと位置づけられている。

しかし、本論文では、系統農会の中で、唯一、兵庫県農会だけが「帝国内自給」論を堅持していたことを実証的に明らかにした。この「帝国内自給」論は、内地と植民地とを一体として捉える兵庫県農会の農業経営方針の中から生まれた。そして、兵庫県農会は、「帝国内自給」論を農業経営方針として展開したのである。前述した「内地自給」論は、米価維持に関する問題を個々の農業者の個別経営維持の観点から捉えた。これに対し、「帝国内自給」論には、当該期における米の供給量不足という状況をいかに解決していくのか、また、日本の食糧政策をどのように展開していくのか、といったより広い課題を政策的な枠組みの中で捉える、という明確な相違が存在したのである。

一方、食糧自給論の転換は、米穀法制定過程において、当該期日本の食糧問題を議論する際、「内地自給」論では、到底、系統農会の利益そのものすら実現できなくなっていたという、食糧需給関係をめぐる状況の重大な変化を背景としていたと考えられるのである。

第三節 今後の課題と展望

最後に、今後の課題と展望について述べておきたい。本論文は、その分析対象を兵庫県農会の動向に限定したため、十分に論じることが出来なかつた点が多々あつた。今後に残された課題は、以下の四点である。

第一に、兵庫県農会の「帝国内自給」論と帝国農会の「帝国内自給」論との関係である。これらの関係について、本論文では十分の明らかにすることができなかつた。

第二に、「帝国内自給」論に対する農政官僚の政策対応についてである。本論文では、帝国農会評議員であつた矢作栄蔵の議論について取り上げたが、矢作を含めた農政官僚全体の議論と「帝国内自給」論との関係について検証・分析する必要がある。

第三に、地域社会と「帝国内自給」論との関係である。なぜ、「帝国内自給」論が兵庫県農会の食糧自給論として支持されたのか。その要因を県内の農業構造との関係から明らかにしなければならぬ。

第四に、系統農会が食糧自給論を「帝国内自給」論へと転換した後の米価対策についてである。本論文では、「帝国内自給」論が形成される過程を中心に分析した。そのため、系統農会が

食糧自給論を「帝国内自給」論へと転換した後の系統農会の米価対策については論じることができなかつた。一九二二（大正一一）年、新農会法が制定され、系統農会は法的にも利益団体の側面を付与され、より一層積極的に農政運動を展開していくこととなつた。こうした過程における「帝国内自給」論の更なる展開について分析を深めていかねばならない。

今後、これらの四つの残された課題に対して、新しい史料の発掘も含め、実証的研究を進めて迫ることができれば、系統農会史研究の中に、「帝国内自給」論を、より一層明確に位置付けることができるであろうと確信する。

- (1) 持田恵三「食糧政策の成立（一）―食糧問題をめぐる地主と資本―」（農林省農業総合研究所『農業総合研究』第八卷第二号、一九五四年）二〇八頁。中村政則「軍事的半封建的資本主義国家類型の確立―ブルジョア・地主ブロック論―」（原秀三郎他『大系日本国家史』第五卷近代Ⅱ、東京大学出版会、一九七八年）三〇―三一頁。桜井誠『米 その政策と運動』（上巻、農山漁村文化協会、一九八九年）第一、二章。川東崢弘『戦前日本の米価政策史研究』（ミネルヴァ書房、一九九〇年）一一―二六頁。
- (2) 川東崢弘、前掲書『戦前日本の米価政策史研究』一六、四〇―四一、五三頁。
- (3) 桜井誠、前掲書『米 その政策と運動』第三章。川東崢弘、前掲書『戦前日本の米価政策史研究』一四―一五一頁。大豆生田稔『近代日本の食糧政策―対外依存米穀供給構造の変容―』（ミネルヴァ書房、一九九三年）第四章。
- (4) 桜井誠、前掲書『米 その政策と運動』第四―七章。川東崢弘、前掲書『戦前日本の米価政策史研究』第三、四章。大豆生田稔、前掲書『近代日本の食糧政策―対外依存米穀供給構造の変容―』第五章。